

(臨時株主総会招集ご通知添付書類)

第178期 報告書

自 2016年(平成28年)4月 1日
至 2017年(平成29年)3月31日

目次

事業報告	1
連結計算書類	34
連結貸借対照表	34
連結損益計算書	35
連結資本勘定計算書	36
(ご参考) 連結キャッシュ・フロー計算書	36
連結注記表	37
計算書類	50
貸借対照表	50
損益計算書	51
株主資本等変動計算書	52
個別注記表	53
監査報告	69
会計監査人監査報告書(連結計算書類)	69
会計監査人監査報告書(計算書類)	72
監査委員会監査報告書(計算関係書類及び会計監査報告)	75
監査委員会監査報告書(事業報告等)	77

事業報告

(自 2016年4月1日 至 2017年3月31日)

1 当社グループの事業の状況

(1) 当社グループの事業の経過及びその成果

当期の世界経済は、米国で総じて堅調な成長が続き、ユーロ圏では、ドイツをはじめ緩やかな成長が続きました。中国では個人消費が堅調に推移する一方、石炭、鉄鋼業で生産や投資の調整が行われ、成長がやや減速しました。国際金融面では、6月に英国のEU離脱に関する国民投票の結果、ポンドが急落し、11月には米国大統領選の影響等により、ドル高、株高が進みました。国内経済は、雇用、所得の改善が続く中、消費は概ね底堅く、設備投資には持ち直しの動きがみられました。輸出は持ち直しに向かいました。

来期の世界経済は、米国で引き続き堅調な成長が続き、ユーロ圏でも緩やかな成長が続く中、中国で成長率がやや高まり、世界全体としても成長率は高まると見込まれます。日本経済も1%台半ばの成長になると見込まれます。

こうした状況下、当社グループはすべてのステークホルダーからの信頼回復に向け、「海外原子力事業のリスク遮断」、「財務基盤の早期回復と強化」、「東芝グループ組織運営の強化」に取り組み、このうち、「海外原子力事業のリスク遮断」につきましては、米国時間2017年3月29日に、ウェスチングハウスエレクトリックカンパニー社(以下「WEC」という。)及びその米国関係会社並びに米国外の事業会社群の持株会社である東芝原子力エナジーホールディングス(英国)社が米国連邦倒産法第11章に基づく再生手続を開始したことに伴い、WECグループは2016年度通期決算から、当社連結対象から除外され、WECグループに係る経営成績は、連結損益計算書上、非継続事業として取り扱われることになりました。

この結果、当社グループの売上高は、メモリとHDDの増収があったものの、円高による影響や、構造改革によるパソコン・テレビの事業規模縮小の影響もあり、全体としては前期比2,840億円減少し4兆8,708億円になりました。営業損益は、賞与減額等の緊急対策に加え、前期には資産評価減、構造改革費用、不採算案件の引当等の一時的費用を計上した影響もあったことから、原子力発電システム以外のすべての事業において、対前期で改善し、特にメモリについてはさらに利益率の改善が進み、約20%の営業利益率を達成した結果、前期比7,538億円増加し2,708億円になりました。継続事業税引前損益は、前期比6,249億円増加の2,255億円の利益になりました。当期純損益は、WECグループの米国連邦倒産法第11章に基づく再生手続に伴う損失を非継続事業当期純損益に計上したことにより、前期比5,057億円減少の9,657億円の損失になりました。

また、海外売上高は、前期比2,539億円減少し2兆6,086億円になり、海外売上高比率は前期比2ポイント減少し54%になりました。

大規模な損失の計上に伴い、当期の剰余金の配当に関しましては、見送らせていただきました。

株主の皆様には誠に申し訳なく改めて深くお詫び申し上げます。

部門別の概況

部門別の売上高、営業損益は、以下のとおりです。

(単位：億円)

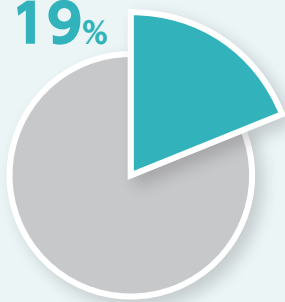
部 門	売上高	営業損益		
		前期比		前期比
エネルギーシステムソリューション	9,749	△864	△417	+791
インフラシステムソリューション	12,624	△905	584	+658
リテール&プリンティングソリューション	5,077	△372	163	+1,010
ストレージ&デバイスソリューション	17,002	+1,243	2,470	+3,470
インダストリアルICTソリューション	2,384	△184	116	+29
その他	5,301	△2,659	△217	+1,603
消 去	△3,429	+901	9	△23
合 計	48,708	△2,840	2,708	+7,538

部門別の事業概況等は、次ページ以降のとおりです。

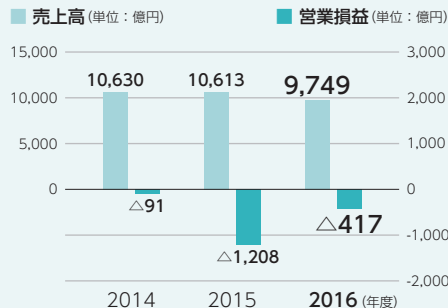
なお、2016年4月1日付の組織変更による事業グループ体制の見直しに伴い、当期から事業の種類別セグメントを「エネルギーシステムソリューション」、「インフラシステムソリューション」、「リテール&プリンティングソリューション」、「ストレージ&デバイスソリューション」、「インダストリアルICTソリューション」及び「その他」の6部門に変更しました。

売上高構成比

19%



売上高／営業損益



主要な事業内容 (2017年3月31日現在)

- 原子力発電システム
- 火力発電システム
- 水力発電システム
- 発電
- 電力流通システム
- 太陽光発電システム

事業概況

火力・水力発電システムが増収になったものの、原子力発電システム、送変電・配電システム等、ランディス・ギア社が減収になった結果、部門全体の売上高は前期比864億円減少し9,749億円になりました。

損益面では、原子力発電システムが悪化しましたが、火力・水力発電システム、送変電・配電システム等、ランディス・ギア社が大幅な増益になりました。これらの結果、部門全体の営業損益は前期比791億円改善し417億円の損失を計上しました。

1 海外での火力発電システム受注について

これまでに培ってきた技術力と納入実績が評価され、インドネシアで国内最大級となる出力100万キロワットの超々臨界圧石炭火力発電所向け蒸気タービン、発電機を受注しました。また、ベトナムでも出力60万キロワットの超々臨界圧石炭火力発電所向け蒸気タービン、発電機を受注しました。今後もグローバル市場での受注拡大に向けて火力発電システム事業を強化していきます。



インドネシアの同じ発電所のプラント（蒸気タービン等を納入）

2 地熱発電システム事業への取組について

世界中で53基、合計出力約340万キロワット分を納入し、世界トップの約23%のシェア（容量ベース）を誇る地熱発電システム事業において、新たにトルコで出力5万キロワットの蒸気タービン、発電機を受注しました。また、出力6万キロワットの蒸気タービン、発電機各3台（出力合計18万キロワット）を受注した世界最大級のインドネシアの地熱発電所（出力合計32万キロワット）で、これらの機器が組み込まれた発電プラントの初号機が営業運転を開始しました。さらに、今後のマーケットとして期待できるアフリカのジブチ、ウガンダ両国の政府機関と地熱発電事業での協業に関する

覚書をそれぞれ締結しました。二酸化炭素排出量が少なく持続的で安定した電源として期待される地熱発電等、多様な再生可能エネルギー事業に取り組み、地球温暖化の抑制と人々の豊かな暮らしの両立に貢献していきます。



初号機が運転を開始した出力世界最大級のインドネシアの地熱発電所
(提供：米オーマット・テクノロジーズ社)

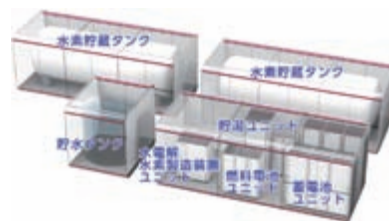
3 新型火力発電システム用のガスタービン納入について



技術の粋を結集して開発したガスタービン

米国において、燃料、酸素と二酸化炭素を一緒に燃焼させ生じた高温、高圧の超臨界二酸化炭素でタービンを駆動させる直接燃焼方式の火力発電システムの実証試験が世界で初めて行われます。高効率で、環境調和型のコンパクトなシステムです。このプラント向けに当社が納入したガスタービン（出力2.5万キロワット）は、既存のガスタービンの10倍以上の圧力を受け、1,000℃を超える高温にさらされ続けるため、これまで培ってきた蒸気タービンとガスタービンの技術の粋を結集して開発しました。

4 水素関連事業の展開について



「H₂One™」に組み込まれた燃料電池システム

水素関連事業では、燃料電池と太陽光発電システムにより二酸化炭素を排出せずに安定的に電力を供給できる自立型エネルギー供給システム「H₂One™」（エイチツーワン）が、東日本旅客鉄道(株)様の環境保全技術導入活動「エコステ」のモデル駅である武蔵溝ノ口駅（川崎市）で運転を開始しました。また、電力の安定供給に向けた需給調整の研究用に東北電力(株)様からも同システムを受注しました。今後も、効率的でクリーンなエネルギーを供給する水素関連事業の拡大を図ります。

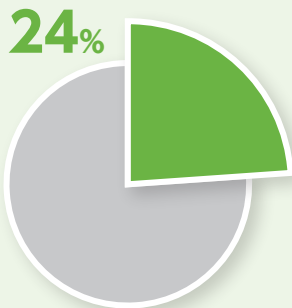
5 福島第一原子力発電所の廃炉への貢献について



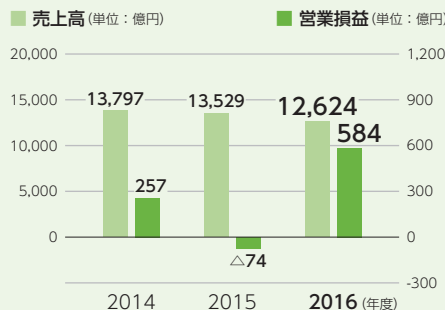
使用済燃料の取り出し作業の一部（イメージ）

技術研究組合国際廃炉研究開発機構様と開発した内部調査用小型ロボット等を用い、東日本震災後初めて福島第一原子力発電所2号機原子炉格納容器内の温度、放射線量の測定や写真撮影に成功しました。また、3号機の使用済燃料プールから燃料を遠隔操作で取り出す燃料取扱機の設定工事を進めています。今後も技術開発を進め、福島第一原子力発電所の廃炉に貢献し、社会的な責任を果たしていきます。

売上高構成比



売上高／営業損益



主要な事業内容（2017年3月31日現在）

- 上下水道システム
- 環境システム
- 放送システム
- 道路システム
- 電波機器
- 駅務自動化機器
- ビルファシリティ
- エレベーター
- エスカレーター
- 一般照明
- 産業光源
- 業務用空調機器
- コンプレッサー
- 交通機器
- 計装制御システム
- 産業システム

事業概況

各事業とも減収になり、部門全体の売上高は前期比905億円減少し1兆2,624億円になりました。

損益面では、各事業とも大幅な増益になったことにより、部門全体の営業損益は前期比658億円増加し584億円の利益を計上しました。

1

ベトナム高速道路向け高度道路交通システムの運用開始について



高度道路交通システムの運用が開始されたベトナムの高度道路交通管制センター

2014年に伊藤忠商事㈱等との共同事業体を通じて受注し、納入したベトナムの高速道路向け高度道路交通システムの運用が交通管制センターで開始されました。本件は日本企業として初めて海外

で高度道路交通システム一式を納入したものです。ベトナムでは急速な経済発展を背景に、今後も高速道路の整備計画が数多くあり、引き続き高度道路交通システムの導入支援を通じ、経済発展に貢献していきます。

2

インドでの大型オフィスビル向けエレベーター70台受注について

東芝エレベーター㈱のインド子会社は、同国のハイデラバードに建設予定であるオフィスビル向けにエレベーター70台を受注しました。同子会社による受注としては、これまでで最大となります。国内最大級のIT、金融都市であるハイデラバードでは、多くのグローバル企業が拠点を構えるなど、急速に昇降機の需要が拡大しています。同子会社では、このエレベーターのメンテナンスまで担うことになっており、本件を皮切りに、確かな品質と技術力でさらなる受注拡大を図っていきます。



エレベーター70台を納入するインドのハイデラバードに建設予定のオフィスビル（イメージ）

3 リチウムイオン二次電池「SCiB™」の活用範囲拡大について



社会の様々な分野に活用範囲が広がっているリチウムイオン二次電池「SCiB™」

東京地下鉄(株)様の東京メトロ銀座線1000系車両にリチウムイオン二次電池「SCiB™」を用いた非常走行用電源装置が搭載されることになりました。非常走行用電源装置は、停電時の最寄り駅までの走行等の際に使用され、高い安全性が求められるため、「SCiB™」の発煙、発火しにくい構造が高く評価されました。「SCiB™」は鉄道のほか、

自動車、産業機器、電力・エネルギー等の社会の様々な分野に活用範囲が広がっており、今後も拡販を目指していきます。

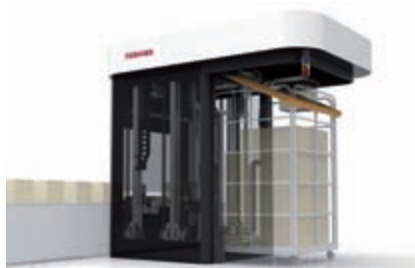
4 空冷ヒートポンプ式熱源機「ユニバーサルスマートX」の新シリーズEDGE（エッジ）発売について

東芝キャリア（株）は主に建物の空調に用いられる空冷ヒートポンプ式熱源機「ユニバーサルスマートX」の新シリーズEDGE（エッジ）を発売しました。新シリーズでは、世界最大級の容量の圧縮機を搭載し高効率化を図りながら、機能性とデザイン性に優れた独創的なX字型の特徴ある外観を残しつつ、前シリーズと比べコンパクト化も実現しました。これらの改良によりお客様の多様なニーズに応えていきます。



空冷ヒートポンプ式熱源機「ユニバーサルスマートX」の新シリーズEDGE（エッジ）

5 自動荷下ろしロボットの開発について

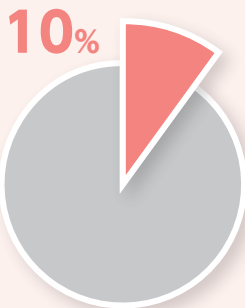


2017年度中の発売を目指す自動荷下ろしロボット（イメージ）

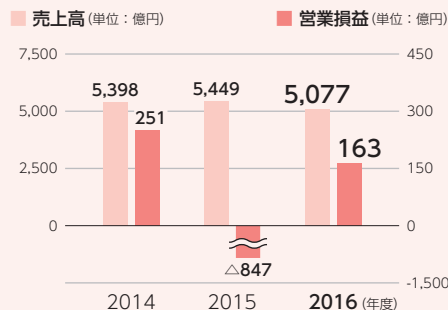
物流業界では通信販売の拡大により荷物の取扱量が急増する一方、少子高齢化を背景に不足する労働力の確保が課題となっています。大型物流センターの建設が盛んに進

められ、様々な作業に自動化機器が導入される中、荷下ろしは自動化が難しく人手に頼っています。物流業界の課題解決の一助とするため、自動荷下ろしロボットを開発しました。荷物の形状や位置をセンサーで把握し、真空吸着アームでつかんだ荷物を台車から搬送ラインへ移す一連の荷下ろし作業を人手をかけずに行うことができます。2017年度中の発売を目指しています。

売上高構成比



売上高／営業損益



主要な事業内容 (2017年3月31日現在)

- POSシステム
- 複合機

事業概況

リテール事業は好調に推移しましたが、為替の影響により部門全体の売上高は前期比372億円減少し5,077億円になりました。

損益面では、前期は海外リテール事業の減損損失により赤字になりましたが、当期はリテール事業の収益改善により黒字化しました。これらの結果、部門全体の営業損益は前期比1,010億円増加し163億円の利益を計上しました。

1 セルフメディケーション税制対応電子レシートシステムのサービス開始について



セルフメディケーション税制対応画面イメージ

2017年1月1日から医療費控除の所得税特例措置（セルフメディケーション税制）が導入されたことを受け、東芝テック(株)は電子レシート対応ソフトウェアである「スマートレシート®」に機能を追加しました。このソフトウェアを利用すると、セルフメディケーション税制対象商品が自動で識別・集計され、スマートフォンを通じて年間の控除対象金額を直ちに確認したり、購入明細を取得することができ、簡単に確定申告の準備ができます。

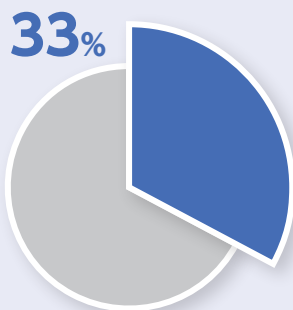
2 フルモデルチェンジした複合機「e-STUDIO」シリーズの発売について



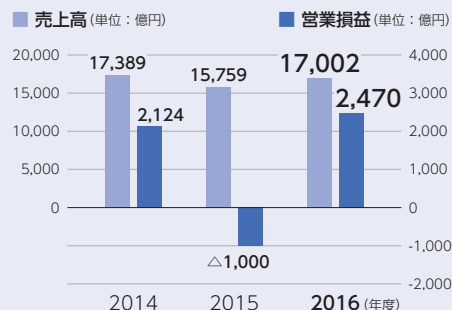
スマートフォンのように直感的に操作できるタッチパネル

東芝テック(株)は複合機「e-STUDIO」シリーズ（14モデル）を一新しました。スマートフォンのように指先で直感的に操作できる利便性を実現するなど基本性能をより一層向上させました。また、社内であれば複合機を選ばずに印刷できる機能、複合機からインターネット経由で外部のサーバー（電子データ記憶装置）と通信して読み込んだデータを印刷したり、スキャンしたデータを保存できる機能等、使い勝手よくさまざまな利用できます。

売上高構成比



売上高／営業損益



主要な事業内容 (2017年3月31日現在)

- 小信号デバイス
- パワー半導体
- 光半導体
- ロジックLSI
- ミックスドシグナルIC
- イメージセンサ
- NAND型フラッシュメモリ
- 記憶装置 (HDD、SSD)
- 半導体製造装置

事業概況

HDDが大幅な増収に、メモリも増収になった結果、部門全体の売上高は前期比1,243億円増加し1兆7,002億円になりました。

損益面では、各事業とも大幅な増益になったことにより、部門全体の営業損益は前期比3,470億円増加し2,470億円の利益を計上しました。

1 メモリ事業の分社について

メモリ事業を更に成長させる資金の調達手段を拡充するため、2017年3月の臨時株主総会で承認を得て、同年4月1日に吸収分割により東芝メモリ㈱に承継させました。また、当社グループの財務体質強化のため、東芝メモリ㈱株式の譲渡を含む外部資本の導入を目指し関係先と交渉した結果、同年9月にベインキャピタル社を軸とする企業連合との間で東芝メモリ㈱の株式譲渡契約を締結しました。

また、今後は、産業用半導体事業、HDD事業では引き続き安定した収益を確保するとともに、様々なモノがインターネットでつながるIoT用と車載用の成長分野向け半導体事業では顧客との連携を強化することにより収益拡大を図ります。



世界最大級のNAND型フラッシュメモリの製造拠点である東芝メモリ㈱四日市工場

2 次世代画像認識システム向け人工知能技術の共同開発合意について



「Visconti™4」による画像認識イメージ

高度運転支援及び自動運転の実現に向け、従来から開発をしてきた画像認識システム用の人工知能技術（DNN-IP）に関

し、(株)デンソーと共同開発について基本合意しました。これまでと違い、DNN-IPは自ら対象物の特徴を抽出して学習することにより、多様な対象物の認識及び検知の精度を飛躍的に向上させられます。また、従来の画像認識技術に加えて、DNN-IPを車載用画像認識プロセッサ「Visconti™」（ビスコンティ）シリーズ等に組み込むことで、認識処理の性能向上及び画像処理の省電力化を実現します。

3 (株)ジャパンセミコンダクター発足について



製造受託の拡大を目指す(株)ジャパンセミコンダクター

大分工場（現(株)ジャパンセミコンダクター大分事業所）に関し、CMOSイメージセンサの製造設備をソニー(株)

に2016年3月末までにすべて譲渡した一方、同年4月に残ったシステムLSI製造事業を吸収分割により岩手東芝エレクト

ロニクス(株)に承継させ、(株)ジャパンセミコンダクター（当社100%出資）を発足させました。40年以上にわたり培った製造ノウハウ、優れた品質に加え、顧客の要望への対応力を強みに成長を目指します。また、グループ外からの製造受託（ファウンダリビジネス）も強化し、2018年度には生産能力の30%程度にまで拡大することを計画しています。

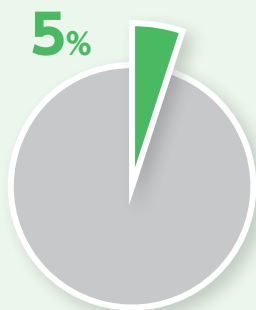
4 HDD事業のシェア拡大について

HDD事業を重点事業と位置付け、国内外大手顧客との関係強化に努めてきた結果、2015年から2016年にかけて、売上高と台数が最も伸長したHDDメーカーと評価されました。具体的には2015年度第2四半期の市場シェア（台数ベース）は15%でしたが、2016年度第4四半期では24%に拡大しました。今後もIoTの普及により急拡大するストレージ（電子データの記憶媒体）需要に対応するため、高品質、大容量の製品ラインアップの拡充に努めていきます。

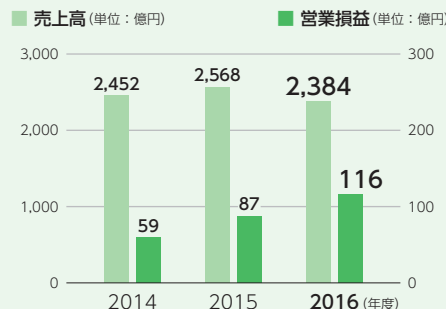


2017年4月に発売開始した8テラバイトのHDD

売上高構成比



売上高／営業損益



主要な事業内容 (2017年3月31日現在)

●ITソリューションサービス

事業概況

製造業向けシステム案件が減収になり、部門全体の売上高は前期比184億円減少し2,384億円になりました。

緊急対策と収益改善施策により、部門全体の営業損益は前期比29億円増加し116億円の利益を計上しました。

1

IoT事業の受注拡大について



「Factory IoT」による生産効率改善のイメージ

四日市工場（現東芝メモリ(株)四日市工場）におけるNAND型フラッシュメモリの生産効率改善が高く評価され、(株)デンソー様の世界60か国にある全130工場の生産性向上プロジェクト「Factory IoT」に当社のIoT技術が採用されました。

この技術はコンピュータ上で製造現場環境を忠実かつ即時に複製して、現場の機器の作動状況を監視し素早く異常を察知するもので、その改善に役立てられます。今後も自社における経験、ノウハウを生かし、製造業向けIoT分野での事業拡大を目指します。

2

人工知能サービス「RECAIUST™」の展開について



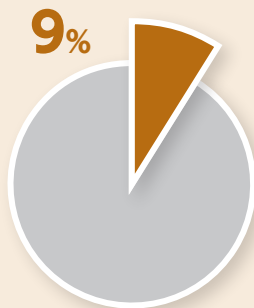
「RECAIUST™」を用いた「相続手続きご案内サービス」

「RECAIUST™」（リカイアス）は音声や映像から人の意図を理解してその活動を支援する人工知能サービスですが、これを基に開発を進めていた(株)横浜銀行様の「相続手続きご案内サービス」が開始されました。

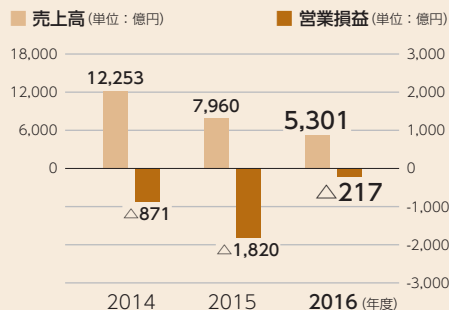
本サービスは音声での質問にも対応しパソコン等から相続手続きに必要な書類に関し質問すると、その意図を理解した仮想行員が回答するインターネット上のサービスです。これにより、利用者の利便性向上だけでなく、銀行にとっても業務の効率化を図ることができます。

また、2019年に日本で開催されるラグビーワールドカップでの実用化に向け、選手の協力の下、画像認識技術を用いた実験を慶應義塾大学と開始しました。今後もビジネス、日常生活を安心で快適なものにするサポートをしていきます。

売上高構成比



売上高／営業損益



主要な事業内容 (2017年3月31日現在)

- パソコン
- テレビ
- 録画再生機器 (BDレコーダー等)
- 物流サービス

事業概況

部門全体の売上高は5,301億円になり、営業損益は217億円の損失を計上しました。

1 パソコン事業及び家電機器事業について

課題となっていたBtoC事業（一般消費者向け事業）に関し、大きな構造改革を断行しました。具体的には、パソコン事業について、2016年4月に吸収分割により東芝クライアントソリューション(株)に承継させました。また、家電機器事業については、同年6月に東芝ライフスタイル(株)の映像事業を吸収分割により東芝映像ソリューション(株)に承継させた上、白物家電事業を残した東芝ライフスタイル(株)の株式の80.1%を中国家電メーカー大手である美的集团股份有限公司グループに譲渡しました。

2 タブレットとしても使えるノートPC「dynabook V」シリーズの発売について

東芝クライアントソリューション(株)はディスプレイ部を360度回転させられ、タブレットとしても使えるノートPC「dynabook V」シリーズを発売しました。長年培ってきた



タブレットとしても使えるノートPC「dynabook V」シリーズ

多彩な設計技術を駆使し、薄型、軽量ながら十分な強度も実現しました。また、バッテリーをより長時間駆動させられるとともに、劣化を抑制しながら短時間で充電できる機能を備えています。用途や場所を選ばない自由な使い方をこの一台で提供します。

3 4K有機EL「レグザX910」シリーズの発売について

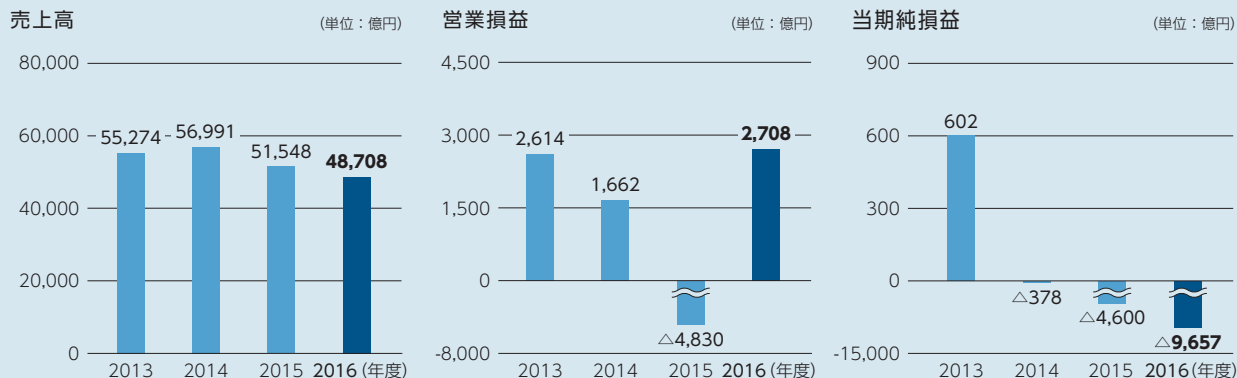


鮮明で臨場感あふれる映像美を実現した4K有機EL「レグザX910」シリーズ

近年、大画面で高画質な映像を楽しめる4Kテレビの普及が加速する中、東芝映像ソリューション(株)は液晶ディスプレイより高画質な有機ELディスプレイを採用した4K「レグザX910」シリーズを発売しました。4K有機ELテレビの発売は、他の国内メーカーに先駆けたものです。独自開発の映像処理技術により鮮明で臨場感あふれる映像美を実現し、ライブ映像等をありのまま楽しむことができます。

事業報告

経営成績の推移(連結)



- (注) 1.当社は、会社法施行規則第120条第2項の規定により、連結計算書類に基づき当社グループの事業の状況に関する事項を記載しています。
- 2.連結計算書類は、会社計算規則第120条の2の規定により、米国会計基準に準拠して作成しています。但し、当社グループの営業損益は、売上高から売上原価、販売費及び一般管理費並びにのれん減損損失を控除して算出したものであり、経営資源の配分の決定及び業績の検討のため、定期的に評価を行う対象となる損益を示しています。一部の事業構造改革費用及び訴訟和解費用等は、当社グループの営業損益には含まれていません。
- 3.米国会計基準における「当社株主に帰属する当期純損益」を当期純損益として表示しています。
- 4.ヘルスケア事業、家庭電器事業及びWECグループは、Accounting Standards Codification 205-20「財務諸表の表示－非継続事業」に従い、連結損益計算書上非継続事業として取り扱われるため、売上高、営業損益、継続事業税引前損益にはこれらの事業に係る経営成績は含まれていません。当社グループの当期純損益は、継続事業税引前損益にこれらの事業に係る経営成績を加減して算出されています。また、連結貸借対照表上も非継続事業として取り扱われるため、区別して表示しています。これに伴い、過年度の数値も組み替えて表示しています。
- 5.「世界初」、「国内初」、「世界最高」等の記載については、特に断りのない限り、発表又は発売時点において当社グループが調査した情報に基づいています。

(2) 当社グループの今後の経営方針 (対処すべき課題)

当社に係る会計処理問題及びWECグループの米国連邦倒産法第11章に基づく再生手続申し立てによる極めて多額の損失発生により、株主、投資家、お客様、従業員をはじめとするすべてのステークホルダーの方々からの信頼を大きく毀損しましたことを改めて深くお詫び申し上げます。

◎会計処理問題

当社は、内部管理体制等において深刻な問題を抱えており、当該内部管理体制等について改善の必要性が高いと認められるとして、2015年9月、当社株式を特設注意市場銘柄に指定する旨の処分を東京証券取引所及び名古屋証券取引所から受け、また、2015年12月には、金融庁から73億7,350万円の課徴金納付命令を受けました。当社は、上場廃止に準ずる措置である特設注意市場銘柄指定という処分、過去最高額となる課徴金納付命令を真摯に受け止め、2015年9月に経営刷新推進体制を構築し、コンプライアンスを前提とした誠実な経営に取り組み、コーポレート・ガバナンス改革を進め、2015年12月にコーポレートガバナンス・ガイドラインを制定しました。

全社一丸となって再発防止策を着実に実行する中で、2016年3月に「改善計画・状況報告書」を取りまとめました。「改善計画・状況報告書」の起草に当たって、改めて会計処理問題の原因分析を行った結果、当社としては、歴代社長である西田氏、佐々木氏、田中氏による目標必達へのプレッシャー、そのプレッシャーを生み出した当期利益を重視した業績評価・予算統制制度、財務部担当執行役(CFO)や財務・経理部門等の業務執行部門における牽制機能の不全、内部監査部門の機能不全、取締役会、指名委員会、監査委員会等による歴代社長及び執行役への監督機能の不全、歴代社長及び執行役における適切な財務報告に向けての意識の欠如、歴代社長らの意向を優先したことによる財務・経理部門における適切な財務報告に対する意識の低下等の複合的な要因があいまって、当該事象が生じたものと認識しています。

原因分析の結果を踏まえて、これまで策定・公表したものを含め、再発防止策の検証と取りまとめを行ったほか、当社

における適時開示体制の問題点についても分析し、積極的な情報開示に向けた開示体制の整備・運用等の新たな施策も策定しました。

また、当社は2016年9月15日、内部管理体制確認書を東京証券取引所及び名古屋証券取引所に提出し、審査を受けましたが、2016年12月19日、短期的利益を過度に追求する経営方針の見直し、取締役会、監査委員会等の構成の見直し及びそれらの運営方法の変更、並びにモニタリング機能を発揮すべき部門の体制整備、機能強化等、全社的に改善に向けた取り組みが行われていることが認められる一方、コンプライアンスの徹底、関係会社の管理等において更なる取り組みを必要とする状況が存在しており、これらの改善に向けた取り組みの進捗等について引き続き確認する必要があるとして特設注意市場銘柄の指定継続となりました。そして、2017年3月15日に監理銘柄(審査中)の指定を受けました。また同日付でリスクマネジメント強化・ガバナンスによるモニタリング強化や法令順守に留まらないコンプライアンス意識の浸透等の追加改善施策を含む内部管理体制確認書を再提出いたしました。

当社は、引き続き再発防止策を徹底するとともに、今回の特設注意市場銘柄の指定継続及び監理銘柄(審査中)の指定に至ったコンプライアンス、関係会社の管理等に対する改善に向けた取り組みを行い、また強靱な企業体質への転換を図ることにより株主、投資家をはじめとするすべてのステークホルダーの皆様の信頼回復につなげるべく、「内部管理体制の強化及び企業風土の変革」、「構造改革の断行」、「事業ポートフォリオ及び事業運営体制の見直し」、「財務基盤の整備」を推進します。

◎海外原子力事業に関する損失

WECは2008年に、同社の新型原子炉「AP1000」を米国で建設するプロジェクトをそれぞれ米国サザン電力社の子会社であるジョージア電力社(以下「サザン電力社」という。))及び米国スキャナ電力社の子会社であるサウスカロライナ電力&ガス社(以下「スキャナ電力社」という。))から受注しました(以下総称して「本件プロジェクト」という。)。本件プロジェクトは、シカゴ・ブリッジ・アンド・アイアン社(以下「CB&I」という。))の子会社であるCB&Iストーン・アンド・ウェブスター社(以下「S&W」という。))とコンソーシアムを組んだ上で履行するものであり、WECが原子炉・タービン系の設備を設計、製造、調達し、S&Wが補助設備の設計、調達、現地の土木建築を行うという役割分担でした。しかし、受注後に、米国同時多発テロに起因して安全対策が追加されたことにより、設計変更や認可審査のやり直しが必要となり、また、東日本大震災を受けて一層の安全性の検証が求められる状況が生じました。そのため、顧客とコンソーシアムの間で追加のコスト負担や納期の変更につき調整が必要となりましたが、協議はまとまらず、サザン電力社とは訴訟に発展し、スキャナ電力社及びS&Wとも訴訟懸念状態となりました。このような状態を解消して本件プロジェクトを推進するため、WECは、S&Wを買収することによりS&Wの所掌する業務を取り込み、本件プロジェクト全体を一元管理し遂行できる推進体制を構築するとともに、顧客に対しては、納期の延長及び契約額の増額を受け入れてもらう計画の検討を開始しました。建設工事に関わる業務は、S&Wに所属する建設作業者を米国エンジニアリング大手のフルアー社に移籍させた上、同社を土木建築業務と現場管理を担当する下請業者として起用し、WECは建設の管理・監督に専念する計画としました。そしてWECは、2015年10月に、CB&Iとの間で、WECがS&Wの全株式を取得する契約を締結し、2015年12月31日付で当該株式を取得しました。

しかしながら、WECのS&W買収完了後、詳細見積り入手し、米国会計基準に従いS&Wの資産価値を評価したところ、本件プロジェクトに関する建設・土木建築関連コスト見込額が買収当時の想定を大幅に上回ることが判明しました。また、建設・土木建築の作業効率が改善するに至っていないことも判明しました。この他の要因も重なり、①建設完

了までの残作業に関わる現場作業員及び管理・監督にあたる間接員の人件費、②設備・資材の調達費や下請費用、③追加の補償費用や予備費において合計で61億米ドルのコスト増加(以下「本件コスト増」という。))を見込む必要が発生しました。本件コスト増に伴う本件プロジェクト損失を織り込み、のれんを原子力事業部に計上した上で、既存の原子力事業部におけるのれん残高と併せて減損テストを実施した結果、当該事業部に計上されるのれんの全額を減損することとなりました。

◎WECの再生手続申し立て

2017年3月29日、ウェスチングハウス社グループは本件コスト増を受け、今後の資金繰り見込み、事業価値の維持等を考慮し、裁判所の法的保護の下で再建を図ることが、事業再生及びステークホルダー全体の利益のために最善と判断し、WEC及びその米国関係会社並びに同社グループの米国外の事業会社群の持株会社である東芝原子力エナジーホールディングス(英国)社による米国連邦倒産法第11章に基づく再生手続を、ニューヨーク州南部地区連邦破産裁判所に申し立てました。当該申し立てにより、ウェスチングハウス社グループは2016年度通期決算から当社の連結対象外となりました。

上述ののれんの減損及びウェスチングハウス社グループの非連結化並びに本件プロジェクトにおいて当社が電力会社に提供している親会社保証に関連する損失計上及びウェスチングハウス社グループへの当社債権に対する貸倒引当金の計上等により、2016年度通期決算では、当期純損益ベースで約1兆2,400億円の損失を計上しました。

◎継続企業の前提に関する重要な不確実性

上述の極めて多額の損失を計上したことを主因として当社グループは債務超過となり、当社の金銭借入契約において財務制限条項に抵触するとともに、2017年12月に当社の特定建設業の許可の更新ができない状況が生じました。このような状況から、当社には継続企業の前提に関する重要な不確実性が認められることとなったため、連結財務諸表に対する注記において「継続企業の前提に関する注記」を記載しています。

◎決算の遅延

上述のウェスチングハウス社グループの再生手続申し立てにより、ウェスチングハウス社グループに関する部分について、再生手続申し立てに伴い関連する債務の金額及び計上時期の精査等、再生手続に伴う特別な会計処理が必要となりました。また、ウェスチングハウス社グループの決算・監査手続の完了を受け、独立監査人が、WEC監査人の監査結果の評価や監査法人内の必要な手続等、当社グループの監査の完了のために必要な最終的な監査手続を実施することになりました。さらに、ウェスチングハウス社グループに関する工事損失引当金について、当該損失を認識すべき時期の調査において、損失の認識時期が適切であったかどうかについての確認が必要となったため、決算・監査手続に相応の時間を要する状況になりました。

このような状況の中、当社の経営方針の内容は、以下のとおりです。

I. 財務基盤の早期回復と強化

上述の多額の損失を受け、当社は健全な経営に向けて債務超過の解消と財務体質の強化に取り組んでまいります。

メモリ事業については2017年4月1日付で東芝メモリ㈱に事業を承継しました。そして、メモリ事業の更なる成長に必要な経営資源を確保する目的で、株式の過半数の譲渡の手続を進めています。また、保有資産については聖域なくその意義を見直し、保有資産の売却を継続してまいります。

II. 当社グループの組織運営の強化

当社は、4つの社内カンパニーを分社化する基本方針を決定しました。分社後の各事業会社については、グループ内の連携を強化しつつ、それぞれの事業会社の事業価値最大化に特化するとともに、特定建設業の許可維持などの事業継続性も踏まえた最適な体制を確立します。コーポレート機能については、当社グループ全体の企業価値最大化とガバナンス強化に特化します。

1. 事業会社について

分社後の各事業会社は、自立した事業体として、新規事業展開を含めて事業価値の最大化に集中し、市場と顧客に対する説明責任を果たしてまいります。また、事業特性や外部環境に応じた内部管理体制を構築し、外部監査を直接受けることでガバナンスを強化してまいります。社内カンパニー制に比べて事業責任を明確化するため各分社会社が傘下会社を直接子会社化することでガバナンスを一層強化します。

分社化は会社分割によることとし、分社化のスケジュールは以下の通りです。

(1) 2017年7月1日付

①インフラシステムソリューション社関連

社内カンパニー「インフラシステムソリューション社」を会社分割し、特定建設業の許可を有する東芝電機サービス㈱と一体化しました。

②ストレージ&デバイスソリューション社関連

社内カンパニー「ストレージ&デバイスソリューション社」を会社分割し、新会社に事業を移管しました。メモリ以外の電子デバイス事業であるディスクリット半導体、システムLSI、HDDについても、顧客の事業価値向上の実現を図る製品・システムの提供を通じ、電子デバイス事業の更なる持続的成長、事業価値の最大化を実現します。なお、メモリ事業につきましては、2017年4月1日に東芝メモリ㈱を発足しました。

③インダストリアルICTソリューション社関連

社内カンパニー「インダストリアルICTソリューション社」を会社分割し、特定建設業の許可を有する東芝ソリューション㈱と一体化しました。

(2) 2017年10月1日付

・エネルギーシステムソリューション社関連

社内カンパニー「エネルギーシステムソリューション社」と原子力事業統括部を会社分割し、新会社にそれぞれの事業を移管し、新会社において特定建設業の許可を取得します。

2. コーポレート機能について

グループ全体に対するガバナンスについては、関係会社の管理を、コーポレート機能を担う東芝本体と事業会社で連携して引き続き徹底していきます。東芝本体では、事業ポートフォリオの柔軟な組み換えなどのグループの戦略策定や適切な資源配分、リスク管理機能の拡充、研究・開発機能の集中など、東芝グループ全体の企業価値の最大化とガバナンス強化に特化していく方針です。

Ⅲ. 今後の注力領域

今後当社グループは、社会インフラを核に、エネルギー、電子デバイス、デジタルソリューションの4つの注力事業領域で人々の暮らしと社会を支える役割を担っていきます。これまで培ってきた確かな技術力を生かし、豊かな価値を創造し、持続可能な社会に貢献します。

1. 社会インフラ事業領域

水処理や受配電、防災、道路、放送、航空管制、郵便などの公共インフラ事業を安定収益事業として位置付け、これらの収益をベースに、成長事業として位置付けた二次電池やエレベーター、空調、鉄道システム、物流システム事業に対し、必要に応じた投資を実施してまいります。また、中国とインドを成長地域とし、戦略的に各事業を拡大していきます。お客様の価値を高めるサービスを継続的に提供することで、当社の製品・システムを長期にわたり、繰り返し幅広く採用いただく「循環型ライフサイクルビジネス」を展開していきます。

2. エネルギー領域

火力・水力など発電設備や送配電設備のサービスと更新ビジネスで安定収益を目指します。国内原子力については再稼働、メンテナンス、廃炉を中心に社会的責任を果たしてまいります。一方、成長事業である次世代エネルギーとして期待される水素について、自立型水素エネルギー供給システムH₂One™の製品開発など、将来の種となる技術開発も着実に進め、市場への早期投入を図っていきます。

3. 電子デバイス領域

半導体部品やシステムLSIなどを軸に産業用の市場で強みを生かして安定した収益確保を図っていきます。また、ハードディスクドライブについてもエンタープライズ向けを中心にシェアを拡大し、収益を確保します。一方で、急成長するIoT、車載向け市場については、事業拡大に向けて顧客との連携を強化していきます。

4. デジタルソリューション領域

官公庁向けや製造インフラ向けなどのシステムインテグレーションを中心に安定した収益を確保するとともに、東芝のものづくり、音声・画像認識技術によるIoTや人工知能を活用したデジタルサービスソリューション（デジタル技術を活用したサービスソリューション）を成長事業として積極的に展開していきます。IoTや人工知能などを活用したICTソリューションの開発・製造・販売に一元的に対応できる体制を構築し、製造・産業・社会インフラ、流通・金融、官公庁・自治体向けの各ソリューション事業の更なる拡大を進めます。また、市場のデジタルトランスフォーメーション（デジタル技術を応用して、あらゆるデータを活用し、人々の生活・ビジネスを変革すること）に俊敏に対応し、IoTアーキテクチャー「SPINEX」によりサービス価値を創造・提供できるビジネス・イノベータを目差すとともに、ICT技術を活用し、当社グループの企業価値最大化に貢献します。

以上のとおり当社は改革を進めているところではありますが、このような事態に立ち至りましたことを改めて深くお詫び申し上げます。株主、投資家をはじめとするすべてのステークホルダーの皆様からの信頼を取り戻すべく、経営陣以下全社一丸となって全力で取り組んでまいります。

2 当社グループの損益及び財産の状況の推移

(1) 当社グループ(連結)

区 分	第175期	第176期	第177期	第178期(当期)
	2013年度	2014年度	2015年度	2016年度
売上高(億円)	55,274	56,991	51,548	48,708
当期純損益(億円)	602	△378	△4,600	△9,657
1株当たり当期純損益	14円23銭	△8円93銭	△108円64銭	△228円08銭
総資産(億円)	61,725	63,348	54,333	42,695

(注) 米国会計基準における「当社株主に帰属する当期純損益」を当期純損益として表示しています。

(2) 当 社(単独)

区 分	第175期	第176期	第177期	第178期(当期)
	2013年度	2014年度	2015年度	2016年度
売上高(億円)	32,890	32,324	28,753	26,154
当期純損益(億円)	541	△600	△3,300	△10,920
1株当たり当期純損益	12円77銭	△14円17銭	△77円94銭	△257円92銭
総資産(億円)	40,231	37,685	35,980	28,036

3 当社の剰余金の配当等の決定権限の行使に関する方針

当社は、中長期的な成長のための戦略的投資等を勘案しつつ、連結配当性向30%程度を目標とし、配当の継続的な増加を目指しています。

当社グループの当期の業績は誠に遺憾ながら、極めて多額の純損失を計上いたしました。このような状況に鑑み、当期の剰余金の配当に関しましては、見送らせていただきました。

4 重要な当社グループ会社の状況

2017年3月31日現在

部 門	会社名	資本金	議決権比率	主要な事業内容	所在地
エネルギーシステムソリューション	東 芝 プ ラ ン ト シ ス テ ム (株)	百万円 11,876	% 51.5	発電システム、社会・産業システムのエンジニアリング、施工、試験、調整、保守、サービス	横浜市
	ラ ン デ ィ ス ・ ギ ア ホ ー ル デ ィ ン グ 社	千スイスフラン 295,100	60.0	ランディス・ギア社の持株会社	スイス
インフラシステムソリューション	東 芝 エ レ ベ ー タ (株)	百万円 21,408	80.0	各種エレベーター、エスカレーター等昇降機関係の開発、設計、製造、販売、据付工事、保守、修理工事並びにビル関連の施設工事・遠隔監視及びビル管理	川崎市
リテール＆プリンティングソリューション	東 芝 テ ッ ク (株)	百万円 39,970	52.8	流通・事務用機器の開発、設計、製造、販売、保守	東京都品川区
ストレージ&デバイスソリューション	東 芝 メ モ リ (株)	百万円 10	100.0	半導体・SSDの製造、販売	東京都港区
インダストリアルICTソリューション	東 芝 ソ リ ュ ー シ ョ ン (株)	百万円 23,500	100.0	IT関連ソリューションのコンサルティング、開発、販売、保守、運用管理	川崎市
そ の 他	東 芝 ア メ リ カ 社	千米ドル 1,869,590	100.0	北米地域総括会社、持株会社	米国
	東 芝 中 国 社	千米ドル 30,000	100.0	中国地域総括会社	中国
	東 芝 ヨ ー ロ ッ パ 社	千スターリングポンド 13,522	100.0	欧州・中東・アフリカ地域総括会社	英国
	東芝アジア・パシフィック社	千シンガポールドル 6,784	100.0	アジア・太平洋地域総括会社	シンガポール
	東 芝 ク ラ イ ア ン ト ソ リ ュ ー シ ョ ン (株)	百万円 2,200	100.0	パソコン及びシステムソリューション商品の開発、製造、販売、サポート&サービス	東京都江東区
	東芝映像ソリューション(株)	百万円 490	100.0	テレビ、ブルーレイディスクレコーダー及び業務用ディスプレイ等の開発、製造及び販売並びに基板、筐体及び組立装置の設計及び組立	青森県三沢市

- (注) 1.上記を含む米国会計基準に基づく連結子会社は446社、持分法適用会社は119社です。重要な持分法適用会社には、芝浦メカトロニクス(株)があります。
- 2.2016年6月、当社は東芝ライフスタイル(株)の株式の80.1%を売却し、同社は重要な当社グループ会社から外れました。
- 3.2017年3月、当社は東芝機械(株)の発行済株式総数の18.1%を売却し、同社は重要な持分法適用会社から外れました。
- 4.2017年3月、東芝原子力エナジーホールディングス(英国)社は、米国連邦倒産法第11章に基づく再生手続を申し立て、再生手続が開始したことにより、同社は重要な当社グループ会社から外れました。
- 5.2017年4月、東芝メモリ(株)は当社のメモリ事業（SSD事業を含み、イメージセンサ事業を除く。）を吸収分割により承継しました。
- 6.議決権比率は、間接所有を含んでいます。

5 当社の株式及び新株予約権の状況

2017年3月31日現在

- (1) 発行可能株式総数10,000,000,000株
- (2) 発行済株式の総数4,237,602,026株
- (3) 株主総数366,030名
- (4) 大株主

株主名	所有株式数	持株比率
GOLDMAN SACHS INTERNATIONAL	376,967 ^{千株}	8.9%
JP MORGAN CHASE BANK 380055	292,977	6.9
CHASE MANHATTAN BANK GTS CLIENTS ACCOUNT ESCROW	160,044	3.8
第一生命保険(株)	115,159	2.7
東芝持株会	114,887	2.7
日本生命保険相互会社	110,352	2.6
日本トラスティ・サービス信託銀行(株)(信託口)	92,895	2.2
日本トラスティ・サービス信託銀行(株)(信託口5)	81,954	1.9
日本マスタートラスト信託銀行(株)(信託口)	69,405	1.6
日本トラスティ・サービス信託銀行(株)(信託口1)	60,066	1.4

(注) 持株比率は発行済株式の総数から自己株式数を控除して計算しています。

(5) 所有者別持株比率

区分	政府及び 地方公共団体	金融機関	証券会社	その他の法人	外国法人等		個人その他
					個人以外	個人	
比率	0.0%	25.8	1.7	2.9	38.0	0.1	31.5

(注) 持株比率は発行済株式の総数から自己株式数を控除して計算しています。

(6) 新株予約権

該当事項はありません。

6 当社グループの主要な借入先 2017年3月31日現在

借入先	借入金残高
(株) 三井住友銀行	1,757億円
(株) みずほ銀行	1,719
三井住友信託銀行(株)	1,239
(株)三菱東京UFJ銀行	1,044

7 当社グループの資金調達の状況

2015年9月15日付の特設注意市場銘柄への指定、ウェスチングハウス社グループの米国原子力発電所建設に伴う損失計上及び再生手続申し立てによる当社グループの財務状態の悪化等により、当社の資金調達環境は厳しさを増しています。

昨年度末、東芝メディカルシステムズ(株)の株式等を6,655億円で売却し、今年度、東芝ライフスタイル(株)の株式を514億円で売却するなどして、資金を捻出しました。

設備投資等の資金は、主として自己資金等をもって充当しました。

8 当社グループの設備投資等の状況

(1) 概況

当期は、注力領域であるメモリ事業への投資に集中し、その他の事業分野は投資種別ごとに厳格に選別の上実施してきた結果、投融資を加えた投資総額は4,301億円となりました。このうち設備投資につきましては、発注ベースで4,245億円になりました。

最も投資規模の大きいストレージ&デバイスソリューションにおいては、NAND型フラッシュメモリの競争力強化のため、最先端の3次元フラッシュメモリの製造設備に対して継続的に投資するとともに、生産拡大に対応するため、四日市工場内に新製造棟の建設を開始しました。

なお、上記設備投資額には、持分法適用会社であるフラッシュフォワード合同会社等が実施した投資のうち当社が含まれています。

(単位：億円)

部 門	設備投資金額 (注1)	投融資金額 (注2)	総額
エネルギーシステム ソリューション	144	9	153
インフラシステム ソリューション	266	4	270
リテール&プリンティン グソリューション	70	3	73
ストレージ&デバイス ソリューション	3,632	1	3,633
インダストリアルICT ソリューション	22	0	22
そ の 他	111	39	150
合 計	4,245	56	4,301

(注) 1.無形固定資産を含む、発注ベース。
2.支払ベース。

(2) 主要設備投資

	部 門	概 要
当 期 完 成	ストレージ&デバイスソリューション	・NAND型フラッシュメモリ製造建屋、製造設備(当社四日市工場)
当 期 発 注	ストレージ&デバイスソリューション	・NAND型フラッシュメモリ製造建屋、建屋内装・動力設備、製造設備(当社四日市工場)

9 当社役員の氏名、担当等

2017年3月31日現在

(1)取締役

地 位	氏 名	担 当	重要な兼職の状況
取 締 役	綱 川 智		
取 締 役	成 毛 康 雄		
取 締 役	平 田 政 善		
社 外 取 締 役	野 田 晃 子	監査委員会委員、報酬委員会委員	
社 外 取 締 役	池 田 弘 一	指名委員会委員、報酬委員会委員	アサヒグループホールディングス(株)相談役、住友化学(株)社外取締役、公益財団法人全国法人会総連合会長、一般社団法人東京法人会連合会会長
社 外 取 締 役	古 田 佑 紀	報酬委員会委員長、監査委員会委員	
社 外 取 締 役	小 林 喜 光	指名委員会委員長、報酬委員会委員	(株)三菱ケミカルホールディングス取締役会長、三菱化学(株)取締役会長、(株)地球快適化インスティテュート取締役会長、公益社団法人経済同友会代表幹事、一般社団法人産業競争力懇談会理事長
社 外 取 締 役	佐 藤 良 二	監査委員会委員長、指名委員会委員	日本生命保険相互会社社外監査役
社 外 取 締 役	前 田 新 造	取締役会議長、指名委員会委員、報酬委員会委員	(株)資生堂相談役、ユアサ商事(株)社外取締役、学校法人資生堂学園理事長、公益財団法人東京観光財団理事長、東京商工会議所副会頭

- (注) 1.取締役室町正志、同牛尾文昭、社外取締役伊丹敬之の3氏は、2016年6月22日開催の第177期定時株主総会の終結の時をもって任期満了により退任しました。
- 2.取締役志賀重範、同成毛康雄の2氏は、第177期定時株主総会において新たに選任され就任しました。
- 3.取締役志賀重範氏は、2017年2月14日、取締役を辞任しました。
- 4.社外取締役小林喜光氏は、三菱化学(株)が三菱レイヨン(株)及び三菱樹脂(株)と2017年4月1日付で合併し、三菱ケミカル(株)となったことに伴い、2017年3月31日をもって、三菱化学(株)の取締役会長を退任しました。
- 5.監査委員会委員長佐藤良二氏及び監査委員会委員野田晃子氏は、公認会計士の資格を有しており、財務及び会計に関する相当程度の知見を有しています。
- 6.執行側からの情報収集の機会を一層強化し、監査委員会の監査活動を充実させるため、佐藤良二氏を常勤の監査委員に選定しております。
- 7.社外取締役野田晃子、同池田弘一、同古田佑紀、同小林喜光、同佐藤良二、同前田新造の6氏は、東京証券取引所等の定めに基づく独立役員です。
- 8.執行役を兼務している取締役における重要な兼職の状況は、(3)執行役の表に記載しています。

(2) 社外取締役

①重要な兼職先と当社との関係

当社は、アサヒグループホールディングス(株)及びその子会社から成るアサヒグループ、住友化学(株)、(株)三菱ケミカルホールディングス及びその子会社から成る三菱ケミカルグループ、日本生命保険相互会社、(株)資生堂及びユアサ商事(株)と取引関係があります。また、日本生命保険相互会社は当社の株式を所有しており、当社は日本生命保険相互会社の社員であります。

いずれについても、社外取締役の独立性に影響を及ぼすような重要性はありません。社外取締役のその他の重要な兼職先との間に、開示すべき関係はありません。

②主な活動状況

当期は、取締役会が24回、指名委員会が8回、監査委員会が18回、報酬委員会が4回開催され、社外取締役は適宜必要な発言を行いました。取締役会の決議案件については、事前に担当のスタッフ等から内容の説明を受け、また、執行役との意思疎通、情報共有に努めました。

監査委員である社外取締役については専任の監査委員会室スタッフからサポートを受け、指名委員、報酬委員である社外取締役については担当のスタッフ等から必要に応じてサポートを受けました。

氏 名	担 当	個々の活動状況
野 田 晃 子	監査委員会委員、報酬委員会委員	取締役会に24回(100%)、監査委員会に18回(100%)、報酬委員会に4回(100%)出席しました。公認会計士としての幅広い実績と識見に基づき、適宜必要な発言を行いました。
池 田 弘 一	指名委員会委員、報酬委員会委員	取締役会に23回(96%)、指名委員会に7回(88%)、報酬委員会に4回(100%)出席しました。経営者としての幅広い実績と識見に基づき、適宜必要な発言を行いました。
古 田 佑 紀	報酬委員会委員長、監査委員会委員	取締役会に24回(100%)、報酬委員会に4回(100%)、監査委員会に18回(100%)出席しました。法律家としての幅広い実績と識見に基づき、適宜必要な発言を行いました。
小 林 喜 光	指名委員会委員長、報酬委員会委員	取締役会に20回(83%)、指名委員会に8回(100%)、報酬委員会に4回(100%)出席しました。経営者としての幅広い実績と識見に基づき、適宜必要な発言を行いました。
佐 藤 良 二	監査委員会委員長、指名委員会委員	取締役会に24回(100%)、監査委員会に18回(100%)、指名委員会に8回(100%)出席しました。公認会計士としての幅広い実績と識見に基づき、適宜必要な発言を行いました。
前 田 新 造	取締役会議長、指名委員会委員、報酬委員会委員	取締役会に23回(96%)、指名委員会に7回(88%)、報酬委員会に4回(100%)出席しました。経営者としての幅広い実績と識見に基づき、適宜必要な発言を行いました。

③責任限定契約

当社は、野田晃子、池田弘一、古田佑紀、小林喜光、佐藤良二、前田新造の6氏との間で、会社法第423条第1項の責任について、1,000万円以上であらかじめ定めた額と会社法第425条第1項に定める最低責任限度額とのいずれか高い額を限度として賠償する責任を負う旨の責任限定契約をそれぞれ締結しています。

(3) 執行役

地 位	氏 名	担 当	重要な兼職の状況
代表執行役社長(＊)	綱 川 智		
代表執行役副社長(＊)	成 毛 康 雄	ストレージ&デバイスソリューション所管、ストレージ&デバイスソリューション社社長	
代表執行役副社長	秋 葉 慎一郎	インフラシステムソリューション所管、インフラシステムソリューション社社長	
代 表 執 行 役 専 務	牛 尾 文 昭	経営企画部担当、人事・総務部担当、経営刷新推進部長	一般財団法人海外邦人医療基金会長
代表執行役専務(＊)	平 田 政 善	財務管理部・主計部担当(CFO)	
執 行 役 専 務	西 田 直 人	技術統括部担当	
執 行 役 専 務	前 川 治	プロジェクト審査部担当	
執 行 役 専 務	竹 中 直 紀	営業統括部担当、支社担当	
執 行 役 上 席 常 務	豊 原 正 恭	中国総代表	東芝中国社董事長
執 行 役 上 席 常 務	錦 織 弘 信	インダストリアルICTソリューション社社長	東芝ソリューション㈱取締役社長
執 行 役 上 席 常 務	横 田 岳 志	欧州総代表	
執 行 役 上 席 常 務	油 谷 好 浩	エネルギーシステムソリューション社社長	
執 行 役 上 席 常 務	風 尾 幸 彦	エネルギーシステムソリューション社統括技師長、エネルギーシステムソリューション社品質統括責任者	
執 行 役 上 席 常 務	森 誠 一	ストレージ&デバイスソリューション社副社長	
執 行 役 上 席 常 務	斉 藤 史 郎	技術統括部長	特定非営利活動法人バイオチップコンソーシアム会長
執 行 役 上 席 常 務	大 谷 文 夫	米州総代表	東芝アメリカ社取締役会長
執 行 役 上 席 常 務	橋 本 紀 晃	内部管理体制強化プロジェクトチームプロジェクトマネージャー	
執 行 役 上 席 常 務	長谷川 功 宏	生産調達統括部担当	

事業報告

地 位	氏 名	担 当	重要な兼職の状況
執行役上席常務	櫻 井 直 哉	法務部担当、監査委員会室長	
執行役常務	岡 村 潔	エネルギーシステムソリューション社社長 附	東芝アメリカ原子力エナジー社取締役社長
執行役常務	安 達 竹 美	インフラシステムソリューション社品質統 括責任者	
執行役常務	下 辻 成 佳	インダストリアルICTソリューション社副 社長	
執行役常務	栗 原 洋	エネルギーシステムソリューション社社長 附	ランディス・ギア社取締役会長、コンサート社取締 役会長
執行役常務	早 坂 伸 夫	ストレージ&デバイスソリューション社副 社長	
執行役常務	原 園 浩 一	エネルギーシステムソリューション社電力 流通システム事業部長	
執行役常務	平 田 一 郎	営業統括部長	
執行役常務	横 溝 英 樹	関西支社長	
執行役常務	大 塚 仁	内部監査部長	
執行役常務	松 原 和 則	インフラシステムソリューション社副社長	
執行役常務	青 木 勲	インフラシステムソリューション社副社長	
執行役常務	畠 澤 守	原子力事業統括部長	
執行役常務	長谷川 直 人	広報・IR部担当	
執行役常務	渡 辺 友 治	ストレージ&デバイスソリューション社メ モリ事業部長	
執 行 役	志 賀 重 範	代表執行役社長補佐	

(注) 1.*は取締役を兼務しています。
2.2016年5月31日、各務正一氏は執行役を辞任しました。
3.代表執行役社長室町正志、執行役常務村戸英仁の2氏は、2016年6月22日開催の第177期定時株主総会の終結後に最初に招集された取締役会の終結の時をもって任期満了により執行役を退任しました。
4.松原和則、青木勲、畠澤守、長谷川直人、渡辺友治の5氏は、第177期定時株主総会の終結後に最初に招集された取締役会において新たに執行役に選任され就任しました。
5.2017年2月14日、志賀重範氏は代表執行役を辞任し、執行役となりました。
6.2017年3月31日、渡辺友治氏は執行役を辞任しました。

事業報告

7.2017年4月に次のとおり担当を変更しました。

地 位	氏 名	担 当	重要な兼職の状況
代表執行役副社長(＊)	成 毛 康 雄	ストレージ&デバイスソリューション所管、ストレージ&デバイスソリューション社社長	東芝メモリ(株)代表取締役社長
代 表 執 行 役 専 務	牛 尾 文 昭	人事・総務部担当、経営刷新推進部長	一般財団法人海外邦人医療基金会長
執 行 役 上 席 常 務	豊 原 正 恭	経営企画部担当	

(4) 取締役会及び各委員会の活動状況

2016年度の実取締役会及び各委員会の主な活動状況は、以下のとおりです。

① 取締役会の活動状況

- ・ 独立社外取締役間の情報・問題意識を共有し、社外取締役の当社の事業等に対する理解をさらに深めるとともに、当社グループの主要経営課題について議論をするため、独立社外取締役のみで構成される「取締役評議会」（いわゆるエグゼクティブ・セッション）を開催しました。取締役会に先立ち開催し、取締役会の付議事項の事前説明等を行い意見交換を行うとともに、取締役評議会を通じて得られた独立社外取締役の意見を経営に反映する等の運営を行っております。
- ・ 機動的かつ迅速な経営判断体制の整備及び資金調達手段の拡充を通じてメモリ事業の更なる成長を図る観点から同事業の会社分割契約の締結に関し、担当の執行役から詳細な説明を受け、同契約の締結の妥当性等につき審議し、決定しました。
- ・ ウェスチングハウスエレクトリックカンパニー社（以下「WEC」という。）等の事業再生支援につき、同社グループの再生及び非連結化による当社の海外原子力事業のリスク遮断の観点から審議し、WECが米国連邦倒産法第11章の適用申請を提案した場合には合理的理由なくこれを拒否しないことを決定しました。
- ・ 法令、定款、取締役会規則等に基づき、事業計画、予算、月次業績、リスク管理情報その他取締役及び執行役の職務執行状況について報告を受けました。

② 各委員会の活動状況

ア. 指名委員会

- ・ 第177期定時株主総会が終結した後、最初に開催される取締役会に提出する執行役社長選定案及び同株主総会以降の役員体制について審議しました。
- ・ 執行役社長の経営者としての行動及びコンプライアンス姿勢に関する調査について、実施内容等を審議しました。
- ・ 第178期定時株主総会以降の役員体制について審議しました。
- ・ 執行役取扱基準を改定しました。

イ. 監査委員会

- ・ WECによるCB&Iストーン・アンド・ウェブスター社の買収に伴う損失に関連して、弁護士等の独立した第三者を起用してWECと調査を実施し、2017年4月11日及び同年8月10日、監査委員会の見解を取締役に報告しました。調査の結果、損失認識時期が問題となる証拠は発見されず、当社及びWECの内部統制は有効に機能しており、財務諸表に影響を与えなかったものと判断しました。なお、調査の過程で、一部経営者について、限定された範囲・期間で不適切なプレッシャーとみなされ得る言動が認められましたが、財務報告への影響は認められませんでした。この一部経営者については、WECの経営に関与させない等の措置を講じることを執行側に要請し、改善措置の実施を確認しています。

- ・会計処理問題の再発防止の徹底や法令等の順守の状況につき、取締役会等の重要会議への出席や執行役等に対するヒヤリングを通じ、執行側の職務執行状況を監視しました。さらに、内部監査部、内部管理体制強化プロジェクトチーム、経営刷新部等に対するヒヤリングを定期的に行い、改善された内部統制システムの運用状況や企業風土改革の推進状況を検証しました。
- ・監査委員長である社外取締役の佐藤良二氏は、2016年4月1日から常勤を開始し、重要会議（コーポレート経営会議、会計コンプライアンス委員会、有報等開示委員会等）に出席する等して、緊密な情報収集を行いました。非常勤の監査委員も、内部監査部の往査発表会に同席する等して、現場での情報収集に努めました。収集された情報は、適時に監査委員間で共有されました。
- ・会計処理問題に関し、2015年11月7日、元役員5名（西田厚聰、佐々木則夫、田中久雄、村岡富美雄、久保誠の5氏）に対し、東京地方裁判所に提起した損害賠償請求訴訟を引続き遂行しました。
- ・監査委員会の内部通報制度で80件の通報を受領し、対応しました。また、執行側の内部通報窓口に通報された399件の通報全件内容及び対応状況につき報告を受けました。会計、コンプライアンスに関する重要な通報は、優先的に調査結果及び改善状況を検証しました。
- ・グループ会社の監査役と監査委員との連絡会・対話会や、グループ会社監査役教育を実施し、当社グループの監査ガバナンスの強化、監査品質の向上に努めました。

ウ. 報酬委員会

- ・2015年度の業績評価に基づき、執行役の職務報酬（業績連動部分）支給について審議しました。
- ・2016年度の実績及び執行役が受ける個人別の報酬の内容について審議しました。
- ・執行役の報酬水準、執行役の報酬体系・構成等のあり方に関し、中長期的な業績と連動する報酬制度を含めた議論を行いました。また、2015年より報酬返上を継続して実施している状況に鑑み、引き続き今後の経営・事業状況を踏まえた報酬水準を検討することとする旨議論を行いました。

10 当社役員の報酬内容の決定方針、報酬の支払額

(1) 報酬内容の決定方針

当社は、報酬委員会において以下のとおり当社役員の個人別の報酬等の内容に係る決定に関する方針を定めています。

取締役の主な職務は当社グループ全体の業務執行の監督であることから、取締役に対する報酬は優秀な人材を確保すること、その監督機能を有効に機能させることを主眼に決定することを基本方針としています。

執行役の職務は担当する部門の経営責任者として企業価値を高めることであることから、執行役に対する報酬は優秀な人材を確保すること、業績向上に対するインセンティブとして有効に機能させることを主眼に固定報酬・業績連動報酬のバランスを勘案し決定することを基本方針としています。

① 取締役に対する報酬

- ・執行役を兼務しない取締役の報酬については、常勤、非常勤の別、取締役の職務の内容に応じた額を固定

報酬として支給します。

- ・執行役を兼務する取締役に對しては、②に定める執行役に対する報酬のほかに、取締役固定報酬を支給します。

② 執行役に対する報酬

- ・執行役に対する報酬は、代表執行役社長、代表執行役副社長等の役位に応じた基本報酬と、執行役としての職務の内容に応じた職務報酬としています。
- ・役位に応じて職務報酬の約40%ないし25%分については、全社又は担当部門の期末業績に応じて0倍（不支給）から2倍までの範囲で変動させます。

③ 水準について

優秀な経営人材を確保し、グローバル企業に相応しい報酬水準を決定します。具体的決定に当たっては上場会社を中心とした他企業の報酬水準及び従業員の処遇水準をも勘案しています。

(2) 取締役及び執行役の報酬等の額

区 分	人数	報酬等の額
取 締 役 (うち社外取締役)	13人 (7)	125百万円 (101)
執 行 役	33	852

(注) 報酬等の額には、2016年6月22日開催の第177期定時株主総会の終結の時をもって退任した取締役及び同日開催の取締役会の終結の時をもって退任した執行役の2016年4月から退任時までの報酬等の額、並びに2016年度内に辞任した取締役及び執行役の2016年4月から辞任時までの報酬等の額を含みます。

11 当社の会計監査人の状況

(1) 当社の会計監査人の名称

PwCあらた有限責任監査法人

(注) 2016年6月22日開催の第177期定時株主総会において、新たにPwCあらた監査法人が選任されたことに伴い、当社の会計監査人であった新日本有限責任監査法人は退任しました。なお、PwCあらた監査法人は、2016年7月1日付で有限責任監査法人に移行し、同日より法人名称をPwCあらた有限責任監査法人に変更しています。

(2) 会計監査人の報酬等の額

区分	PwCあらた 有限責任監査法人	新日本 有限責任監査法人	支払額合計
当事業年度に係る報酬等の額	2,136 ^{百万円}	- ^{百万円}	2,136 ^{百万円}
当社及び連結子会社が会計監査人に支払うべき金銭その他の財産上の利益の合計額	3,233 ^{百万円}	1,437 ^{百万円}	4,670 ^{百万円}

- (注) 1. 当社と会計監査人との監査契約においては、会社法上の監査に対する報酬と金融商品取引法上の監査に対する報酬とを区別していないため、上記金額にはその合計額を記載しています。
2. 当社は、PwCあらた有限責任監査法人に対して、公認会計士法第2条第1項の業務以外の業務である、「財務報告に係る内部統制に関する指導・助言業務」等についての対価を支払っています。
3. 新日本有限責任監査法人に対する支払額1,437百万円は、前事業年度に係る監査に対する報酬のうち、2016年6月以降に請求を受け支払ったものです。監査委員会は、当社に係る当該報酬については相当であると判断し、同意いたしました。
4. PwCあらた有限責任監査法人に対する当社の支払額2,136百万円は、当事業年度に係る監査に対する報酬のうち、2017年3月に同法人から報告を受け、当該報告に基づき2017年6月までに請求を受け支払ったものです。同法人の請求は、WECによるS&W買収に係る損失計上の状況を踏まえ監査計画の見直しを行ったことや、内部統制の整備状況の理解及び評価並びに運用状況の評価に関する時間が想定より増加したことを理由とする工数の追加を含むものであります。監査委員会は、当該増加について事情を聴取し、かかる追加工数は必要であると認められたことから、当該報酬等について同意いたしました。

(3) 子会社の監査に関する事項

重要な当社グループ会社のうち、ランディス・ギアホールディング社、東芝アメリカ社、東芝中国社、東芝ヨーロッパ社、東芝アジア・パシフィック社は、PwCあらた有限責任監査法人以外の監査法人の監査を受けています。

(4) 会計監査人の解任又は不再任の決定の方針

①監査委員会は、会計監査人が会社法第340条第1項各号のいずれかに該当すると認められる場合は、委員の全員の同意によって、会計監査人を解任します。

- ②監査委員会は、会計監査人が次の各号のいずれかに該当すると認められる場合は、会計監査人の選任及び解任並びに不再任に係る株主総会提出議案の内容を決定します。
- ア. 会計監査人が法令違反による行政処分を受けた場合
 - イ. 会計監査人が日本公認会計士協会の定めるところによる処分等を受けた場合
 - ウ. 会計監査人から監査契約を継続しない旨の通知を受けた場合
 - エ. 会計監査の適正化及び効率化等を図る場合

12 当社の業務の適正を確保するための体制(内部統制システム)等

(1) 当社及び当社子会社に関する業務の適正を確保するための体制

取締役会が決議した、業務の適正を確保するための体制は次のとおりです。

① 執行役の職務の執行が法令及び定款に適合することを確保するための体制

ア. 当社の取締役会は、定期的に執行役から職務執行状況の報告を受けるとともに、必要事項について執行役に随時取締役会で報告させる。

イ. 当社の取締役会は、内部監査部長から定期的に内部監査結果の報告を受ける。

ウ. 当社の監査委員会は、定期的に執行役のヒヤリングを行うとともに、内部監査部長から内部監査結果の報告を定期的に受ける。

エ. 当社の監査委員会は、「監査委員会に対する報告等に関する規程」に基づき、重要な法令違反等について執行役から直ちに報告を受ける。

オ. 当社は、全ての役員、従業員が共有する価値観と行動規範を明確化した「東芝グループ行動基準」を策定し、継続的な役員研修の実施等により、当社の執行役に「東芝グループ行動基準」を遵守させる。

カ. 内部監査部を監査委員会の直轄組織とすることで、執行と監督を分離し、内部監査部による会計監査及び適法性監査等が実効的に行われる体制を構築する。

② 執行役の職務の執行に係る情報の保存及び管理に関する体制

ア. 当社の執行役は、「書類保存年限に関する規程」に基づき、経営会議資料、経営決定書等重要書類、その他各種帳票類等の保存、管理を適切に行う。

イ. 当社の執行役は、経営会議資料、経営決定書、計算関係書類、事業報告等の重要情報に取締役がアクセスできるシステムを整備する。

③ 損失の危険の管理に関する規程その他の体制

ア. 当社のChief Risk-Compliance Management Officer (以下、CROという。)は、「リスク・コンプライアンスマネジメント基本規程」に基づき、リスク・コンプライアンス委員会の委員長として当社グループのクライシスリスク管理に関する施策を立案、推進する。施策の立案・推進にあたってはその実効性を確認・改善することにより、当社グループ全体の損失の危険の管理を適切に行う。

イ. 当社の執行役は、「ビジネスリスクマネジメント基本規程」に基づき、当社グループのビジネスリスク要因の継続的把握とリスクが顕在化した場合の損失を極小化するために必要な施策を立案、推進する。

④ 執行役の職務の執行が効率的に行われることを確保するための体制

ア. 当社の取締役会は、経営の基本方針を決定し、執行役が策定した当社グループの中期経営計画、年度予算を承認する。

イ. 当社の取締役会は、執行役の権限、責任の分配を適正に行い、執行役は、「業務分掌規程」、「役職者職務規程」に基づき執行役、従業員の権限、責任を明確化する。

ウ. 当社の執行役は、各部門、各従業員の具体的目標、役割を設定する。

エ. 当社の執行役は、「取締役会規則」、「コーポレート権限基準」、「カンパニー権限基準」等に基づき、適正な手順に則って業務の決定を行う。

オ. 当社の執行役は、業績評価委員会等により、当社グループの適正な業績評価を行う。

カ. 当社の執行役は、情報セキュリティ体制の強化を推進するとともに、経理システム、決裁システム等の情報処理システムを適切に運用する。

⑤ 使用人の職務の執行が法令及び定款に適合することを確保するための体制

ア. 当社の代表執行役社長は、継続的な従業員教育の実施等により、全ての役員、従業員が共有する価値観と行動規範を明確化した「東芝グループ行動基準」を遵守させる。

イ. 当社のCROは、「リスク・コンプライアンスマネジメント基本規程」に基づき、リスク・コンプライアンス委員会の委員長として当社グループのコンプライアンスに関する施策を立案、推進する。

ウ. 当社は、当社役職員が当社の違法行為を認めた場合、当社の執行側に対して通報できる内部通報制度を設置し、当社の担当執行役は、内部通報制度を活用することにより、問題の早期発見と適切な対応を行う。当該制度を利用したことを理由に、不利な取扱いをしないことを「東芝グループ行動基準」に明記する。このほか、当社は、当社の監査委員会を内部通報窓口とする内部通報制度も設置し、問題の早期の情報収集に努める。

⑥ 当社及び子会社から成る企業集団における業務の適正を確保するための体制

ア. 子会社は、「東芝グループ行動基準」を採択、実施し、各国の法制、事情に応じ内部通報制度を整備する。

- イ. 当社は、子会社の事業運営に関して重要事項が生じた場合は、「業務連絡要綱」等に基づき当社に報告が行われる体制を構築する。
- ウ. 当社は、内部統制項目につき、子会社を含めた適切な施策を立案し、これを各子会社の実情に応じて推進させる。
- エ. 子会社は、「東芝グループ監査役監査方針」に基づいた監査役等の監査体制を構築する。
- オ. 当社は、子会社を対象に会計処理プロセス及び業務プロセスを対象とした内部監査を実施する。
- カ. 当社は、当社グループに共通する制度、業務プロセスを適正かつ効率的に運用し、共有する資源について適正かつ効率的に配分する体制を構築する。
- キ. 当社は、社名に「東芝」冠称の付与を許諾する関連会社に対し、原則として許諾契約において「東芝グループ行動基準」の採択を義務付ける。

(2) 当社の監査委員会の職務の執行のために必要な事項
取締役会が決議した、監査委員会の職務の執行のために必要な事項は次のとおりです。

① 監査委員会の職務を補助すべき取締役及び使用人に關する事項

当社の監査委員会の職務を補助するため10名程度で構成される監査委員会室を設置するとともに監査委員会室長を執行役とし、監査委員会の職務を補助すべき取締役は置かない。

② 監査委員会の職務を補助すべき使用人の執行役からの独立性及び当該使用人に対する指示の実効性の確保に關する事項

監査委員会室は、当社の監査委員会室長及び監査委員会室の所属従業員の人事承認権及び解任請求権・解任拒否権を有し、監査委員会室長は監査委員会の指揮に服する。監査委員会室の所属従業員は監査委員会及び監査委員会室長の指揮に服する。

③ 監査委員会への報告に関する体制

ア. 当社の取締役、執行役、従業員は、「監査委員会に対する報告等に関する規程」及び「監査委員会通報制度運用規程」に基づき、経営、業績に影響を及ぼす重要な事項が生じた場合、監査委員会に対して都度報告を行う。

イ. 当社の子会社は、「東芝グループ監査役連絡会」等を通じ、定期的に当該子会社の状況等を当社の監査委員会に報告をする。また、当社は、子会社の監査役又は監査連絡責任者が当該子会社の違法行為等を認めた場合、監査委員会に対して通報できる「東芝グループ監査役ホットライン」を設置する。

ウ. 当社は、「監査委員会通報制度運用規程」に基づき、当社の役職員又は国内の子会社の役職員が当社又は当該子会社の違法行為を認めた場合、当社の監査委員会に対して通報できる「監査委員会ホットライン」を設置する。

エ. 代表執行役社長は、監査委員会の指名する監査委員に対し経営会議等重要な会議への出席の機会を提供する。

④ 監査委員会に報告をした者が当該報告をしたことを理由として不利な取扱いを受けないことを確保するための体制

当社の監査委員会に報告をした当社グループの役職員については、報告を行ったことを理由に、不利な取扱いをしないことを「監査委員会に対する報告等に関する規程」及び「監査委員会通報制度運用規程」に明記する。

⑤ 監査委員の職務の執行について生ずる費用の前払又は償還の手続その他の当該職務の執行について生ずる費用又は債務の処理に係る方針に関する事項

当社は、監査委員がその職務の執行について、当社に対し、会社法404条4項に基づく費用の前払い等の請求をしたときは、担当部署において審議の上、当該請求に係る費用又は債務が当該監査委員の職務の執行に必要なと認められた場合を除き、速やかに当該費用又は債務を処理する。当社は、監査委員の職務の執行について生ずる費用等を支弁するため、毎年一定額の予算を設ける。期中において必要が生じた場合は、監査委員の要請に基づき、担当部署における審議の上、予算の増額を行う。

⑥ その他監査委員会の監査が実効的に行われることを確保するための体制

ア. 代表執行役社長は、定期的に監査委員会と情報交換を行う。

イ. 執行役、従業員は、定期的な監査委員会のヒヤリング、巡回ヒヤリング等を通じ、職務執行状況を監査委員会に報告する。

ウ. 監査委員会は、内部監査部を監査委員会の直轄組織とする。監査委員会は、内部監査部に監査方針を提示し、内部監査部に対し監査指示を行う。内部監査部長は、内部監査結果を監査委員会に定期的に報告する。

エ. 監査委員会は、期初の会計監査計画、期中の会計監査の状況、期末会計監査の結果等について会計監査人に説明、報告を行わせる。

オ. 担当執行役は、期末決算、四半期決算について取締役会の承認等の前に監査委員会に説明を行う。

カ. 内部監査部長を執行役とし、監査委員会は、内部監査部長の人事承認権及び解任請求権・解任拒否権を有し、内部監査部長は監査委員会の指揮に服する。

- キ、監査委員は、執行側の内部通報窓口に通報された全ての内部通報にアクセスできる権限を有する。

(3) 運用状況

①コンプライアンス委員会等の開催状況

当社グループのクライシスリスク管理に関する施策を立案、推進するためにリスクコンプライアンス委員会を2回開催し、全社重点施策を決定し、1年間推進しました。また、不適切な財務報告につながる端緒を適時に把握するとともに、内部統制に脅威を与えるリスクを早期に発見し、対応策を指示・検討するために会計コンプライアンス委員会を15回開催しました。

②内部通報制度の整備状況等

当社は、執行側にリスク相談ホットライン（受付窓口は法律事務所又は社内を通報者が選択）を設置し、内部通報制度を活用しています。また、2015年10月から、監査側にも監査委員会室を内部通報窓口とする監査委員会ホットラインを新設しました。内部通報制度の活用を図るために、全従業員向けにメール及びeラーニングで周知するとともに、内部通報事例の紹介を行い、内部通報制度の存在及び匿名性が厳格に担保されることの一層の周知徹底を図りました。内部通報件数は、会計処理に関するものを含め上期161件、下期238件あり、監査委員会及び取締役会に報告するとともに、会計に関する通報については、通報者の個人情報を明らかにせず、ただちに会計監査人にも報告しています。また、全ての内部通報について調査を行い、対応が必要な事項については対応を行っています。

③役職員に対するコンプライアンス関連研修の実施状況

経営幹部を対象に、情報開示と適正な財務報告・会計コンプライアンスに関する意識改革、信頼回復に向けた意識改革、コンプライアンス意識の浸透等の研修を3回実施しました。国内の事業部長研修及び、昇格時等の節目研修に、会計知識・会計コンプライアンス研修を新たに組み込み実施しました。また、海外現地法人の責任者と国内グループ従業員を対象に、eラーニングにより会計コンプライアンス教育を実施しました。また、国内外の経理人員全員に対し、風土改革研修を実施しました。

④内部監査の実施状況

内部監査部は監査委員会監査方針に基づき内部監査の監査方針及び監査計画を半期ごとに策定しました。当該監査計画に基づき2016年度上期はスタッフ9部門及び関係会社17社、下期はスタッフ3部門、4カンパニー及び関係会社36社に対して往査を実施しました。これら往査の結果は、内部監査部長から監査委員会に対して少なくとも毎月1回報告されています。

⑤監査委員の活動状況やその支援状況

監査委員は、取締役会や経営会議等の重要会議に出席するとともに、計25回の執行役等に対するヒヤリング、39回の内部統制・内部監査部門長に対するヒヤリング等を行い、取締役・執行役の職務執行状況を監視・検証しました。また、会計監査人から監査計画、監査の実施状況及びその結果につき、説明・報告を受けました。監査活動においては、監査委員会室及び直轄組織とした内部監査部を通じ、積極的に報告徴求を行いました。なお、監査委員会室を内部通報窓口とする監査委員会ホットラインには、会計処理に関するものも含め80件の通報を受領し、対応しました。

13 当社の支配に関する基本方針

(1) 基本方針の内容

当社グループが株主の皆様へ還元する適正な利潤を獲得し、企業価値・株主共同の利益の持続的な向上を実現するためには、株主の皆様はもちろん、お客様、取引先、従業員、地域社会等のステークホルダーとの適切な関係を維持、発展させていくことも必要であり、これらのステークホルダーの利益にも十分配慮した経営を行う必要があると考えています。

また、当社株式の買付の提案を受けた場合に、その買付が当社の企業価値・株主共同の利益に及ぼす影響を適切に判断するためには、各事業分野の有機結合により実現されるシナジー効果、当社グループの実情、その他当社の企業価値を構成する要素が十分に把握される必要があると考えます。

当社取締役会は、上記の要素に鑑み、当社の企業価値・株主共同の利益の確保、向上に資さない当社株式の大量取得行為や買付提案を行う者は、当社の財務及び事業の方針の決定を支配する者として適当ではなく、このような者による当社株式の大量取得行為に関しては、必要かつ相当な手段を採ることにより、当社の企業価値・株主共同の利益を確保する必要があると考えています。

以上の考え方に基づき、当社は、2006年6月に当社株式の大量取得行為に関する対応策（いわゆる買収防衛策）を導入し、2009年6月及び2012年6月に更新してまいりましたが、経営環境等の変化、金融商品取引法整備の浸透の状況、株主の皆様の意見等を考慮しながら慎重に検討した結果、当該対応策を更新しないことといたしました。

なお、当該対応策終了後も当社株式の大規模買付を行おうとする者に対しては、大規模買付行為の是非を株主の皆様が適切に判断するための必要かつ十分な情報の提供を求め、併せて当社取締役会の意見等を開示し、株主の皆様の検討のための時間と情報の確保に努める等、金融商品取引法、会社法及びその他関係法令の許容する範囲内において、適切な措置を講じるとともに、引き続き企業価値及び株主共同の利益の確保及び向上に努めてまいります。

(2) 基本方針の実現に資する特別な取組み

当社グループは、強靱な企業体質への転換を図ることにより株主、投資家をはじめとするすべてのステークホルダーの皆様への信頼回復につなげるべく、「内部管理体制の強化及び企業風土の変革」、「構造改革の断行」、「事業ポートフォリオ及び事業運営体制の見直し」、「財務基盤の整備」を実施しています。

14 当社グループの従業員の状況 2017年3月31日現在

部 門	従 業 員 数(人)
エネルギーシステムソリューション	26,534
インフラシステムソリューション	43,520
リテール&プリンティングソリューション	20,777
ストレージ&デバイスソリューション	29,423
インダストリアルICTソリューション	13,069
そ の 他	16,862
全 社 (共 通)	3,307
計	153,492

- (注) 1.当社の従業員数は、32,353人です。
- 2.従業員数には、2017年3月31日付の退職者等が含まれます。

15 当社グループの主要な事業所

2017年3月31日現在

(1)当 社

部 門	主要な事業所	
全 社	営業所	本社事務所(東京都港区・川崎市)、北海道支社(札幌市)、東北支社(仙台市)、関東支社(東京都港区)、北陸支社(富山県富山市)、中部支社(名古屋市)、関西支社(大阪市)、中国支社(広島市)、四国支社(香川県高松市)、九州支社(福岡市)
	研究所等	研究開発センター(川崎市)、生産技術センター(横浜市)、横浜事業所(同)、青梅事業所(東京都青梅市)
エネルギーシステムソリューション	研究所	電力・社会システム技術開発センター(横浜市)
	工 場	府中エネルギーシステムソリューション工場(東京都府中市)、浜川崎工場(川崎市)、京浜事業所(横浜市)
インフラシステムソリューション	工 場	柏崎工場(新潟県柏崎市)、府中事業所(東京都府中市)、府中インフラシステムソリューション工場(同)、小向事業所(川崎市)、三重工場(三重県朝日町)
	研究所	半導体研究開発センター(川崎市)
ストレージ&デバイスソリューション	工 場	四日市工場(三重県四日市市)、姫路半導体工場(兵庫県太子町)
	研究所	IoTテクノロジーセンター(川崎市)
そ の 他	研究所	礫子エンジニアリングセンター(横浜市)
	工 場	深谷事業所(埼玉県深谷市)

(注) 2017年4月に、以下のとおり事業所の廃止・改編を行いました。

- ・ 青梅事業所を廃止しました。
- ・ 四日市工場を東芝メモリ株式会社に移管しました。
- ・ IoTテクノロジーセンターをソフトウェア&AIテクノロジーセンターに改編しました。

(2)当社グループ会社

重要な当社グループ会社及びその所在地は、「4 重要な当社グループ会社の状況」に記載のとおりです。

以 上

連結計算書類

連結貸借対照表 (2017年3月31日現在)

資 産 の 部	
流 動 資 産	2,736,293
現金及び現金同等物	707,693
受取手形及び売掛金	1,122,236
受 取 手 形	41,431
売 掛 金	1,106,449
貸倒引当金	△25,644
棚卸資産	624,321
短期繰延税金資産	21,156
前払費用及びその他の流動資産	260,887
長期債権及び投資	401,673
長期受取債権	15,272
関連会社に対する投資及び貸付金	293,705
投資有価証券及びその他の投資	92,696
有形固定資産	657,876
土 地	73,947
建物及び構築物	889,495
機械装置及びその他の有形固定資産	1,726,471
建設仮勘定	21,796
減価償却累計額	△2,053,833
その他の資産	473,671
長期繰延税金資産	32,591
のれん及び無形固定資産	361,569
そ の 他	79,511
資 産 合 計	4,269,513

(単位:百万円)

負 債 の 部	
流 動 負 債	2,718,403
短期借入金	357,551
1年以内に期限の到来する社債及び長期借入金	328,074
支払手形及び買掛金	730,900
未払金及び未払費用	416,916
未払法人税等及びその他の未払税金	84,072
前 受 金	320,762
債務保証損失引当金（短期）	143,761
そ の 他 の 流 動 負 債	336,367
固 定 負 債	1,826,814
社債及び長期借入金	518,171
未払退職及び年金費用	531,164
債務保証損失引当金（長期）	543,897
そ の 他 の 固 定 負 債	233,582
負 債 の 部 合 計	4,545,217
資 本 の 部	
株 主 資 本	△552,947
資 本 金	200,000
発行可能株式総数 10,000,000,000株	
発行済株式数 4,237,602,026株	
資 本 剰 余 金	140,144
利 益 剰 余 金	△580,396
その他の包括損失累計額	△310,750
自己株式（取得価額）	△1,945
3,793,341株	
非 支 配 持 分	277,243
資 本 の 部 合 計	△275,704
負 債 及 び 資 本 合 計	4,269,513

連結計算書類

連結損益計算書 (自 2016年4月1日 至 2017年3月31日)

(単位:百万円)

売上高及びその他の収益	4,959,077
売上高	4,870,773
受取利息及び配当金	7,143
持分法による投資利益	7,854
その他の収益	73,307
売上原価及び費用	4,733,546
売上原価	3,576,520
販売費及び一般管理費	1,006,551
のれん減損損失	16,914
支払利息	16,378
その他の費用	117,183
継続事業からの税金等調整前当期純利益	225,531
法人税等	105,632
当年度分	72,224
繰延税金	33,408
継続事業からの非支配持分控除前当期純利益	119,899
非継続事業からの非支配持分控除前 当期純損失(税効果後)	△1,280,100
非支配持分控除前当期純損失	△1,160,201
非支配持分に帰属する当期純損益(控除)	△194,538
当社株主に帰属する当期純損失	△965,663

連結計算書類

連結資本勘定計算書 (自 2016年4月1日 至 2017年3月31日) (単位:百万円)

	資本金	資本剰余金	利益剰余金	その他の包括 損失累計額	自己株式	株主資本合計	非支配持分	資本合計
2016年 3月31日現在残高	439,901	399,470	△76,782	△431,828	△1,887	328,874	343,384	672,258
資本金から資本剰余金への振替	△239,901	239,901						
資本剰余金から利益剰余金への振替		△462,049	462,049					
非支配持分との資本取引及びその他		△37,178				△37,178	129,769	92,591
非支配持分への配当金							△11,121	△11,121
当期包括損失								
当期純損失			△965,663			△965,663	△194,538	△1,160,201
その他の包括利益(△損失)、税効果控除後								
未実現有価証券評価損益				882		882	92	974
外貨換算調整額				36,438		36,438	6,572	43,010
年金負債調整額				80,960		80,960	3,156	84,116
未実現デリバティブ評価損益				2,798		2,798	△71	2,727
当期包括損失						△844,585	△184,789	△1,029,374
自己株式の取得及び処分(純額)					△58	△58		△58
2017年 3月31日現在残高	200,000	140,144	△580,396	△310,750	△1,945	△552,947	277,243	△275,704

(ご参考) 連結キャッシュ・フロー計算書 (自 2016年4月1日 至 2017年3月31日) (単位:百万円)

営業活動によるキャッシュ・フロー	134,163
投資活動によるキャッシュ・フロー	△ 178,929
(フリー・キャッシュ・フロー)	△ 44,766
財務活動によるキャッシュ・フロー	△ 219,758
為替変動の現金及び現金同等物への影響額	△ 3,312
現金及び現金同等物純増加額	△ 267,836
現金及び現金同等物期首残高	975,529
現金及び現金同等物期末残高	707,693

連結注記表

1. 継続企業の前提に関する注記

当社グループは、ウェスチングハウスエレクトリックカンパニー社（以下「WEC」という。）及びその米国関係会社並びに米国外の事業会社群の持株会社である東芝原子力エナジーホールディングス（英国）社（上記会社群を以下「申請会社」という。）に関連した損失（非継続事業からの当社株主に帰属する当期純損失）1,242,789百万円を計上したことを主因に、2016年度連結会計年度の当社株主に帰属する当期純損失は965,663百万円になりました（前連結会計年度の当社株主に帰属する当期純損失は460,013百万円）。この結果、2017年3月31日現在の連結株主資本は△552,947百万円、連結純資産は△275,704百万円になりました。

また、2016年12月28日付の格付機関による当社格付の引下げにより、当社グループの2017年3月31日現在の連結貸借対照表における長短借入金等計1,203,796百万円のうち、主要借入先金融機関がアレンジャーであるシンジケートローン契約に基づく借入金残高257,661百万円（連結貸借対照表上、1年以内に期限の到来する社債及び長期借入金に計上）が財務制限条項に抵触しています。当該借入金について、当社は、2017年8月10日現在においては、借入先金融機関の請求があった場合には期限の利益を喪失する可能性があります。なお、当社が当該借入金について期限の利益を喪失した場合、社債その他の借入金についても同様に期限の利益を喪失する可能性があります。

加えて、WEC及びその米国関係会社の米国原子力発電所建設プロジェクトに関わる当社親会社保証の支出等を考慮すると、当社の今後の資金環境は厳しい状況となることが見込まれます。

さらに、当社には、特定建設業の許可が必要となる事業がありますが、特定建設業の許可の更新には、一定の財産的基礎を有することが必要とされています。当社の特定建設業の許可の有効期限は2017年12月ですが、当社が特段の対応をとらず一定の財産的基礎を満たさないと判断された場合には、特定建設業の許可の更新ができず、当該事業の遂行に重大な悪影響を与える可能性があります。

以上により、当社には継続企業の前提に重要な疑義を生じさせるような事象または状況が存在しています。

当社グループは当該状況を解消すべく、海外原子力事業のリスクを遮断する目的で、マジョリティ売却等による非連結化も視野に、ウェスチングハウス社グループの再編検討を行っていましたが、米国時間2017年3月29日に、申請会社は米国連邦倒産法第11章に基づく再生手続をニューヨーク州連邦破産裁判所に申し立てました。当社としては、裁判所の管轄のもと、申請会社と電力会社を含む利害関係者との適切な調整を図りながら米国原子力発電所建設プロジェクトに関する関係当事者間での合意形成を探っていくことがウェスチングハウス社グループの事業の再生には不可欠であり、再生手続の申し立てによるウェスチングハウス社グループの非連結化（非連結化されたウェスチングハウス社グループを以下「WECグループ」という。）は、海外原子力事業のリスクを遮断することを目指す当社の方針にも合致していると判断しました。海外原子力事業のリスク遮断については、当社は、米国時間2017年6月9日に、米国ジョージア電力社他と、WECの新型原子炉「AP1000」2基の建設プロジェクトに関する当社親会社保証について、サザン電力（米国ジョージア電力社の親会社）に3,680百万米ドル（4,129億円）を2017年10月から2021年1月までの間に分割にて支払うことで合意しました。また、当社は、米国時間2017年7月27日に、米国サウスカロライナ電力&ガス社他とも、WECの新型原子炉「AP1000」2基の建設プロジェクトに関する当社親会社保証について、スキャナ電力（米国サウスカロライナ電力&ガス社他の親会社）に2,168百万米ドル（2,432億円）を2017年10月から2022年9月までの間に分割にて支払うことで

合意しました。これらの合意に伴い、当社の保証責任は今回合意した金額を上限として固定され、親会社保証にかかる追加の費用負担を遮断したことになります。そして、今後、プロジェクトコストの増加等の如何なる事情を問わず、保証上限額以外の建設プロジェクト関連費用を当社に請求しないことを合意しています。

また、メモリ事業については、機動的かつ迅速な経営判断体制の整備と借入金の返済原資の確保並びに連結株主資本及び連結純資産の回復のために、マジョリティ譲渡を含む外部資本の導入を視野に入れています。当該譲渡を円滑に進めるため、2017年3月30日に開催した臨時株主総会において、当社と当社の完全子会社である東芝メモリ(株)の間の吸収分割契約について承認を得て、2017年4月1日付でメモリ事業を分社化しました。そして、2017年6月21日に開催した当社取締役会にて(株)産業革新機構、ペインキャピタル社、(株)日本政策投資銀行から成るコンソーシアムを優先交渉先とすることを決定しました。今後、売却先との最終合意、各国競争法等の必要な手続を経て、2018年3月末までの売却完了を目指します。

上記のほかにも、資産の保有意義を聖域なく見直し、また、社会インフラ事業を中心として事業計画を着実に実行することで財政状態の改善を図ります。そして、借入先金融機関からの支援・協力を継続して得るべく、誠実に説明を重ね、期限の利益喪失の権利行使に対する放棄（Waive）、コミットメントライン契約枠（6,800億円）の更新・増枠といったお願いを真摯に行っていきます。また、当社は、特定建設業の許可の更新について、特定建設業の許可を有している会社を承継会社とした会社分割を行うなど、あらゆる対策を講じていく所存です。

しかしながら、2017年8月10日現在、上記対応策の大半は進行中であるため、当社には継続企業の前提に関する重要な不確実性が認められます。

なお、連結計算書類は継続企業を前提として作成されており、継続企業の前提に関する重要な不確実性の影響を連結計算書類には反映していません。

2. 当社の監査委員会による調査

当社の監査委員会は、WECによる米国大手エンジニアリング会社Chicago Bridge & Iron Company（以下「CB&I社」という。）からのCB&Iストーン・アンド・ウェブスター社（以下「S&W社」という。）の買収に伴う損失の計上に関し、外部弁護士事務所等の専門家を起用し、当社及びWECによる当該損失の認識時期を含め、4件の調査を実施させて、当該専門家から報告を受けました。その結果、損失認識時期が問題となる証拠を含め、財務報告に影響を与える事象は検出されませんでした。しかしながら、当該調査では、当社マネジメント2名について、特定の期間・範囲において、1名はWECにおける財務報告に係る内部統制に影響を及ぼし得る不適切なプレッシャーとみなされ得る言動があったことは否定できず、また、他1名は当該プレッシャーとみなされ得る対応があったという評価を覆すまでの事情は認められない、との結論に至りました。このため、当社として同2名につきWECの経営から一切除外するなどの是正措置を実施しました。

なお、上記の調査の結果において、上述の専門家から、「調査において判明した事実を踏まえて、WECは、その各組織にて認知されていた情報を総合し、Fluor Enterprises, Inc.による2016年10月の見積り提出より前の時期における工事コスト見積りへの影響及び財務報告にかかる内部統制の有効性への影響の有無について、再考すべきかどうか分析すべき」との指摘を受けていますが、当社としては、当該指摘について適切に対応し、影響が無かったことを確認しています。

連結計算書類

3. 連結計算書類の作成のための基本となる重要な事項に関する注記

(重要な会計方針)

1) 連結計算書類の作成基準

当社の連結計算書類は、会社計算規則第120条の3第1項の規定により、米国において一般に公正妥当と認められた会計基準による用語、様式及び作成方法に準拠して作成しています。ただし、同条第3項において準用する同規則第120条第1項の規定により、米国において一般に公正妥当と認められた会計基準により要請される記載及び注記の一部を省略しています。

2) 棚卸資産

原材料並びに在庫販売目的の製品及び仕掛品は、取得原価あるいは正味実現可能価額のいずれか低い価額で計上されており、取得原価は主として平均法により算定されています。注文販売目的の製品及び仕掛品については取得原価あるいは予想実現可能価額のいずれか低い価額で計上されており、取得原価は累積製造原価により算定されています。

3) 投資有価証券及びその他の投資

市場性のある有価証券すべてを売却可能有価証券に分類し、公正価値で報告するとともに税効果考慮後の未実現保有損益をその他の包括利益（損失）累計額に含めています。市場価格のないその他の投資は取得原価で計上しています。有価証券の売却に伴う実現損益は、売却時点の個別保有銘柄の平均原価に基づいています。市場性のある有価証券及びその他の投資について、公正価値の下落が一時的でない下落か否かの評価を、市場価格の下落の程度とその期間、被投資会社の財政状態及び今後の見通し並びに当該有価証券の今後の保有方針等の観点から定期的に行っています。そのような一時的でない公正価値の下落が発生している場合、当社グループはその下落分について評価損を計上しています。

4) 有形固定資産の減価償却方法

有形固定資産の減価償却の方法は、主として定額法を採用しています。

5) 長期性資産の減損

のれん及び耐用年数が確定できない無形資産を除く長期性資産について、資産の帳簿価額を回収できない可能性を示す事象や状況の変化が生じた場合には、割引前予想キャッシュ・フローに基づいて減損の有無を評価しています。当該資産の帳簿価額を回収できないと判定された場合は、公正価値に基づき評価損を計上しています。公正価値は、リスクに見合う割引率を用いて算出した予想キャッシュ・フローの現在価値に基づいて測定されます。売却予定の長期性資産の場合、減損には売却費用も含まれます。売却以外の処分予定の長期性資産は、処分するまで保有かつ使用される資産として分類します。

6) のれん及びその他の無形資産

ASC 350「無形資産－のれん及びその他」に準拠し、のれん及び耐用年数が確定できない無形資産について、償却をしないかわりに少なくとも1年に一度は減損のテストを行っています。耐用年数が明らかな無形資産は、主として技術関連無形資産及びソフトウェアであり、それらは、契約期間または見積利用期間にわたり定額法により償却しています。

7) 貸倒引当金

受取債権に対する貸倒引当金は貸倒の実績、滞留状況の分析及び個別に把握された回収懸念債権を総合的に勘案し計上されています。法的な償還請求を含め、すべての債権回収のための権利が行使されてもなお回収不能な場合に、当該受取債権の全部または一部は回収不能とみなされ、貸倒引当金が充当されます。

8) 未払退職及び年金費用

当社及び一部の子会社は、従業員を対象とした種々の退職金及び退職年金制度を有しています。退職金制度の改訂によって生じた過去勤務費用は、給付を受けると予想される従業員の平均残存勤務期間にわたって償却されます。また、予測給付債務または年金資産のいずれかが大きい金額の10%を超える未認識の保険数理上の損益についても、給付を受けると予想される従業員の平均残存勤務期間にわたって償却されます。

9) 債務保証損失引当金

将来の債務保証等に係る損失に備えるため、被保証先の財政状態等を勘案し損失負担見込額を計上しています。

10) 新会計基準の適用

当社は、2017年1月1日より後に実施されたのれん減損テストから「Accounting Standards Updates」(以下「ASU」という。) 2017-04を早期適用しました。ASU 2017-04は、現行の米国会計基準において、のれん減損テストの際に求められる2段階テストのステップ2を廃止し、報告単位の帳簿価格がその公正価値を上回る場合に、当該報告単位に割り当てられたのれんの総額を上限として、その上回る額を減損額として認識することを要求しています。ASU 2017-04の適用が当社の2016年度決算における財政状態及び経営成績に与える影響はありません。

4. 連結貸借対照表に関する注記

1) 保証債務及び保証類似行為

136,159百万円

2) 重要な係争事件

2007年1月、欧州委員会は、ガス絶縁開閉装置市場における欧州競争法違反行為があったとして、当社を含む19社に課徴金を賦課することを決定したため、2007年4月にEU一般裁判所に決定の取消しを求めて訴訟を提起しました。2011年7月、同裁判所は、当社に対する課徴金を全て取消しましたが、欧州競争法違反行為があったとする欧州委員会の決定を支持したため、同年9月、当社は、EU司法裁判所に上訴しました。2012年6月、欧州委員会は、上述の判決により取消された課徴金を算定し直し、当社に対し56.8百万ユーロ、これに加えて三菱電機株式会社と連帯して4.65百万ユーロの課徴金を再賦課することを決定したため、同年9月、当社は、この決定に関する手続及びその内容が不当であるとして、EU一般裁判所へ提訴しました。2016年1月、EU一般裁判所は欧州委員会の課徴金再賦課決定を支持する判決を出し、当社は判決内容を精査した結果、2016年3月にEU司法裁判所に上訴していましたが、2017年7月にEU司法裁判所より欧州委員会の決定を支持する旨の判決を受領し、当該判決が確定しました。

当社は、上記課徴金に対して合理的に見積り可能な金額を引当計上しています。なお、当社による欧州競争法違反行為の有無については、2013年12月にEU司法裁判所により、欧州委員会の決定を支持する最終判断が下されました。

2011年2月、防衛省は、当社と防衛省の間で締結された「F-15用偵察システム」に関する開発製造請負契約につき一方的に解除の通知を行いました。2011年7月、当社は、この防衛省による解除を不当として、既に完成している部分についての代金等約9,319百万円の支払を求める訴訟を東京地方裁判所に提起しました。2012年10月、防衛省は当該契約の解除に基づく違約金請求の反訴を提起しました。2014年3月、当社は、約3,017百万円の請求の拡張を行いました。2016年3月、当社の請求が棄却される第一審の判決がありましたが、判決内容に承服できない点があることから、同月に東京高等裁判所に控訴しました。当社は契約に基づき適正に業務を遂行しており当該契約解除及び違約金請求は不当なものと考えているため、訴訟において当社の考えを主張してきましたが、2017年6月に裁判上の和解が成立したことにより、本件訴訟は終了しました。

当社は、2015年2月、証券取引等監視委員会から金融商品取引法第26条に基づき報告命令を受け、工事進行基準案件等について開示検査を受けました。その後、第三者委員会を設置し調査を行った結果、不適切な会計処理を継続的に実行してきたことが判明し、過年度の有価証券報告書等の訂正を行いました。当社の不適切な財務報告について、米国カリフォルニア州において、米国預託証券等の保有者によって当社を被告とした集団訴訟が提起され、当社は、米国証券関連法令の適用がないこと等を理由に、本件集団訴訟の棄却を裁判所に申し立てていましたが、米国時間2016年5月20日付で本集団訴訟を棄却する旨の決定がなされました。なお、本件決定については、米国時間2016年7月25日付で原告が上訴しました。

また、国内においても、当社の不適切な会計処理により損害を被ったとして、複数の損害賠償請求を受けており、当社は合理的に見積り可能な金額を引当計上しています。これまでに、海外機関投資家等からのそれぞれ16,106百万円、43,890百万円及び9,227百万円を請求する2016年6月付、2017年4月付及び同年6月付提起の訴訟、日本トラスティ・サービス信託銀行からのそれぞれ1,262百万円及び11,993百万円を請求する2016年5月付及び同年8月付提起の訴訟、日本マスタートラスト信託銀行等からのそれぞれ5,105百万円及び13,114百万円を請求する2017年3月付提起の訴訟、資産管理サービス信託銀行株式会社等からの14,065百万円を請求する2017年3月付提起の訴訟等が係属しています。なお、今後も株主等から当社に対して訴訟が提起される可能性があります。

当社グループは全世界において事業活動を展開しており、上記に記載しているものの他にも、訴訟やその他の法的手続に関与し、当局による調査を受けています。地域ごとの裁判制度等の違いやこれらの手続は本来見通しがつきにくいものであることから、通常の想定を超えた金額の支払が命じられる可能性も皆無ではありません。このため、これらについて当社グループに不利益な決定がなされた場合、その決定の内容によっては当社グループの事業、業績や財政状態に悪影響を与える可能性があります。しかしながら、当社グループが現在知りうるかぎり、これらの争訟は当社グループの財政状態及び経営成績に直ちに重大な影響を及ぼすものではないと当社グループは考えています。

3) (株)東芝の貸借対照表の資本金の額の減少及びその他資本剰余金の処分

日本の会社法の規定に基づき、2016年6月22日開催の第177期定時株主総会において、(株)東芝の欠損てん補を行うため、同社の貸借対照表の資本金の額の減少（239,901百万円）が承認され、2016年7月31日に、当該資本金の額の減少及びその他資本剰余金の処分（462,049百万円、資本金の額の減少により増加した額を含む。）を実施しました。米国においてはこれに該当する法令がないため、連結計算書類においても、(株)東芝の貸借対照表における欠損てん補処理をそのまま反映しています。

5. 連結損益計算書に関する注記

のれん減損損失

2016年度決算において、エネルギーシステムソリューション部門を中心に、748,554百万円ののれん減損損失を計上しました。なお、本金額の内731,640百万円はWECグループにおける原子力事業に関連するのれん減損損失であり、連結損益計算書においては非継続事業からの非支配持分控除前当期純損失（税効果後）に含めて表示しています。結果、継続事業からの税金等調整前当期純利益に含まれるのれん減損損失は16,914百万円です。

6. 非継続事業

1) ヘルスケア

当社は、2015年12月21日付「『新生東芝アクションプラン』の実施について」において公表したとおり、ヘルスケア事業が本来持つポテンシャルを最大限発揮し、企業価値・顧客価値の最大化を図るためには、積極的な支援を行う外部資本を導入し、同時に当社の財務体質強化を実現することが適当と判断し、東芝メディカルシステムズ(株) (以下「TMSC」という。)の売却手続を進めていました。その結果、当社は、2016年3月17日付でTMSC株式の売却 (以下「本件取引」という。)を決定し、キャノン株式会社と株式等譲渡契約書を締結しました。売却額の入金は同日で完了しており、TMSCは当社の子会社ではなくなりました。2016年12月19日までに、キャノン株式会社が主要各国の競争法規制当局からのクリアランス取得を完了したため、同日、TMSCはキャノン株式会社の子会社となっています。

また、本件取引に伴い、2016年3月末で社内カンパニーであるヘルスケア社を廃止しました。

これらの決定は、当社グループの事業運営、財政状態及び経営成績等に重要な影響をもたらす戦略上の変更になります。そのため、ASC 205-20に従い、当該処分グループの財政状態及び経営成績を連結貸借対照表及び連結損益計算書において、非継続事業として区分表示しています。

非継続事業として組み替えて表示された当該処分グループの経営成績は以下のとおりです。なお、2017年3月31日時点で、連結貸借対照表に含まれる当該処分グループの資産・負債はありません。

経営成績

売上高及びその他の収益	11,810百万円
売上高	6,528百万円
その他の収益	5,282百万円
売上原価及び費用	5,627百万円
売上原価	3,308百万円
販売費及び一般管理費	2,265百万円
その他の費用	54百万円
非継続事業からの税金等調整前当期純利益	6,183百万円
非継続事業からの税金等調整前売却益	13,638百万円
法人税等	2,171百万円
非継続事業からの非支配持分控除前当期純利益	17,650百万円
非継続事業からの非支配持分に帰属する当期純利益 (控除)	－百万円
非継続事業からの当社株主に帰属する当期純利益	17,650百万円

継続事業となる当社グループと当該処分グループとの間に重要な継続的関与に該当する事項はありません。

非継続事業として組み替えて表示された当該処分グループの有形固定資産の減価償却費及び無形資産の償却費、資本的支出は以下のとおりです。

有形固定資産の減価償却費及び無形資産の償却費	53百万円
資本的支出	32百万円

2) 家庭電器事業

当社は、2015年12月21日付「『新生東芝アクションプラン』の実施について」において公表したとおり、これまでセグメントにおけるライフスタイルに含めて報告していましたが当社グループの家庭電器事業について、事業運営のさらなる効率を図ると同時に、他社との事業再編も視野に入れ、構造改革を進めてきました。その結果、2016年3月30日付で東芝ライフスタイル(株) (以下「TLSC」という。)の映像事業を当社グループに移管し、家庭電器事業を残したTLSCの発行済株式の80.1%を、美的集団股份有限公司の100%子会社であるMidea International Corporation Company Limitedに譲渡する旨の株式譲渡契約を締結しました。

本件譲渡により、2016年6月30日をもって、TLSCは当社の子会社から外れ、美的集団グループに異動しました。これらの決定は、当社グループの事業運営、財政状態及び経営成績等に重要な影響をもたらす戦略上の変更になります。また、家庭電器事業を残したTLSC及びその子会社等は売却目的の資産に該当します。そのため、ASC 205-20に従い、当該処分グループの財政状態及び経営成績を連結貸借対照表及び連結損益計算書上、非継続事業として区分表示しています。

非継続事業として組み替えて表示された当該処分グループの経営成績は以下のとおりです。なお、2017年3月31日時点で、連結貸借対照表に含まれる当該処分グループの資産・負債はありません。

経営成績

売上高及びその他の収益	75,860百万円
売上高	75,138百万円
その他の収益	722百万円
売上原価及び費用	79,639百万円
売上原価	62,139百万円
販売費及び一般管理費	17,068百万円
その他の費用	432百万円
非継続事業からの税金等調整前当期純損失	△3,779百万円
非継続事業からの税金等調整前売却益	83,923百万円
法人税等	4,546百万円
非継続事業からの非支配持分控除前当期純利益	75,598百万円
非継続事業からの非支配持分に帰属する当期純利益 (控除)	26百万円
非継続事業からの当社株主に帰属する当期純利益	75,572百万円

継続事業となる当社グループと当該処分グループとの間に重要な継続的関与に該当する事項はありません。

非継続事業として組み替えて表示された当該処分グループの有形固定資産の減価償却費及び無形資産の償却費、資本的支出は以下のとおりです。

有形固定資産の減価償却費及び無形資産の償却費	224百万円
資本的支出	2,461百万円

3) WECグループにおける原子力事業

当社は、2017年3月29日付「当社海外連結子会社ウェスチングハウス社等の再生手続の申立について」において公表したとおり、これまでセグメントにおけるエネルギーシステムソリューションに含めて報告していました申請会社が、米国時間2017年3月29日に米国連邦倒産法第11章に基づく再生手続を申し立てることを決議し、同日付でニューヨーク州連邦破産裁判所に申し立てました。またWECグループは、再生手続の開始により、当社の実質的な支配から外れるため、当社の連結子会社から外れました。

申請会社の米国連邦倒産法第11章の申し立ては、海外原子力（AP1000）事業のリスクを遮断することを目指す当社の方針にも合致しており、主要なビジネス・ラインの処分に該当し、当社グループの事業運営、財政状態及び経営成績等に重要な影響をもたらす戦略上の変更になります。そのため、ASC 205-20に従い、当該処分グループの財政状態及び経営成績を連結貸借対照表及び連結損益計算書において、非継続事業として区分表示しています。

非継続事業として組み替えて表示された当該処分グループの経営成績は以下のとおりです。なお、2017年3月31日時点で、連結貸借対照表に含まれる当該処分グループの資産・負債はありません。

経営成績

売上高及びその他の収益	644,231百万円
売上高	643,066百万円
その他の収益	1,165百万円
売上原価及び費用	2,038,388百万円
売上原価	623,094百万円
のれん減損損失	731,640百万円
固定資産減損損失	114,220百万円
販売費及び一般管理費	80,624百万円
その他の費用	488,810百万円
非継続事業からの税金等調整前当期純損失	△1,394,157百万円
法人税等	△20,809百万円
非継続事業からの非支配持分控除前当期純損失	△1,373,348百万円
非継続事業からの非支配持分に帰属する当期純損失（控除）	△130,559百万円
非継続事業からの当社株主に帰属する当期純損失	△1,242,789百万円

その他の費用には、債務保証損失引当金繰入額687,658百万円、貸倒引当金繰入額239,687百万円、連結除外益△461,965百万円（控除項目として）が含まれています。

当社は、米国時間2017年6月9日に、米国ジョージア電力社他と、WECの新型原子炉「AP1000」2基の建設プロジェクトに関する当社親会社保証について、サザン電力（米国ジョージア電力社の親会社）に3,680百万米ドル（4,129億円）を2017年10月から2021年1月までの間に分割にて支払うことで合意しました。また、当社は、米国時間2017年7月27日に、米国サウスカロライナ電力&ガス社他とも、WECの新型原子炉「AP1000」2基の建設プロジェクトに関する当社親会社保証について、スキヤナ電力（米国サウスカロライナ電力&ガス社他の親会社）に2,168百万米ドル（2,432億円）を2017年10月から2022年9月までの間に分割にて支払うことで合意しました。これらの合意に伴い、

当社の保証責任は今回合意した金額を上限として固定され、親会社保証にかかる追加の費用負担を遮断したことになります。そして、今後、プロジェクトコストの増加等の如何なる事情を問わず、保証上限額以外の建設プロジェクト関連費用を当社に請求しないことを合意しています。上記の債務保証損失引当金繰入額687,658百万円は米国ジョージア電力社他及び米国サウスカロライナ電力&ガス社他との合意金額を反映しています。

貸倒引当金繰入額239,687百万円は、申請会社の再生手続開始に伴い、当社グループがWECグループに対して有する債権の価値が毀損したものと判断し、債権全額の貸倒引当金を計上したものです。なお、対応する債権は連結貸借対照表のその他の資産に計上されています。また、連結除外益△461,965百万円を算定するにあたっては、当社がWECグループに対して有する投資の公正価値をゼロと見積っています。

これらの会計上の見積りは、申請会社の再生手続の進展によって明らかとなる実際の当社負担額と大きく異なる可能性があります。現時点でその影響額を見積ることは困難です。

継続事業となる当社グループと当該処分グループとの間に重要な継続的関与に該当する事項はありません。

非継続事業として組み替えて表示された当該処分グループの有形固定資産の減価償却費及び無形資産の償却費、資本的支出は以下のとおりです。

有形固定資産の減価償却費及び無形資産の償却費	28,647百万円
資本的支出	7,804百万円

7. 金融商品に関する注記

1) 金融商品の状況に関する事項

当社は、短期的な預金を主体として資金運用しています。また社債発行及び銀行等金融機関からの借入等により資金を調達しています。投資有価証券は主として株式であり、市場性のある有価証券については、市場価格により公正価値を評価しています。

社債及び長期借入金の使途は運転資金及び設備投資資金です。

当社グループは通常のリスク管理の一環として、主に先物為替予約、金利スワップ契約、通貨スワップ契約といった様々な金融派生商品リスクを軽減するために利用しています。また、当社は在外事業体への投資にかかる為替変動のヘッジを目的として、為替予約及び外貨建借入金を利用しています。

当社グループは、金融派生商品のリスク管理、承認、報告及び監視に係る方針及び規程を有しています。当社グループの方針はトレーディング目的の金融派生商品の保有または発行を禁止しています。

2) 金融商品の時価等に関する事項

2017年3月31日における連結貸借対照表計上額、公正価値及びその差額は以下のとおりです。

	連結貸借対照表計上額	公正価値	差額
金融商品に関する資産			
投資有価証券及びその他の投資	52,655百万円	52,655百万円	－
金融商品に関する負債			
社債及び長期借入金	830,278百万円	788,001百万円	42,277百万円
金融派生商品	2,684百万円	2,684百万円	－

上記の表は、公正価値が貸借対照表計上額とほぼ同額である金融商品及びリース関連の金融商品を除いています。

当社グループは、これらの金融商品の公正価値を見積るに当たって、期末時点での市場情勢とリスクの見積りに基づいた種々の方法及び仮定を用いています。現金及び現金同等物、受取手形及び売掛金、短期借入金、支払手形及び買掛金並びに未払金及び未払費用を含む一定のものは、その大部分が満期までの期間が短いため、貸借対照表計上額と公正価値はほぼ同額であるとみなしています。投資有価証券及びその他の投資の一部は、公表されている市場価格を用いています。社債及び長期借入金の公正価値は、公表されている市場価格により、あるいは公表されている市場価格が存在しない場合には将来のキャッシュ・フローの見積割引現在価値により見積っています。その他の金融商品の公正価値の決定には、将来キャッシュ・フローの見積割引現在価値及び再取得価額等の手法が用いられています。これらの公正価値は、必ずしも期末日現在での市場における実現可能額を示していません。原価法により評価される市場性のない有価証券については、公正価値を見積ることが実務上困難であるため、「投資有価証券及びその他の投資」には含めていません。

8. 1株当たり情報に関する注記

基本的1株当たり当社株主に帰属する当期純利益（損失）は、期中の加重平均発行済普通株式数に基づき計算されます。

1株当たり継続事業からの当期純利益

基本的1株当たり継続事業からの当社株主に帰属する当期純利益 43円44銭

1株当たり非継続事業からの当期純損失

基本的1株当たり非継続事業からの当社株主に帰属する当期純損失 △271円52銭

1株当たり当期純損失

基本的1株当たり当社株主に帰属する当期純損失 △228円08銭

なお、希薄化後1株当たり当社株主に帰属する当期純損失については、希薄化効果を有する潜在株式が存在しないため記載していません。

9. 子会社におけるCB&Iストーン・アンド・ウェブスター社の株式取得について

WECは、2015年10月27日（米国時間）、CB&I社と、同社の子会社で、原子力発電所の建設と統合的なサービスを担うS&W社の全ての株式の取得に関する契約を締結し、同年12月31日（米国時間）に株式取得手続を完了し、S&W社を取得しました。これに伴い、株式取得手続完了までにWECとS&W社の間にあった費用求償等のクレームについては、当契約において相互に免責しています。

WECは、S&W社をコンソーシアムパートナーとして、米国のボーグル発電所とV.Cサマー発電所向けにAP1000原子力発電所の設計、エンジニアリング、調達、建設及びサポートを提供していましたが、買収後、S&W社は、WECの子会社として、上記米国の二つの発電所の建設工事を継続して進めてきました。また、WECは、上記米国ボーグル発電所プロジェクトのオーナーであるサザン電力社及びV.Cサマー発電所プロジェクトのオーナーであるスキャナ電力社との間でそれぞれEPC契約（設計、調達、建設を含む建設プロジェクト全体の一括契約）を変更し、各プロジェクトに関し、訴訟となっていたものも含め、株式取得時点においてオーナーとコンソーシアムの間に存在した全てのクレームについても相互に免責しています。

当社は、ASC 805「企業結合」（以下「ASC 805」という。）に基づき、取得した資産及び引き受けた負債への取得金額の配分を実施しました。上記株式取得契約において、米国の上記プロジェクトに対するCB&I社からWECへの継続的な機器供給等に関して、完工時及び一定のマイルストーン達成時等にWECからCB&I社への支払が予定されていたことを踏まえ、繰延払い対価の現在価値である約141百万米ドルからWECとCB&I社の間にあったクレームの解消に係る公正価値の約33百万米ドルを差し引いた約108百万米ドルを取得金額としています。

取得金額並びに取得した識別可能な資産及び負債の取得日現在の公正価値の要約表は以下のとおりです。

(単位：百万円)

(取得日現在)

	公正価値	暫定金額	修正額
取得金額	12,981	13,870	△889
流動資産	7,417	49,426	△42,009
固定資産	21,341	21,939	△598
流動負債	31,653	57,495	△25,842
工事損失引当金	652,267	—	652,267
識別可能純資産合計	△655,162	13,870	△669,032

(注) 1. 企業結合により認識された取得企業の測定期間中の暫定的な会計処理の修正は、その修正金額が確定した報告期間に認識しています。

2. 公正価値及び暫定金額を取得日時点の為替レートで円換算しています。

取得金額から取得した識別可能な資産及び負債の公正価値の合計を差し引いた差額の668,143百万円をのれんに計上し、計上したのれんは原子力事業部に配分され、当連結会計年度において、当該のれんについて減損損失を計上しています。これは、取得金額の配分を実施している中で、プロジェクトにかかるコストの見積りを見直した結果、コストが大幅に増加したことにより収益性が著しく低下し、超過収益力が期待できなくなったと判断したことによるものです。

なお、当社は、ASC 805に従い、S&W社の開始貸借対照表の暫定金額を算定しています。当社は、定性的かつ定量的なインプットを含む入手可能な最善の情報を利用しており、また、ASC 805に規定される暫定的な開始貸借対照表を算定するため要件に従い、経営者による判断を行っています。当社は、当連結会計年度にすべての定量的なインプットを入手することにより、適切に当該企業結合の会計処理を完了していますが、その最も重要な情報は、2016年度第3四半期連結会計期間において新たな建設工事業者から入手した最新の工事見積りです。

2015年度の暫定的な見積りにおいて考慮した情報には、取得前のS&W社における監査済みのコスト見積り、新たな建設工事業者を使用することなく従前の建設工事業者が継続的に建設工事を行ったと仮定した場合のリスク分析、取得前及び取得後の建設工事業者の変更による生産性の実績及び計画、取得時の契約見直しによる契約金額の増額や完工時期の見直しによる損害金の改善等が含まれています。

WEC及びその米国関係会社並びに米国外の事業会社群の持株会社である東芝原子力エネルギーホールディングス（英国）社は、米国時間2017年3月29日に米国連邦倒産法第11章に基づく再生手続を申し立てることを決議し、同日付でニューヨーク州連邦破産裁判所に申し立てました。再生手続の開始により、S&W社を含むWECグループは、当社グループの連結対象の範囲から除外され、連結貸借対照表及び連結損益計算書において、非継続事業として区分表示されています。

なお、運転資本調整の過程において、WECとCB&I社間で見解の相違があり、価格調整の解決手続を規定した条項の適用について、CB&I社から差し止めを求める訴訟が提起されていました。WECは、運転資本額の調整が上記株式取得契約の規定に基づいて行われ、契約上合意された想定運転資本額とWECが算定した運転資本額の差額である2,151百万米ドルについて、CB&I社からの支払が実現されるよう目指す一方、CB&I社は、CB&I社が算定した運転資本額が、契約上合意された運転資本額を上回る金額である428百万米ドルのWECからの支払及び訴訟での解決を主張していましたが、当該企業結合会計の確定時点において、上記係争中であったため、当該価格調整手続に関する資産・負債は認識しませんでした。

10. 重要な後発事象

メモリ事業の会社分割

当社は、メモリ事業における機動的かつ迅速な経営判断体制の整備と資金調達手段の拡充を通じて、さらなるメモリ事業の成長を図るため、2017年1月27日の取締役会において、当社の社内カンパニーであるストレージ&デバイスソリューション社のメモリ事業（SSD事業を含み、イメージセンサ事業を除く。）を会社分割（以下「本会社分割」という。）により分社化する方針を決定しました。本会社分割は、当社の完全子会社である東芝メモリ㈱（以下「TMC」という。）を対象とする吸収分割であり、当社は、2017年2月24日に本会社分割に係る吸収分割契約を締結し、同年4月1日を吸収分割の効力発生日としています。また、本会社分割について、2017年3月30日に臨時株主総会を開催し、承認決議を取得しました。

なお、当社は、メモリ事業を承継したTMCについてマジョリティ譲渡を含む外部資本の導入を検討しており、6月21日の取締役会において、㈱産業革新機構、バインキャピタル社、㈱日本政策投資銀行からなるコンソーシアムを、TMCの株式売却に係る優先交渉先とすることを決定しました。

仏法人ENGIE社からのニュージェネレーション社出資持分の取得

当社の連結子会社であるニュージェネレーション社（以下「NuGen社」という。）の株式は、当社グループが60%、仏法人ENGIE社グループ（以下「ENGIE社」という。）が40%を保有しており、当社とENGIE社は株主間契約を締結しています。当社の連結子会社であるWEC及びその米国関係会社並びに米国外の事業会社群の持株会社である東芝原子力エネルギーホールディングス（英国）社が、米国時間2017年3月29日に米国連邦倒産法第11章に基づく再生手続を申し立てることを決議し、同日付でニューヨーク州連邦破産裁判所に申し立てましたが、本申立が、株主間契約に定められた当社の帰責事由に該当することから、当社は、仏現地時間2017年4月3日に、当該規定に基づき、ENGIE社から同社が保有するNuGen社の株式全てを当社に売却する旨の通知を受領しました。ENGIE社との協議の結果、当社は、英国現地時間2017年7月25日に、約159億円でENGIE社が保有するNuGen社の株式全てを取得しました。なお、本取引に係る会計処理は、2017年度第1四半期連結会計期間に実施します。

借入金等への担保提供

当社は、(株)みずほ銀行、(株)三井住友銀行及び三井住友信託銀行(株)その他の取引金融機関合計95社に対し、2017年4月28日付で締結した担保権設定契約に基づき、当社が保有する上場株式（簿価887億円）と不動産（簿価28億円）を、上記取引金融機関からの借入金等の一部（2017年3月末時点の残高4,871億円）に対する担保として差し入れることに合意し、同日、差入が完了しました。

また、当社は、(株)みずほ銀行、(株)三井住友銀行及び三井住友信託銀行(株)その他の取引金融機関と締結しているコミットメントライン契約（借入枠総額6,800億円）に関して、2017年6月28日付で締結した株式根質権設定に関する協定書に基づき、TMC株式を担保として差し入れることに合意し、同年6月30日に差入が完了しました。

ランディス・ギア社のスイス証券取引所への上場による株式売却

当社は、当社グループの財務体質強化の観点から、当社の連結子会社であるランディス・ギア社の全株式を保有し、同社を管理運営するために設立された持株会社のランディス・ギア・グループの全株式について、IPOを含む様々な戦略的選択肢を検討してきましたが、2017年7月21日付でスイス証券取引所に上場することを決定しました。これにより、ランディス・ギア・グループの株式はスイス証券取引所において取引が開始され、当社は、この株式上場に際して行われる株式売出し（スイス国内における公募及びスイス国外における機関投資家向け販売）により、ランディス・ギア・グループ株式の当社保有分をすべて売却しました。当売出しによるランディス・ギア・グループ株式の決済は2017年7月25日に行われ、同日をもって、ランディス・ギア・グループ及びランディス・ギア社は、当社グループの連結子会社の範囲から除外されました。当株式の売却価額は約1,616億円（ランディス・ギア・グループ全株式の売却総額である約2,694億円の60%相当）であり、当株式売却に係る売却益は、2017年度第2四半期連結会計期間に計上する予定です。

計算書類

貸借対照表 (2017年3月31日現在)

資 産 の 部	
流 動 資 産	1,588,654
現 金 及 び 預 金	392,243
受 取 手 形 金	9,978
売 掛 金	742,028
商 品 及 び 製 品	155,558
原 材 料 及 び 貯 蔵 品	21,036
仕 掛 品	125,300
前 渡 金	18,810
前 払 費 用	11,707
そ の 他 金	186,031
貸 倒 引 当 金	△74,042
固 定 資 産	1,214,990
有 形 固 定 資 産	412,637
建 物	206,104
構 築 物	14,570
機 械 及 び 装 置	81,752
車 両 運 搬 具	225
工 具 、 器 具 及 び 備 品	41,153
土 地	54,191
一 ス 資 産	1,327
建 設 仮 勘 定	13,311
無 形 固 定 資 産	21,297
ソ フ ト ウ エ ア	17,403
そ の 他	3,894
投 資 そ の 他 の 資 産	781,055
投 資 有 価 証 券	62,375
関 係 会 社 株 式	464,332
出 資 金	305
関 係 会 社 出 資 金	112,178
長 期 貸 付 金	109,540
長 期 前 払 費 用	6,228
破 産 及 び 更 生 債 権	124,569
そ の 他	32,417
貸 倒 引 当 金	△130,893
資 産 合 計	2,803,644

(単位:百万円)

負 債 の 部	
流 動 負 債	2,156,479
支 払 手 形	2,173
買 掛 金	393,707
短 期 借 入 金	518,958
1 年 内 償 還 予 定 の 社 債	60,000
リ ー ス 債 務	914
未 払 金	123,591
未 払 法 人 税	188,435
前 払 受 取 金	15,554
預 り 引 当 金	231,145
製 品 保 証 引 当 金	285,486
工 事 損 失 引 当 金	9,194
関 係 会 社 事 業 損 失 引 当 金	68,038
訴 訟 損 失 引 当 金	79,881
債 務 保 証 損 失 引 当 金	7,591
そ の 他	143,761
固 定 負 債	28,045
社 長 期 借 入 金	1,377,502
リ ー ス 債 務	150,000
退 職 給 付 引 当 金	423,680
訴 訟 損 失 引 当 金	2,081
債 務 保 証 損 失 引 当 金	163,840
資 産 除 去 引 当 金	64,577
繰 延 税 金 負 債	543,897
そ の 他	3,952
負 債 合 計	13,187
純 資 産 の 部	12,287
株 主 資 本	3,533,982
資 本 金	△735,262
資 本 剰 余 金	200,000
そ の 他 資 本 剰 余 金	158,688
利 益 剰 余 金	158,688
そ の 他 利 益 剰 余 金	△1,092,006
圧 縮 記 帳 積 立 金	△1,092,006
繰 越 利 益 剰 余 金	10,235
自 己 株 式	△1,102,242
評 価 ・ 換 算 差 額 等	△1,945
そ の 他 有 価 証 券 評 価 差 額 金	4,925
繰 延 ヘ ッ ジ 損 益	17,846
純 資 産 合 計	△12,921
負 債 純 資 産 合 計	△730,337
	2,803,644

計算書類

損益計算書 (自 2016年4月1日 至 2017年3月31日) (単位:百万円)

売 上 高	2,615,379
売 上 原 価	2,024,890
売 上 総 利 益	590,488
販 売 費 及 び 一 般 管 理 費	399,405
営 業 利 益	191,083
営 業 外 収 益	89,111
受 取 利 息	3,604
受 取 配 当 金	60,897
そ の 他	24,610
営 業 外 費 用	71,546
支 払 利 息	17,357
為 替 差 損	18,076
そ の 他	36,111
経 常 利 益	208,648
特 別 利 益	156,904
関 係 会 社 株 式 等 売 却 益	79,863
貸 倒 引 当 金 戻 入 額	12,878
関 係 会 社 事 業 損 失 引 当 金 戻 入 額	29,723
固 定 資 産 売 却 益	22,143
事 業 分 離 に お け る 移 転 利 益	12,294
特 別 損 失	1,439,452
関 係 会 社 株 式 評 価 損	51,374
投 資 有 価 証 券 評 価 損	532
関 係 会 社 事 業 損 失 引 当 金 繰 入 額	16,824
減 損 損 失	8,531
訴 訟 関 連 損 失	63,956
海 外 原 子 力 事 業 撤 退 損 失	1,298,233
税 引 前 当 期 純 損 失	1,073,899
法 人 税 、 住 民 税 及 び 事 業 税	15,055
法 人 税 等 調 整 額	3,051
当 期 純 損 失	1,092,006

株主資本等変動計算書

(自 2016年4月1日 至 2017年3月31日)

(単位:百万円)

	株主資本							株主資本合計
	資本金	資本剰余金	利益剰余金				自己株式	
		その他資本剰余金	利益準備金	その他利益剰余金		利益剰余金合計		
				圧縮記帳積立金	繰越利益剰余金			
当期首残高	439,901	380,836	13,974	3,835	△479,859	△462,049	△1,887	356,801
当期変動額								
減資	△239,901	239,901						－
その他資本剰余金の処分		△462,049			462,049	462,049		－
利益準備金の取崩			△13,974		13,974	－		－
圧縮記帳積立金の積立				6,400	△6,400	－		－
当期純損失					△1,092,006	△1,092,006		△1,092,006
会社分割による減少		0						0
自己株式の取得							△58	△58
自己株式の処分		0					0	0
株主資本以外の項目 の当期変動額（純額）								
当期変動額合計	△239,901	△222,147	△13,974	6,400	△622,382	△629,957	△58	△1,092,064
当期末残高	200,000	158,688	－	10,235	△1,102,242	△1,092,006	△1,945	△735,262

	評価・換算差額等			純資産合計
	その他有価証券評価差額金	繰延ヘッジ損益	評価・換算差額等合計	
当期首残高	17,399	△2,653	14,745	371,547
当期変動額				
減資				－
その他資本剰余金の処分				－
利益準備金の取崩				－
圧縮記帳積立金の積立				－
当期純損失				△1,092,006
会社分割による減少				0
自己株式の取得				△58
自己株式の処分				0
株主資本以外の項目 の当期変動額（純額）	447	△10,267	△9,820	△9,820
当期変動額合計	447	△10,267	△9,820	△1,101,884
当期末残高	17,846	△12,921	4,925	△730,337

個別注記表

1. 継続企業の前提に関する注記

当社は、特別損失に海外原子力事業撤退損失1,298,233百万円を計上したことを主因に、2016年度当期純損失は1,092,006百万円になりました（2015年度当期純損失は330,017百万円）。この結果、2017年3月31日現在の株主資本は△735,262百万円、純資産は△730,337百万円になりました。

また、2016年12月28日付の格付機関による当社格付の引下げにより、当社の2017年3月31日現在の貸借対照表における長短借入金計942,638百万円のうち、主要借入先金融機関がアレンジャーであるシンジケートローン契約に基づく借入金残高257,661百万円（貸借対照表上、短期借入金に計上）が財務制限条項に抵触しています。当該借入金について、当社は、2017年8月10日現在においては、借入先金融機関の請求があった場合には期限の利益を喪失する可能性があります。なお、当社が当該借入金について期限の利益を喪失した場合、社債その他の借入金についても同様に期限の利益を喪失する可能性があります。

加えて、ウェスチングハウスエレクトリックカンパニー社（以下「WEC」という。）及びその米国関係会社の米国原子力発電所建設プロジェクトに関わる当社親会社保証の支出等を考慮すると、当社の今後の資金環境は厳しい状況となることが見込まれます。

さらに、当社には、特定建設業の許可が必要となる事業がありますが、特定建設業の許可の更新には、一定の財産的基礎を有することが必要とされています。当社の特定建設業の許可の有効期限は2017年12月ですが、当社が特段の対応をとらず一定の財産的基礎を満たさないと判断された場合には、特定建設業の許可の更新ができず、当該事業の遂行に重大な悪影響を与える可能性があります。

以上により、当社には継続企業の前提に重要な疑義を生じさせるような事象または状況が存在しています。

当社は当該状況を解消すべく、海外原子力事業のリスクを遮断する目的で、マジョリティ売却等による非連結化も視野に、ウェスチングハウス社グループの再編検討を行っていましたが、米国時間2017年3月29日に、WEC及びその米国関係会社並びに米国外の事業会社群の持株会社である東芝原子力エナジーホールディングス（英国）社（上記会社群を以下「申請会社」という。）は米国連邦倒産法第11章に基づく再生手続をニューヨーク州連邦破産裁判所に申し立てました。当社としては、裁判所の管轄のもと、申請会社と電力会社を含む利害関係者との適切な調整を図りながら米国原子力発電所建設プロジェクトに関する関係当事者間での合意形成を探っていくことがウェスチングハウス社グループの事業の再生には不可欠であり、再生手続の申し立てによるウェスチングハウス社グループの非連結化（非連結化されたウェスチングハウス社グループを以下「WECグループ」という。）は、海外原子力事業のリスクを遮断することを目指す当社の方針にも合致していると判断しました。海外原子力事業のリスク遮断については、当社は、米国時間2017年6月9日に、米国ジョージア電力社他と、WECの新型原子炉「AP1000」2基の建設プロジェクトに関する当社親会社保証について、サザン電力（米国ジョージア電力社の親会社）に3,680百万ドル（4,129億円）を2017年10月から2021年1月までの間に分割にて支払うことで合意しました。また、当社は、米国時間2017年7月27日に、米国サウスカロライナ電力&ガス社他とも、WECの新型原子炉「AP1000」2基の建設プロジェクトに関する当社親会社保証について、スキャナ電力（米国サウスカロライナ電力&ガス社他の親会社）に2,168百万ドル（2,432億円）を2017年10月から2022年9月までの間に分割にて支払うことで合意しました。これらの合意に伴い、当社の保証責任は今回合意した金額を上限として固定され、親会社保証にかかる追加の費用負担を遮断したことになります。そして、今後、プロジェクトコストの増加等の如何なる事情を問わず、保証上限額以外の建設プロジェクト関連費用を当社に請求しないことを合意しています。

また、メモリ事業については、機動的かつ迅速な経営判断体制の整備と借入金の返済原資の確保並びに連結株主資本及び連結純資産の回復のために、マジョリティ譲渡を含む外部資本の導入を視野に入れています。当該譲渡を円滑に進めるため、2017年3月30日に開催した臨時株主総会において、当社と当社の完全子会社である東芝メモリ(株)の間の吸収分割契約について承認を得て、2017年4月1日付でメモリ事業を分社化しました。そして、2017年6月21日に開催した当社取締役会にて(株)産業革新機構、ペインキャピタル社、(株)日本政策投資銀行から成るコンソーシアムを優先交渉先とすることを決定しました。今後、売却先との最終合意、各国競争法等の必要な手続を経て、2018年3月末までの売却完了を目指します。

上記のほかにも、資産の保有意義を聖域なく見直し、また、社会インフラ事業を中心として事業計画を着実に実行することで財政状態の改善を図ります。そして、借入先金融機関からの支援・協力を継続して得べく、誠実に説明を重ね、期限の利益喪失の権利行使に対する放棄（Waive）、コミットメントライン契約枠（6,800億円）の更新・増枠といったお願いを真摯に行っていきます。また、当社は、特定建設業の許可の更新について、特定建設業の許可を有している会社を承継会社とした会社分割を行うなど、あらゆる対策を講じていく所存です。

しかしながら、2017年8月10日現在、上記対応策の大半は進行中であるため、当社には継続企業の前提に関する重要な不確実性が認められます。

なお、計算書類は継続企業を前提として作成されており、継続企業の前提に関する重要な不確実性の影響を計算書類には反映していません。

2. 重要な会計方針に係る事項に関する注記

(1) 有価証券の評価基準及び評価方法

子会社株式及び関連会社株式…移動平均法による原価法

その他有価証券

時価のあるもの…期末日の市場価格等に基づく時価法（評価差額は全部純資産直入法により処理し、売却原価は移動平均法により算定しています）

時価のないもの…移動平均法による原価法

(2) デリバティブの評価基準及び評価方法

デリバティブ…時価法

(3) 棚卸資産の評価基準及び評価方法

商品及び製品……………個別法による原価法又は移動平均法による原価法

仕掛品……………個別法による原価法又は総平均法による原価法

原材料及び貯蔵品………移動平均法による原価法

貸借対照表価額は収益性の低下に基づく簿価切下げの方法により算定しています。

(4) 固定資産の減価償却の方法

有形固定資産（リース資産を除く）

定額法を採用しています。なお、主な耐用年数は、建物及び構築物が3～60年、機械及び装置が3～17年です。

計算書類

無形固定資産（リース資産を除く）

定額法を採用しています。なお、市場販売目的のソフトウェアは、見込販売数量に基づく方法又は残存有効期間（3年以内）に基づく定額法を採用しており、自社利用のソフトウェアは、社内における利用可能期間（5年以内）に基づく定額法を採用しています。

リース資産

所有権移転外ファイナンス・リース取引に係るリース資産

リース期間を耐用年数とし、残存価額を零とする定額法を採用しています。

(5) 引当金の計上基準

貸倒引当金

売上債権等の貸倒損失に備えるため、一般債権については貸倒実績率により、貸倒懸念債権等特定の債権については個別に回収可能性を検討し、回収不能見込額を計上しています。

製品保証引当金

製品のアフターサービスに対する費用に充てるため、保証期間内のサービス費用見込額を過去の実績を基礎に計上しています。

工事損失引当金

当期末において見込まれる未引渡工事の損失に備えるため、当該見込額を引当計上しています。

関係会社事業損失引当金

関係会社の事業に係る損失に備えるため、関係会社に対する出資金額等に係る損失負担見込額を超えて当社が負担することが見込まれる額等を引当計上しています。

訴訟損失引当金

訴訟や係争案件等の将来発生する可能性のある偶発損失に備えるため、偶発事象ごとに個別のリスクを検討し、合理的に算定した損失見込額を計上しています。

債務保証損失引当金

将来の債務保証等に係る損失に備えるため、被保証先の財政状態等を勘案し損失負担見込額を計上しています。

退職給付引当金

退職給付に充てるため、当期末における退職給付債務及び年金資産の見込額に基づき計上しています。退職給付債務の算定にあたり、退職給付見込額を当期までの期間に帰属させる方法については、給付算定式基準によっています。過去勤務費用は、その発生時の従業員の平均残存勤務期間以内の一定の年数（10年）による定額法により費用処理しています。数理計算上の差異は、その発生時の従業員の平均残存勤務期間以内の一定の年数（10年）による定額法によりそれぞれ発生の翌期から費用処理しています。

(6) 収益及び費用の計上基準

当期末までの進捗部分について成果の確実性が認められる工事契約については工事進行基準（工事の進捗率の見積りは原価比例法）を適用しています。

(7) ヘッジ会計の方法

ヘッジ会計の方法

原則として繰延ヘッジ処理によっています。なお、振当処理の要件を満たしている為替予約等については振当処理に、特例処理の要件を満たしている金利スワップについては特例処理によっています。

ヘッジ手段とヘッジ対象

ヘッジ手段…為替予約、金利スワップ、外貨建借入金等

ヘッジ対象…外貨建債権及び債務、外貨建予定取引、借入金、在外事業体に対する投資等

ヘッジ方針

為替リスク及び金利リスクの低減並びに金融収支改善のため、当社の実需の範囲内でヘッジを行っています。

ヘッジ有効性評価の方法

ヘッジ対象の相場変動又はキャッシュ・フロー変動の累計とヘッジ手段の相場変動又はキャッシュ・フロー変動の累計とを比較し、両者の変動額等を基礎にして、ヘッジ有効性を評価しています。ただし、特例処理によっている金利スワップについては、有効性の評価を省略しています。

(8) 消費税等の会計処理

税抜方式によっています。

(9) 連結納税制度の適用

連結納税制度を適用しています。

(10) 記載金額の表示

記載金額は百万円未満を切捨てて表示しています。

(11) 追加情報

(繰延税金資産の回収可能性に関する適用指針の適用)

「繰延税金資産の回収可能性に関する適用指針」（企業会計基準適用指針第26号 平成28年3月28日）を当事業年度から適用しております。

3. 表示方法の変更に関する注記

(貸借対照表)

「破産及び更生債権」は、前事業年度まで「固定資産」「投資その他の資産」の「その他」に含めて表示していましたが、当事業年度において重要性が増したため、区分掲記しています。なお、前事業年度の「固定資産」「投資その他の資産」の「その他」に含まれている「破産及び更生債権」は395百万円です。

「訴訟損失引当金」は、前事業年度まで「流動負債」の「未払費用」、また「固定負債」の「その他」に含めて表示していましたが、当事業年度において重要性が増したため、区分掲記しています。なお、前事業年度の「流動負債」の「未払費用」に含まれている「訴訟損失引当金」は5,647百万円、「固定負債」の「その他」に含まれている「訴訟損失引当金」は14,856百万円です。

(損益計算書)

「為替差損」は、前事業年度まで「営業外費用」の「その他」に含めて表示していましたが、当事業年度において重要性が増したため、区分掲記しています。なお、前事業年度の「営業外費用」の「その他」に含まれている「為替差損」は7,077百万円です。

4. 貸借対照表に関する注記

(1) 担保に供している資産及び担保に係る債務

担保に供している資産

関係会社株式

18百万円

上記の資産は関係会社の借入金623百万円に係る担保です。

(2) 有形固定資産減価償却累計額

1,008,950百万円

(3) 保証債務及び保証類似行為

リース債務、また発行した社債及び金融機関からの借入等に対して、次のとおり保証を行っています。

(単位：百万円)

被保証者	保証債務及び保証類似行為残高
フラッシュフォワード合同会社	63,966
フラッシュアライアンス(有)	32,020
東芝ジェイエスダブリュー・パワーシステム社	23,423
ニュージェネレーション社	22,412
フラッシュパートナーズ(有)	20,995
東芝アメリカエナジーシステム社	10,276
東芝南米社	8,639
その他	41,059
合計	222,793

(4) 重要な係争事件

2007年1月、欧州委員会は、ガス絶縁開閉装置市場における欧州競争法違反行為があったとして、当社を含む19社に課徴金を賦課することを決定したため、2007年4月にEU一般裁判所に決定の取消しを求めて訴訟を提起しました。2011年7月、同裁判所は、当社に対する課徴金を全て取消しましたが、欧州競争法違反行為があったとする欧州委員会の決定を支持したため、同年9月、当社は、EU司法裁判所に上訴しました。2012年6月、欧州委員会は、上述の判決により取消された課徴金を算定し直し、当社に対し56.8百万ユーロ、これに加えて三菱電機株式会社と連帯して4.65百万ユーロの課徴金を再賦課することを決定したため、同年9月、当社は、この決定に関する手続及びその内容が不当であるとして、EU一般裁判所へ提訴しました。2016年1月、EU一般裁判所は欧州委員会の課徴金再賦課決定を支持する判決を出し、当社は判決内容を精査した結果、2016年3月にEU司法裁判所に上訴していましたが、2017年7月にEU司法裁判所より欧州委員会の決定を支持する旨の判決を受領し、当該判決が確定しました。

当社は、上記課徴金に対して合理的に見積り可能な金額を引当計上しています。なお、当社による欧州競争法違反行為の有無については、2013年12月にEU司法裁判所により、欧州委員会の決定を支持する最終判断が下されました。

2011年2月、防衛省は、当社と防衛省の間で締結された「F-15用偵察システム」に関する開発製造請負契約につき一方的に解除の通知を行いました。2011年7月、当社は、この防衛省による解除を不当として、既に完成している部分についての代金等約9,319百万円の支払を求める訴訟を東京地方裁判所に提起しました。2012年10月、防衛省は当該契約の解除に基づく違約金請求の反訴を提起しました。2014年3月、当社は、約3,017百万円の請求の拡張を行いました。2016年3月、当社の請求が棄却される第一審の判決がありましたが、判決内容に承服できない点があることから、同月に東京高等裁判所に控訴しました。当社は契約に基づき適正に業務を遂行しており当該契約解除及び違約金請求は不当なものと考えているため、訴訟において当社の考えを主張してきましたが、2017年6月に裁判上の和解が成立したことにより、本件訴訟は終了しました。

当社は、2015年2月、証券取引等監視委員会から金融商品取引法第26条に基づき報告命令を受け、工事進行基準案件等について開示検査を受けました。その後、第三者委員会を設置し調査を行った結果、不適切な会計処理を継続的に実行してきたことが判明し、過年度の有価証券報告書等の訂正を行いました。当社の不適切な財務報告について、米国カリフォルニア州において、米国預託証券等の保有者によって当社を被告とした集団訴訟が提起され、当社は、米国証券関連法令の適用がないこと等を理由に、本件集団訴訟の棄却を裁判所に申し立てていましたが、米国時間2016年5月20日付で本集団訴訟を棄却する旨の決定がなされました。なお、本件決定については、米国時間2016年7月25日付で原告が上訴しました。

また、国内においても、当社の不適切な会計処理により損害を被ったとして、複数の損害賠償請求を受けており、当社は合理的に見積り可能な金額を引当計上しています。これまでに、海外機関投資家等からのそれぞれ16,106百万円、43,890百万円及び9,227百万円を請求する2016年6月付、2017年4月付及び同年6月付提起の訴訟、日本トラスティ・サービス信託銀行からのそれぞれ1,262百万円及び11,993百万円を請求する2016年5月付及び同年8月付提起の訴訟、日本マスタートラスト信託銀行等からのそれぞれ5,105百万円及び13,114百万円を請求する2017年3月付提起の訴訟、資産管理サービス信託銀行株式会社等からの14,065百万円を請求する2017年3月付提起の訴訟等が係属しています。なお、今後も株主等から当社に対して訴訟が提起される可能性があります。

当社グループは全世界において事業活動を展開しており、上記に記載しているものの他にも、訴訟やその他の法的手続に関与し、当局による調査を受けています。地域ごとの裁判制度等の違いやこれらの手続は本来見通しがつきにくいものであることから、通常の想定を超えた金額の支払が命じられる可能性も皆無ではありません。このため、これらについて当社グループに不利益な決定がなされた場合、その決定の内容によっては当社グループの事業、業績や財政状態に悪影響を与える可能性があります。しかしながら、当社グループが現在知りうるかぎり、これらの争訟は当社グループの財政状態及び経営成績に直ちに重大な影響を及ぼすものではないと当社グループは考えています。

(5) 関係会社に対する金銭債権及び金銭債務

短期金銭債権	507,183百万円
長期金銭債権	112,456百万円
短期金銭債務	556,747百万円

計算書類

5. 損益計算書に関する注記

- (1) 関係会社に対する売上高 1,559,023百万円
- (2) 関係会社からの仕入高 1,143,296百万円
- (3) 関係会社との営業取引以外の取引高 71,607百万円
- (4) 海外原子力事業撤退損失

当社グループは、ウェスチングハウスエレクトリックカンパニー社（以下、WEC）及びその米国関係会社並びに米国外の事業会社群の持株会社である東芝原子力エナジーホールディングス英国社が、2017年3月29日（米国時間）に米国連邦倒産法第11章に基づく再生手続（以下、再生手続）をニューヨーク州連邦破産裁判所に申し立てました。再生手続の開始に伴い、主に米国原子力発電所建設プロジェクトにおいて当社が電力会社に提供している親会社保証に関連する損失計上（687,658百万円）、WECグループに関する株式評価損の計上（443,409百万円）及びWECグループへの当社債権に対する貸倒引当金の計上（123,329百万円）を行ったことを要因として、特別損失に1,298,233百万円を計上しています。

6. 株主資本等変動計算書に関する注記

- (1) 当期末における発行済株式の種類及び総数
普通株式 4,237,602,026株
- (2) 当期末における自己株式の種類及び株式数
普通株式 3,793,341株
- (3) 剰余金の配当に関する事項

決議	配当金の総額	1株当たり配当額	基準日	効力発生日
2015年12月21日 取締役会	0円	0円	2016年3月31日	—
2016年9月21日 取締役会	0円	0円	2016年9月30日	—
2017年4月11日 取締役会	0円	0円	2017年3月31日	—

7. 税効果会計に関する注記

繰延税金資産の発生の主な原因は、株式評価損、債務保証損失引当金、退職給付引当金の否認等であり、全額評価性引当金を計上しています。

繰延税金負債の発生の主な原因は、その他有価証券評価差額金、租税特別措置法に基づく積立金の積立等です。

8. 関連当事者との取引に関する注記

子会社及び関連会社 (単位：百万円)

種類	会社名	議決権等の所有 割合（注3）	関連当事者との 関係	取引の内容	取引金額	科目	期末残高
子会社	東芝アメリカ電子部品社	所有 100.0%	当社製品の販売等	当社製品の販売（注5）	415,978	売掛金	79,626
子会社	東芝エレクトロニクス台湾社	所有 100.0%	当社製品の販売等	当社製品の販売（注5）	375,284	売掛金	43,036
子会社	東芝エレクトロニクスアジア社	所有 100.0%	当社製品の販売等	当社製品の販売（注5）	163,543	売掛金	35,842
子会社	東芝ライフスタイル(株) （注1）	所有 100.0%	資金の貸付等	債権放棄（注6）	132,000	－	－
子会社	ウェスチングハウスエレクトロニック（英国）ホールディング社（注2）	所有 100.0% （注4）	資金の貸付等	資金の貸付（注7）	72,923	短期貸付金	－
				利息の受取（注7）	42	その他の流動資産	－
子会社	ジーエヌエフティ社	所有 100.0%	資金の貸付等	資金の貸付（注7）（注8）	－	短期貸付金（注10）	37,976
関連会社	フラッシュフoward合同会社	所有 50.1%	資金の貸付等	資金の貸付（注7）（注8）	－	長期貸付金	39,500
				利息の受取（注7）	126	その他の流動資産	－
			債務保証等	－	－	債務保証等（注11）	63,966
子会社	ランディス・ギアホールディング社	所有 60.0%	資金の貸付等	資金の貸付（注7）（注8）	－	長期貸付金	24,120
				利息の受取（注7）	998	その他の流動資産	155
子会社	東芝情報機器フィリピン社	所有 100.0%	仕入等	仕入（注9）	295,601	買掛金	56,211
子会社	東芝プラントシステム(株)	所有 51.5%	仕入等	仕入（注9）	84,640	買掛金	38,029
子会社	東芝ソリューション(株)	所有 100.0%	資金の借入等	資金の預り（注7）（注8）	－	預り金	46,537
				利息の支払（注7）	487	未払費用	42
子会社	東芝アメリカ社	所有 100.0%	資金の借入等	資金の預り（注7）（注8）	－	預り金	41,801
				利息の支払（注7）	611	未払費用	63
子会社	東芝アジアパシフィック社	所有 100.0%	資金の借入等	資金の預り（注7）（注8）	－	預り金	34,895
				利息の支払（注7）	198	未払費用	40
関連会社	フラッシュアライアンス(有)	所有 50.1%	債務保証等	－	－	債務保証等（注11）	32,020

（注）1. 2016年6月30日に発行済み株式総数の80.1%を美的集団股份有限公司の子会社であるMidea International Corporation Company Limitedに譲渡し、関連当事者に該当しなくなったため、関連当事者であった期間の取引金額を記載しています。

2. 2017年3月29日に米国連邦倒産法第11章に基づく再生手続をニューヨーク州連邦破産裁判所に申し立てたことにより、関連当事者に該当しなくなったため、関連当事者であった期間の取引金額を記載しています。
3. 上記の議決権等の所有割合には、子会社による間接所有の議決権を含んでいます。
4. 当社及び当社の子会社が議決権の87%を有する東芝原子力エナジーホールディングス（英国）社がウェスチングハウスエレクトリック（英国）ホールディングス社の議決権の全部を有しています。
5. 当社製品の販売については、市場価格を勘案して一般取引条件を参考に両者協議の上決定しています。
6. 債権放棄に伴い、前年度末に計上した貸倒引当金123,000百万円を取り崩しています。
7. 資金の貸付・借入等については、市場金利を勘案して一般の取引条件を参考に両者協議の上決定しています。
8. 資金の貸付・借入等については、当社グループ内資金の有効活用を目的としたキャッシュマネジメントシステム等を利用し、取引が反復的に行われているため、取引金額の記載を省略しています。
9. 仕入については、市場価格を勘案して一般の取引条件を参考に両者協議の上決定しています。
10. 子会社への貸付債権に対し、合計15,519百万円の貸倒引当金を計上しています。
また、当期において合計15,519百万円の貸倒引当金繰入額を計上しています。
11. リース債務に対し、債務保証を行っています。

9. 1株当たり情報に関する注記

- | | |
|----------------|----------|
| (1) 1株当たり純資産額 | △172円50銭 |
| (2) 1株当たり当期純損失 | 257円92銭 |

10. 企業結合等関係に関する注記

（共通支配下の取引等）

(1) パソコン事業の会社分割

当社は、2016年4月1日付で、当社のパソコン事業を会社分割により連結子会社である東芝クライアントソリューション株式会社に承継しました。

① 会社分割の概要

ア. 分割後企業の名称

東芝クライアントソリューション株式会社

2016年4月1日付で、東芝情報機器株式会社から商号を変更しました。

イ. 分割した事業の内容

パソコン、タブレット商品及び法人向けIoTソリューション商品の開発・製造・販売。但し、DVD及びBD規格必須特許に係るライセンス事業、コピープロテクションに係る事業を除く。

ウ. 会社分割を行った主な理由

当社の社内カンパニーであるパーソナル&クライアントソリューション社と東芝情報機器株式会社を統合することにより、国内における設計や商品開発・グローバル生産管理・販売サービス等のリソースを集約することで、効率的な軽量経営を図るため会社分割を行いました。

エ. 会社分割日

2016年4月1日

オ. 法的形式を含む取引の概要

当社を吸収分割会社とし、東芝情報機器株式会社を吸収分割承継会社とする吸収分割

② 実施した会計処理の概要

「企業結合に関する会計基準」（企業会計基準第21号 平成25年9月13日）、「事業分離等に関する会計基準」（企業会計基準第7号 平成25年9月13日）及び「企業結合会計基準及び事業分離等会計基準に関する適用指針」（企業会計基準適用指針第10号 平成25年9月13日）に基づき、共通支配下の取引として会計処理を行っています。

(2) システムLSI事業の会社分割

当社は、2016年4月1日付で、当社の大分工場におけるシステムLSI事業の一部を会社分割により連結子会社である株式会社ジャパンセミコンダクターに承継しました。

① 会社分割の概要

ア. 分割後企業の名称

株式会社ジャパンセミコンダクター

2016年4月1日付で、岩手東芝エレクトロニクス株式会社から商号を変更しました。

イ. 分割した事業の内容

当社の大分工場における、200mm及び150mmウェハー製造ラインを主としたアナログIC等のシステムLSIの製造、製造受託、その他サービス事業

ウ. 会社分割を行った主な理由

当社の大分工場における200mm及び150mmウェハー製造ラインを用いたシステムLSI事業と岩手東芝エレクトロニクス株式会社における同事業を統合することにより、システムLSI事業において市場の成長が見込まれる、車載用を含むアナログIC、モータ制御ドライバなど、当社グループの技術的優位性が高い注力分野へ経営資源を集中するほか、200mm及び150mmウェハー製造ラインの効率的な一体運営を図るため会社分割を行いました。

エ. 会社分割日

2016年4月1日

オ. 法的形式を含む取引の概要

当社を吸収分割会社とし、岩手東芝エレクトロニクス株式会社を吸収分割承継会社とする吸収分割

② 実施した会計処理の概要

「企業結合に関する会計基準」（企業会計基準第21号 平成25年9月13日）、「事業分離等に関する会計基準」（企業会計基準第7号 平成25年9月13日）及び「企業結合会計基準及び事業分離等会計基準に関する適用指針」（企業会計基準適用指針第10号 平成25年9月13日）に基づき、共通支配下の取引として会計処理を行っています。

(事業分離)

(1) 業務用カメラ事業の事業分離

当社は、2016年10月1日付で、当社の医療機器向けを含む業務用カメラ事業を吸収分割により東芝メディカルシステムズ株式会社に承継しました。

① 事業分離の概要

ア. 分離先企業の名称

東芝メディカルシステムズ株式会社

イ. 分離した事業の内容

ライフサイエンス事業統括部ビデオセンシング推進部が行っている医療機器向けを含む業務用カメラ事業

ウ. 事業分離を行った主な理由

当社の本件事業のカメラ映像処理技術等と東芝メディカルシステムズ株式会社における画像診断事業との融合により事業領域を拡大させ、もって新規事業領域の開拓やコンポーネント事業の強化を図るため事業分離を行いました。

エ. 事業分離日

2016年10月1日

オ. 法的形式を含む取引の概要

当社を吸収分割会社とし、東芝メディカルシステムズ株式会社を吸収分割承継会社とする吸収分割

② 実施した会計処理の概要

「事業分離等に関する会計基準」（企業会計基準第7号 平成25年9月13日）及び「企業結合会計基準及び事業分離等会計基準に関する適用指針」（企業会計基準適用指針第10号 平成25年9月13日）に基づき、受取対価が現金等の財産のみである場合の会計処理を行っています。当該事業分離における移転利益は、特別利益に12,294百万円を計上しています。

③ 移転した事業に係る資産の適正な帳簿価格並びにその主な内訳

流動資産 303百万円

固定資産 105百万円

資産合計 408百万円

④ 分離した事業が含まれていた報告セグメント

その他事業

⑤ 当期の損益計算書に計上されている分離した事業に係る損益の概算額

当該影響は軽微なため、記載を省略しています。

11. 重要な後発事象に関する注記

（共通支配下の取引等）

(1) メモリ事業の会社分割

当社は、2017年4月1日付で、当社の社内カンパニーであるストレージ&デバイスソリューション社のメモリ事業を会社分割により分社化しました。

① 会社分割の概要

ア. 分割後企業の名称

東芝メモリ株式会社

イ. 分割した事業の内容

当社の社内カンパニーであるストレージ&デバイスソリューション社が行っているメモリ及び関連製品（SSDを含み、イメージセンサを除く）の開発・製造・販売事業及びその関連事業

ウ. 会社分割を行った主な理由

当社の社内カンパニーであるストレージ&デバイスソリューション社のメモリ事業を分社化することにより、メモリ事業における機動的かつ迅速な経営判断体制の整備及び資金調達手段の拡充を通じて、メモリ事業の更なる成長を図ります。

エ. 会社分割日

2017年4月1日

オ. 法的形式を含む取引の概要

当社を吸収分割会社とし、東芝メモリ株式会社を吸収分割承継会社とする吸収分割

② 実施した会計処理の概要

「企業結合に関する会計基準」（企業会計基準第21号 平成25年9月13日）、「事業分離等に関する会計基準」（企業会計基準第7号 平成25年9月13日）及び「企業結合会計基準及び事業分離等会計基準に関する適用指針」（企業会計基準適用指針第10号 平成25年9月13日）に基づき、共通支配下の取引として会計処理を行っています。

(2) 社会インフラ事業の会社分割

当社は、2017年7月1日付で、当社の社内カンパニーであるインフラシステムソリューション社を会社分割により連結子会社である東芝電機サービス株式会社に承継しました。

① 会社分割の概要

ア. 分割後企業の名称

東芝インフラシステムズ株式会社

2017年7月1日付で、東芝電機サービス株式会社から商号を変更しました。

イ. 分割した事業の内容

社会インフラ事業関連の製品・システム・サービスの開発・製造・販売

ウ. 会社分割を行った主な理由

当社の社内カンパニーであるインフラシステムソリューション社と東芝電機サービス株式会社を統合することにより、社会インフラ事業につき事業環境の変化に応じた最適かつ迅速な経営判断体制の構築及びガバナンス体制の強化を図り、循環型ライフサイクルビジネスを確立し顧客の価値を向上させる製品・システム・サービスの提供を通じて社会インフラ事業の継続的な成長を実現し、ひいては当社グループの企業価値の最大化を図ります。

なお、承継会社となる東芝電機サービス株式会社は社会インフラ事業に必要な特定建設業の許可を有しており継続的かつ円滑な事業承継が図れることとなります。

エ. 会社分割日

2017年7月1日

オ. 法的形式を含む取引の概要

当社を吸収分割会社とし、東芝電機サービス株式会社を吸収分割承継会社とする吸収分割

② 実施した会計処理の概要

「企業結合に関する会計基準」（企業会計基準第21号 平成25年9月13日）、「事業分離等に関する会計基準」（企業会計基準第7号 平成25年9月13日）及び「企業結合会計基準及び事業分離等会計基準に関する適用指針」（企業会計基準適用指針第10号 平成25年9月13日）に基づき、共通支配下の取引として会計処理を行っています。

(3) 電子デバイス事業（メモリ事業を除く）の会社分割

当社は、2017年7月1日付で、当社の社内カンパニーであるストレージ&デバイスソリューション社を会社分割により分社化しました。

① 会社分割の概要

ア. 分割後企業の名称

東芝デバイス&ストレージ株式会社

イ. 分割した事業の内容

ディスクリット半導体、システムLSI、HDD及び関連製品の開発・製造・販売事業及びその関連事業

ウ. 会社分割を行った主な理由

当社の社内カンパニーであるストレージ&デバイスソリューション社を会社分割により分社化することで、電子デバイス事業につき機動的かつ迅速な経営判断体制の構築及びガバナンス体制の強化を図ります。また、当社は、顧客の価値向上の実現に向けた製品の提供を通じて電子デバイス事業の更なる持続的な成長、ひいては当社グループの企業価値の最大化を図ります。

エ. 会社分割日

2017年7月1日

オ. 法的形式を含む取引の概要

当社を吸収分割会社とし、東芝デバイス&ストレージ株式会社を吸収分割承継会社とする吸収分割

② 実施した会計処理の概要

「企業結合に関する会計基準」（企業会計基準第21号 平成25年9月13日）、「事業分離等に関する会計基準」（企業会計基準第7号 平成25年9月13日）及び「企業結合会計基準及び事業分離等会計基準に関する適用指針」（企業会計基準適用指針第10号 平成25年9月13日）に基づき、共通支配下の取引として会計処理を行っています。

(4) ICTソリューション事業の会社分割

当社は、2017年7月1日付で、当社の社内カンパニーであるインダストリアルICTソリューション社を会社分割により連結子会社である東芝ソリューション株式会社に承継しました。

① 会社分割の概要

ア. 分割後企業の名称

東芝デジタルソリューションズ株式会社

2017年7月1日付で、東芝ソリューション株式会社から商号を変更しました。

イ. 分割した事業の内容

ICTソリューション事業関連の製品・システム・サービスの開発・製造・販売

ウ. 会社分割を行った主な理由

当社の社内カンパニーであるインダストリアルICTソリューション社と東芝ソリューション株式会社を統合することにより、変化の激しいICT市場に対応できる機動的かつ迅速な経営判断ができる体制を構築し、ガバナンス体制を強化します。市場のデジタルトランスフォーメーションに俊敏に対応し、サービス価値を創造・提供できるビジネス・イノベータを目指して事業拡大、業界におけるプレゼンス向上を追求します。加えて、ICT技術を活用し、当社グループの企業価値の最大化に貢献します。

なお、承継会社となる東芝ソリューション株式会社はICTソリューション事業に必要な特定建設業の許可を有しており継続的かつ円滑な事業承継が図れることとなります。

エ. 会社分割日

2017年7月1日

オ. 法的形式を含む取引の概要

当社を吸収分割会社とし、東芝ソリューション株式会社を吸収分割承継会社とする吸収分割

② 実施した会計処理の概要

「企業結合に関する会計基準」（企業会計基準第21号 平成25年9月13日）、「事業分離等に関する会計基準」（企業会計基準第7号 平成25年9月13日）及び「企業結合会計基準及び事業分離等会計基準に関する適用指針」（企業会計基準適用指針第10号 平成25年9月13日）に基づき、共通支配下の取引として会計処理を行っています。

(5) エネルギー事業の会社分割

当社は、2017年6月28日の定時株主総会の決議に基づき、2017年10月1日付で、当社の社内カンパニーであるエネルギーシステムソリューション社及び原子力事業統括部を会社分割により分社化する予定になります。

① 会社分割の概要

ア. 分割後企業の名称

東芝エネルギーシステムズ株式会社

イ. 分割する事業の内容

エネルギー事業関連の製品・システム・サービスの開発・製造・販売

ウ. 会社分割を行う主な理由

当社の社内カンパニーであるエネルギーシステムソリューション社及び原子力事業統括部を会社分割により分社化することで、エネルギー事業につき事業環境の変化に応じた機動的かつ迅速な経営判断体制の構築、ガバナンス体制の強化を図ります。また、次世代エネルギー市場での顧客の価値を向上させる製品・システム・サービスの提供を通じてエネルギー事業の更なる成長、ひいては当社グループの企業価値の最大化を図ります。

なお、新会社においてエネルギー事業に必要な特定建設業の許可を取得し継続的かつ円滑な事業承継を図ります。

エ. 会社分割日

2017年10月1日（予定）

オ. 法的形式を含む取引の概要

当社を吸収分割会社とし、東芝エネルギーシステムズ株式会社を吸収分割承継会社とする吸収分割

② 実施する会計処理の概要

「企業結合に関する会計基準」（企業会計基準第21号 平成25年9月13日）、「事業分離等に関する会計基準」（企業会計基準第7号 平成25年9月13日）及び「企業結合会計基準及び事業分離等会計基準に関する適用指針」（企業会計基準適用指針第10号 平成25年9月13日）に基づき、共通支配下の取引として会計処理を行います。

(担保提供)

当社は、(株)みずほ銀行、(株)三井住友銀行及び三井住友信託銀行(株)その他の取引金融機関合計95社に対し、2017年4月28日付で締結した担保権設定契約に基づき、当社が保有する上場株式（簿価887億円）と不動産（簿価28億円）を、上記取引金融機関からの借入金等の一部（2017年3月末時点の残高4,871億円）に対する担保として差し入れることに合意し、同日、差入が完了しました。

また、当社は、(株)みずほ銀行、(株)三井住友銀行及び三井住友信託銀行(株)その他の取引金融機関と締結しているコミットメントライン契約（借入枠総額6,800億円）に関して、2017年6月28日付で締結した株式根質権設定に関する協定書に基づき、東芝メモリ(株)株式を担保として差し入れることに合意し、同年6月30日に差入が完了しました。

(連結子会社の増資)

当社は、2017年6月20日に開催されたコーポレート経営会議において、当社の連結子会社である東芝ライテック株式会社の増資を引き受けることを決議し、2017年6月30日付で払込を実行いたしました。

① 増資の目的

東芝ライテック株式会社は、放電灯事業における過大投資や海外照明事業の不採算により債務超過となっておりましたが、この度同社における事業構造改革に一定の目途が立ったため、債務超過解消と今後の安定した事業運営を図るべく増資の引受けを実行いたします。

② 増資の概要

払込金額 : 323億円
払込日 : 2017年6月30日

③ 子会社の概要

名称 : 東芝ライテック株式会社
事業内容 : ア. 電球、放電灯、照明器具、配線器具、配電・制御機器およびこれらの関連商品ならびに応用装置、産業用光源機器の開発、製造ならびに販売
 イ. 前号に関連する電気工事、電気通信工事、消防施設工事、内装仕上工事、建築工事、鋼構造物工事、機械器具設置工事等の設計ならびに請負

資本金 : 増資前 100億円
 増資後 262億円
資本準備金 : 増資前 2億円
 増資後 163億円
当社出資比率 : 増資前 99.3%
 増資後 99.6%

（株式取得）

当社の連結子会社であるニュージェネレーション社（以下「NuGen社」という。）の株式は、当社グループが60%、仏法人ENGIE社グループ（以下「ENGIE社」という。）が40%を保有しており、当社とENGIE社は株主間契約を締結しています。当社の連結子会社であるWEC及びその米国関係会社並びに米国外の事業会社群の持株会社である東芝原子力エネルギーホールディングス（英国）社が、米国時間2017年3月29日に米国連邦倒産法第11章に基づく再生手続を申し立てることを決議し、同日付でニューヨーク州連邦破産裁判所に申し立てましたが、本申立が、株主間契約に定められた当社の帰責事由に該当することから、当社は、仏現地時間2017年4月3日に、当該規定に基づき、ENGIE社から同社が保有するNuGen社の株式全てを当社に売却する旨の通知を受領しました。ENGIE社との協議の結果、当社は、英国現地時間2017年7月25日に、約159億円でENGIE社が保有するNuGen社の株式全てを取得しました。なお、本取引に係る会計処理は、2017年度に実施します。

（株式売却）

当社は、当社グループの財務体質強化の観点から、当社の連結子会社であるランディス・ギア社の全株式を保有し、同社を管理運営するために設立された持株会社のランディス・ギア・グループの全株式について、IPOを含む様々な戦略的選択肢を検討してきましたが、2017年7月21日付でスイス証券取引所に上場することを決定しました。これにより、ランディス・ギア・グループの株式はスイス証券取引所において取引が開始され、当社は、この株式上場に際して行われる株式売出し（スイス国内における公募及びスイス国外における機関投資家向け販売）により、ランディス・ギア・グループ株式の当社保有分をすべて売却しました。当売出しによるランディス・ギア・グループ株式の決済は2017年7月25日に行われ、同日をもって、ランディス・ギア・グループ及びランディス・ギア社は、当社グループの連結子会社の範囲から除外されました。当株式の売却価額は約1,616億円（ランディス・ギア・グループ全株式の売却総額である約2,694億円の60%相当）であり、当株式売却に係る売却益は、2017年度に計上する予定です。

謄本

独立監査人の監査報告書

2017年8月10日

株式会社東芝
代表執行役社長 綱川 智 殿

PwCあらた有限責任監査法人

指定有限責任社員 業務執行社員	公認会計士	岩 尾 健太郎 ㊞
指定有限責任社員 業務執行社員	公認会計士	岸 信 一 ㊞
指定有限責任社員 業務執行社員	公認会計士	田 所 健 ㊞
指定有限責任社員 業務執行社員	公認会計士	加 藤 正 英 ㊞

当監査法人は、会社法第444条第4項の規定に基づき、株式会社東芝の2016年4月1日から2017年3月31日までの連結会計年度の連結計算書類、すなわち、連結貸借対照表、連結損益計算書、連結資本勘定計算書及び連結注記表について監査を行った。

連結計算書類に対する経営者の責任

経営者の責任は、連結計算書類を米国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準で求められる開示項目の一部を省略して作成することを認めている会社計算規則第120条の3第3項において準用する同規則第120条第1項後段の規定により作成し、適正に表示することにある。これには、不正又は誤謬による重要な虚偽表示のない連結計算書類を作成し適正に表示するために経営者が必要と判断した内部統制を整備及び運用することが含まれる。

監査人の責任

当監査法人の責任は、当監査法人が実施した監査に基づいて、独立の立場から連結計算書類に対する意見を表明することにある。当監査法人は、我が国において一般に公正妥当と認められる監査の基準に準拠して監査を行った。監査の基準は、当監査法人に連結計算書類に重要な虚偽表示がないかどうかについて合理的な保証を得るために、監査計画を策定し、これに基づき監査を実施することを求めている。

監査においては、連結計算書類の金額及び開示について監査証拠を入手するための手続が実施される。監査手続は、当監査法人の判断により、不正又は誤謬による連結計算書類の重要な虚偽表示のリスクの評価に基づいて選択及び適用される。監査の目的は、内部統制の有効性について意見表明するためのものではないが、当監査法人は、リスク評価の実施に際して、状況に応じた適切な監査手続を立案するために、連結計算書類の作成と適正な表示に関連する内部統制を検討する。また、監査には、経営者が採用した会計方針及びその適用方法並びに経営者によって行われた見積りの評価も含め全体としての連結計算書類の表示を検討することが含まれる。

当監査法人は、限定付適正意見表明の基礎となる十分かつ適切な監査証拠を入手したと判断している。

限定付適正意見の根拠

会社は、特定の工事契約に関連する損失652,267百万円を、当連結会計年度の連結損益計算書において非継続事業からの非支配持分控除前当期純損失（税効果後）に計上した。

しかし、当該損失の当連結会計年度における会計処理は、米国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠していない。当該損失が適切な期間に計上されていないことによる連結計算書類に与える影響は重要である。

注記9. 「子会社におけるCB&Iストーン・アンド・ウェブスター社の株式取得について」に記載されているとおり、会社の連結子会社であったウェスチングハウスエレクトリックカンパニー社（以下、「WEC」という。）は、2015年12月31日（米国時間）にCB&Iストーン・アンド・ウェブスター社（以下、「S&W社」という。）を取得したため、会社は2016年3月31日現在の連結計算書類を作成するにあたり、Accounting Standards Codification（以下、「ASC」という。）805「企業結合」に基づき、取得した識別可能な資産及び引き受けた負債を取得日の公正価値で測定し、取得金額を配分する必要があった。

ASC805は、公正価値の測定が完了するまでの期間中の決算期末においては、暫定的な見積りにより識別可能資産及び負債を計上することを要求している。また、ASC805は、公正価値による測定及び取得金額の配分を取得日から1年以内に最終化することを認めている。

会社は、2016年3月31日現在の工事損失引当金の暫定的な見積りに、すべての利用可能な情報に基づく合理的な仮定を使用していないかった。会社が、工事損失引当金について、すべての利用可能な情報に基づく合理的な仮定を使用して適時かつ適切な見積りを行っていたとすれば、当連結会計年度の連結損益計算書に計上された652,267百万円の中の相当程度ないしすべての金額は、前連結会計年度に計上されるべきであった。これらの損失は、前連結会計年度及び当連結会計年度の経営成績に質的及び量的に重要な影響を与えるものである。

会社が、2016年3月31日現在の連結計算書類を作成した時点（以下、「前期決算の当時」という。）において、利用可能であったが、工事損失引当金の暫定的な見積りに使用しなかった情報には次のようなものがある。

工事原価の発生実績が当初の見積りを大幅に超過していたが、この実績が将来の工事原価の見積りに反映されていなかった。また、取得のための調査を行った専門家が工事原価見積りを分析した際、見積りに使用された生産性を達成できないことや建設工事スケジュールを遵守できないことによるコスト増加のリスクを識別したが、これらは暫定的な見積りに反映されておらず、さらに、WECが契約により提出を要求されていたS&W社の最終の貸借対照表の分析に使用した生産性に関する仮定は、暫定的な見積りに使用した仮定と整合していなかった。

前期決算の当時、すべての利用可能な情報に基づく合理的な仮定を使用して工事損失引当金を計上した場合、注記9. 「子会社におけるCB&Iストーン・アンド・ウェブスター社の株式取得について」の公正価値の要約表における工事損失引当金の公正価値652,267百万円の中の相当程度ないしすべての金額は、2016年3月31日現在の連結貸借対照表の非継続事業流動負債に計上する必要があった。この結果、当連結会計年度の連結損益計算書の非継続事業からの非支配持分控除前当期純損失（税効果後）、非支配持分控除前当期純損失及び当社株主に帰属する当期純損失はそれぞれ過大に表示されている。また、連結資本勘定計算書における株主資本合計の2016年3月31日現在残高は過大に表示されている。

また、これらは、関連する注記6. 「非継続事業 3) WECグループにおける原子力事業」及び注記9. 「子会社におけるCB&Iストーン・アンド・ウェブスター社の株式取得について」に影響を与える。

限定付適正意見

当監査法人は、会社計算規則第120条の3第3項において準用する同規則第120条第1項後段の規定により米国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準で求められる開示項目の一部を省略して作成された上記の連結計算書類が、「限定付適正意見の根拠」に記載した事項の連結計算書類（関連する注記を含む。）に及ぼす影響を除き、株式会社東芝及び連結子会社からなる企業集団の当該連結計算書類に係る期間の財産及び損益の状況をすべての重要な点において適正に表示しているものと認める。

強調事項

1. 注記1. 「継続企業の前提に関する注記」に記載されているとおり、会社は、WEC及びその米国関係会社並びに米国外の事業会社群の持株会社である東芝原子力エナジーホールディングス（英国）社（上記会社群を以下、「申請会社」という。）に関連した損失（非継続事業からの当社株主に帰属する当期純損失）1,242,789百万円を計上したことを主因に、2016年度連結会計年度の当社株主に帰属する当期純損失は965,663百万円になり、この結果、2017年3月31日現在の連結株主資本は△552,947百万円、連結純資産は△275,704百万円となった。また、2016年12月28日付の格付機関による格付の引下げにより、シンジケートローン契約に基づく借入金残高257,661百万円が財務制限条項に抵触しており、当該借入金については借入先金融機関の請求があった場合に期限の利益を喪失する可能性がある。加えて、WEC及びその米国関係会社の米国原子力発電所建設プロジェクトに関わる親会社保証の支出等を考慮すると、会社の今後の資金環境は厳しい状況となることが見込まれ、さらに、特定建設業の許可の更新が出来ないために会社の事業遂行に重大な悪影響が発生する可能性がある。以上により、会社には、継続企業の前提に重要な疑義を生じさせるような事象又は状況が存在しており、現時点では継続企業の前提に関する重要な不確実性が認められる。なお、当該状況に対する対応策及び重要な不確実性が認められる理由については当該注記に記載されている。連結計算書類は継続企業を前提として作成されており、このような重要な不確実性の影響は連結計算書類に反映されていない。
2. 注記6. 「非継続事業」に記載されているとおり、申請会社は2017年3月29日に米国連邦倒産法第11章に基づく再生手を申し立てた。WECグループは、再生手続の開始により、会社の実質的な支配から外れるため、会社の連結子会社から外れた。また、これに伴いWECグループの財政状態及び経営成績は連結貸借対照表及び連結損益計算書において、非継続事業として区分表示されている。
3. 注記10. 「重要な後発事象」に記載されているとおり、会社は、株式会社みずほ銀行、株式会社三井住友銀行及び三井住友信託銀行株式会社その他の取引金融機関合計95社に対し、2017年4月28日付で締結した担保権設定契約に基づき、会社が保有する上場株式と不動産を、上記取引金融機関からの借入金等の一部（2017年3月末時点の残高4,871億円）に対する担保として差し入れることに合意し、同日、差入を完了した。また、会社は、株式会社みずほ銀行、株式会社三井住友銀行及び三井住友信託銀行株式会社その他の取引金融機関と締結しているコミットメントライン契約（借入枠総額6,800億円）に関して、2017年6月28日付で締結した株式根質権設定に関する協定書に基づき、会社の完全子会社である東芝メモリ株式会社の株式を担保として差し入れることに合意し、同年6月30日に差入が完了した。
4. 注記10. 「重要な後発事象」に記載されているとおり、会社は、会社が保有するランディス・ギア・グループの全株式を、2017年7月21日付のスイス証券取引所への同社株式の上場の際に売却した。
当該事項は、当監査法人の意見に影響を及ぼすものではない。

利害関係

会社と当監査法人又は業務執行社員との間には、公認会計士法の規定により記載すべき利害関係はない。

以上

謄本

独立監査人の監査報告書

2017年8月10日

株 式 会 社 東 芝
代表執行役社長 綱 川 智 殿

PwCあらた有限責任監査法人

指定有限責任社員 業 務 執 行 社 員	公認会計士	岩 尾 健太郎 ㊞
指定有限責任社員 業 務 執 行 社 員	公認会計士	岸 信 一 ㊞
指定有限責任社員 業 務 執 行 社 員	公認会計士	田 所 健 ㊞
指定有限責任社員 業 務 執 行 社 員	公認会計士	加 藤 正 英 ㊞

当監査法人は、会社法第436条第2項第1号の規定に基づき、株式会社東芝の2016年4月1日から2017年3月31日までの第178期事業年度の計算書類、すなわち、貸借対照表、損益計算書、株主資本等変動計算書及び個別注記表並びにその附属明細書について監査を行った。

計算書類等に対する経営者の責任

経営者の責任は、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠して計算書類及びその附属明細書を作成し適正に表示することにある。これには、不正又は誤謬による重要な虚偽表示のない計算書類及びその附属明細書を作成し適正に表示するために経営者が必要と判断した内部統制を整備及び運用することが含まれる。

監査人の責任

当監査法人の責任は、当監査法人が実施した監査に基づいて、独立の立場から計算書類及びその附属明細書に対する意見を表明することにある。当監査法人は、我が国において一般に公正妥当と認められる監査の基準に準拠して監査を行った。監査の基準は、当監査法人に計算書類及びその附属明細書に重要な虚偽表示がないかどうかについて合理的な保証を得るために、監査計画を策定し、これに基づき監査を実施することを求めている。

監査においては、計算書類及びその附属明細書の金額及び開示について監査証拠を入手するための手続が実施される。監査手続は、当監査法人の判断により、不正又は誤謬による計算書類及びその附属明細書の重要な虚偽表示のリスクの評価に基づいて選択及び適用される。監査の目的は、内部統制の有効性について意見表明するためのものではないが、当監査法人は、リスク評価の実施に際して、状況に応じた適切な監査手続を立案するために、計算書類及びその附属明細書の作成と適正な表示に関連する内部統制を検討する。また、監査には、経営者が採用した会計方針及びその適用方法並びに経営者によって行われた見積りの評価も含め全体としての計算書類及びその附属明細書の表示を検討することが含まれる。

当監査法人は、限定付適正意見表明の基礎となる十分かつ適切な監査証拠を入手したと判断している。

限定付適正意見の根拠

会社は、当事業年度の期首における貸借対照表の関係会社株式に、ウェスティングハウスエレクトリックカンパニー社（以下、「WEC」という。）の持株会社である東芝原子力エネルギーホールディングス（英国）社（以下、「TNEH（UK）」という。）及び東芝原子力エネルギーホールディングス（米国）社（以下、「TNEH（US）」という。）の株式合計338,704百万円を計上していたが、当事業年度において当該株式の評価減を計上し、損益計算書の特別損失の海外原子力事業撤退損失に338,704百万円を含めて計上した。

しかし、当該損失の当事業年度における会計処理は、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠していない。当該損失が適切な期間に計上されていないことによる計算書類及びその附属明細書に与える影響は重要である。

TNEH（UK）及びTNEH（US）はWECの持株会社であるため、TNEH（UK）及びTNEH（US）株式の実質価額を算定するためにはWECの実質価額を算定する必要がある。WECは、2015年12月31日（米国時間）にCB&Iストーン・アンド・ウェブスター社（以下、「S&W社」という。）を取得したため、2016年3月31日現在のWECの実質価額の算定にあたり、取得した識別可能な資産及び引き受けた負債の暫定的な見積りを考慮しなければならなかった。

会社は、2016年3月31日現在のWECの工事損失引当金の暫定的な見積りに、すべての利用可能な情報に基づく合理的な仮定を使用していなかった。会社が、WECの工事損失引当金について、すべての利用可能な情報に基づく合理的な仮定を使用して適時かつ適切な見積りを行っていたとすれば、当事業年度の損益計算書の特別損失の海外原子力事業撤退損失に含まれているTNEH（UK）とTNEH（US）の株式評価損338,704百万円のうちの相当程度ないすべての金額は前事業年度に計上されるべきであった。また、WECの工事損失引当金の暫定的な見積りがWECの実質価額を上回っていたとすれば、当該金額を関係会社事業損失引当金繰入額として前事業年度に計上するべきであった。これらの損失は、前事業年度及び当事業年度の経営成績に質的及び量的に重要な影響を与えるものである。

会社が2016年3月31日現在の計算書類及びその附属明細書を作成した時点（以下、「前期決算の当時」という。）において、利用可能であったが、WECの工事損失引当金の暫定的な見積りに使用しなかった情報には次のようなものがある。

工事原価の発生実績が当初の見積りを大幅に超過していたが、この実績が将来の工事原価の見積りに反映されていなかった。また、取得のための調査を行った専門家が工事原価見積りを分析した際、見積りに使用された生産性を達成できないことや建設工事スケジュールを遵守できないことによるコスト増加のリスクを識別したが、これらは暫定的な見積りに反映されておらず、さらに、WECが契約により提出を要求されていたS&W社の最終の貸借対照表の分析に使用した生産性に関する仮定は、暫定的な見積りに使用した仮定と整合していなかった。

前期決算の当時、すべての利用可能な情報に基づく合理的な仮定を使用してWECの工事損失引当金を算定した場合、当事業年度の期首における貸借対照表の関係会社株式に計上されているTNEH（UK）及びTNEH（US）株式338,704百万円のうちの相当程度ないすべての金額について評価減を計上するとともに、出資額に係る損失負担見込額を超えて会社が負担することが見込まれる額を関係会社事業損失引当金として計上することが必要であった。この結果、当事業年度の税引前当期純損失及び当期純損失はそれぞれ過大に表示されている。また、株主資本等変動計算書における株主資本合計の当事業年度の期首残高は過大に表示されている。

また、これらは、関連する損益計算書に関する注記(4)「海外原子力事業撤退損失」に影響を与える。

限定付適正意見

当監査法人は、上記の計算書類及びその附属明細書が、「限定付適正意見の根拠」に記載した事項の計算書類及びその附属明細書（関連する注記を含む。）に及ぼす影響を除き、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠して、当該計算書類及びその附属明細書に係る期間の財産及び損益の状況をすべての重要な点において適正に表示しているものと認める。

強調事項

1. 継続企業の前提に関する注記に記載されているとおり、会社は、海外原子力事業撤退損失1,298,233百万円を計上したことを主因に、2016年度当期純損失は1,092,006百万円になり（2015年度当期純損失は330,017百万円）、この結果、2017年3月31日現在の株主資本は△735,262百万円、純資産合計は△730,337百万円となった。また、2016年12月28日付の格付機関による格付の引下げにより、シンジケートローン契約に基づく借入金残高257,661百万円が財務制限条項に抵触しており、当該借入金については借入先金融機関の請求があった場合に期限の利益を喪失する可能性がある。加えて、WEC及びその米国関係会社の米国原子力発電所建設プロジェクトに関わる親会社保証の支出等を考慮すると、会社の今後の資金環境は厳しい状況となることが見込まれ、さらに、特定建設業の許可の更新が出来ないために会社の事業遂行に重大な悪影響が発生する可能性がある。以上により、会社には、継続企業の前提に重要な疑義を生じさせるような事象又は状況が存在しており、現時点では継続企業の前提に関する重要な不確実性が認められる。なお、当該状況に対する対応策及び重要な不確実性が認められる理由については当該注記に記載されている。計算書類及びその附属明細書は継続企業を前提として作成されており、このような重要な不確実性の影響は計算書類及びその附属明細書に反映されていない。
 2. 重要な後発事象に記載されているとおり、会社は、2017年4月1日付で、会社の社内カンパニーであるストレージ&デバイスソリューション社のメモリ事業を会社分割により分割した。
 3. 重要な後発事象に記載されているとおり、会社は、2017年7月1日付で、会社の社内カンパニーであるインフラシステムソリューション社を会社分割により連結子会社である東芝電機サービス株式会社に承継した。
 4. 重要な後発事象に記載されているとおり、会社は、2017年7月1日付で、会社の社内カンパニーであるストレージ&デバイスソリューション社を会社分割により分割した。
 5. 重要な後発事象に記載されているとおり、会社は、2017年7月1日付で、会社の社内カンパニーであるインダストリアルICTソリューション社を会社分割により連結子会社である東芝ソリューション株式会社に承継した。
 6. 重要な後発事象に記載されているとおり、会社は、2017年6月28日の定時株主総会の決議に基づき、2017年10月1日付で、会社の社内カンパニーであるエネルギーシステムソリューション社及び原子力事業統括部を会社分割により分社化する予定である。
 7. 重要な後発事象に記載されているとおり、会社は、株式会社みずほ銀行、株式会社三井住友銀行及び三井住友信託銀行株式会社その他の取引金融機関合計95社に対し、2017年4月28日付で締結した担保権設定契約に基づき、会社が保有する上場株式と不動産を、上記取引金融機関からの借入金等の一部（2017年3月末時点の残高4,871億円）に対する担保として差し入れることに合意し、同日、差入が完了した。また、会社は、株式会社みずほ銀行、株式会社三井住友銀行及び三井住友信託銀行株式会社その他の取引金融機関と締結しているコミットメントライン契約（借入枠総額6,800億円）に関して、2017年6月28日付で締結した株式根拠権設定に関する協定書に基づき、東芝メモリ株式会社の株式を担保に差し入れることに合意し、同年6月30日に差入が完了した。
 8. 重要な後発事象に記載されているとおり、会社は、2017年6月20日に当社連結子会社である東芝ライテック株式会社の増資を引き受けることを決議し、2017年6月30日付で払い込みを実行した。
 9. 重要な後発事象に記載されているとおり、会社は、会社が保有するランディス・ギア・グループの全株式を、2017年7月21日付のスイス証券取引所への同社株式の上場の際に売却した。
- 当該事項は、当監査法人の意見に影響を及ぼすものではない。

利害関係

会社と当監査法人又は業務執行社員との間には、公認会計士法の規定により記載すべき利害関係はない。

以 上

謄本

計算関係書類及び会計監査報告に係る監査報告書

当監査委員会は、2016年4月1日から2017年3月31日までの第178期事業年度（以下「当期」といいます。）の計算書類（貸借対照表、損益計算書、株主資本等変動計算書及び個別注記表）及びその附属明細書（以下まとめて「単独計算書類等」といいます。）並びに連結計算書類（連結貸借対照表、連結損益計算書、連結資本勘定計算書及び連結注記表。以下「連結計算書類」といいます。）について監査いたしました。その方法及び結果につき以下のとおり報告いたします。

1. 監査の方法及びその内容：

監査委員会は、その定めた監査の方針、職務の分担等に従い、単独計算書類等及び連結計算書類について執行役等から報告を受け、必要に応じて説明を求めました。さらに、会計監査人が独立の立場を保持し、かつ、適正な監査を実施しているかを監視及び検証するとともに、会計監査人からその職務の執行状況について報告を受け、必要に応じて説明を求めました。また、会計監査人から「職務の遂行が適正に行われることを確保するための体制」（会社計算規則第131条各号に掲げる事項）を「監査に関する品質管理基準」（平成17年10月28日企業会計審議会）等に従って整備している旨の通知を受け、必要に応じて説明を求めました。

上記に加え、監査委員会は、会計監査人からの示唆に基づき、Westinghouse Electric Company LLC.（以下「WEC」といいます。）によるChicago Bridge & Iron Company N.V.（以下「CB&I」といいます。）からのCB&I Stone & Webster, Inc.（以下「S&W」といいます。）の買収に伴う損失（以下「本件損失」といいます。）の計上に関し、外部弁護士事務所等の専門家に依頼して当社及びWECによる本件損失の認識時期を含む4件の調査を実施し、当該専門家から報告を受けました。

当該調査を受け、会計監査人が、当期に係る単独計算書類等及び連結計算書類を一般に公正妥当と認められる監査基準に準拠し適正に監査しているかについて、会計監査人から監査の実施状況の報告・説明を求めました。

以上の方法に基づき、当期に係る単独計算書類等及び連結計算書類につき検討いたしました。

2. 監査の結果：

監査委員会は、会計監査人であるPwCあらた有限責任監査法人（以下「PwCあらた」といいます。）の監査の方法及び結果につき、以下の点を除き相当であると認めます。

- PwCあらたは、会社は2016年3月期連結決算につき、S&W買収時及び買収後に工事コストの増加を示す情報が存在するにもかかわらず、全ての利用可能な情報に基づく合理的な仮定を使用して工事損失引当金を計上しなかった点において米国における一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠していないと指摘しております。また、同様の点を根拠として、2016年3月期単独決算につき、WECの持株会社2社の株式評価減の計上について、日本における一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠していないと指摘しております。これらの点に関して、監査委員会は、以下のように考えます。
- ◇ PwCあらたは、「取得のための調査を行った専門家が工事原価見積りを分析した際、見積りに使用された生産性を達成できないことや建設工事スケジュールを遵守できないことによるコスト増加のリスクを識別したが、これらは暫定的な見積りに反映されておらず、さらに、WECが契約により提出したS&W社の最終の貸借対照表の分析に使用した生産性に関する仮定は、暫定的な見積りに使用した仮定と整合していなかった」と述べています。しかし、そこにおいて、暫定的な見積りに反映されなかったとされ、暫定的な見積りと整合していなかったと指摘されている情報や仮定は、いずれも、S&W買収前の生産性等に関するものであり、CB&Iが工事を行うことを前提としたものであります。これらのCB&Iが工事を行うことを前提とした生産性の情報等については、S&W買収後にはCB&Iに替えて原子力発電所の建設工事に関する知見と経験を有するFluor Enterprises, Inc.（以下「Fluor」といいます。）を工事に参画させ生産性を改善すること等の対策を検討していたこと、そして、当該検討は外部専門家の検討を踏まえたものであることからして、その前提が大きく異なることなどから、2016年3月31日現在における工事損失引当金の見積りの根拠とすることは相当でなく、工事損失引当金が適切に計上されていないとする理由にはならないと考えられます。

- ◇

また、PwCあらたは、「工事原価の発生実績が当初の見積りを大幅に超過していたが、この実績が将来の工事原価の見積りに反映されていなかった」と述べています。しかし、まず、S&W買収前の生産性の実績に関する情報については、それ自体を、前提の大きく異なる2016年3月31日現在における工事損失引当金の見積りの根拠とすることが相当でないことは上記のとおりです。次に、S&W買収後の生産性の実績に関する情報については、FluorがCB&Iから新たに建設工事部分を引き継いでからしばらくの間は生産性が上昇に転じないことが当初から想定されており、工事の完成にはさらに数年間かかることも予定されていたことからすると、買収後数か月間の生産性に関する情報を2016年3月31日現在における工事損失引当金の見積りの根拠とすることは相当ではなく、工事損失引当金が適切に計上されていないとする理由にはならないと考えられます。
- ◇

なお、S&Wの買収により、上記の通り生産性の改善が期待できることその他、顧客との契約金が約30億ドルの契約金額の増額が得られること、WECがプロジェクト全体を管理することでシナジー効果が期待できること等も考慮されていたことを付言いたします。
- ◇

上記と同様の根拠により、WECの持株会社2社の株式評価減の計上を前事業年度に計上すべきとする理由もないと考えられます。
- 監査委員会としては、上記1. のとおり、外部弁護士事務所等の専門家に依頼して入念な調査を行い、当該調査結果に基づき、2017年4月11日に当社取締役会に対し、「2016年12月以前に、東芝及びWECが、財務諸表に織り込むことができる程度の確度をもって本件損失を認識し又は認識し得たと評価することは困難である」旨を報告しており、この結論を変えるに足る証拠は現在も見当たらないと判断しております。
- なお、前任の会計監査人である新日本有限責任監査法人からは2016年3月31日現在における単独計算書類等及び連結計算書類について無限定適正意見を得ており、今回の監査の経緯にかんがみ、同法人の見解も確認したところ、当社とPwCあらたから聴取した事実関係の範囲では、2016年3月期に係る監査意見を修正する原因となる可能性のある事実は識別されていないとの見解を得ております。

2017年8月10日

株式会社東芝 監査委員会

監査委員（常勤） 佐藤 良二 ㊞

監査委員 野田 晃子 ㊞

監査委員 古田 佑紀 ㊞

（注） 監査委員佐藤良二、野田晃子及び古田佑紀は、会社法第2条第15号及び第400条第3項に規定する社外取締役であります。

謄本

事業報告等に係る監査報告書

当監査委員会は、2016年4月1日から2017年3月31日までの第178期事業年度（以下、「当期」という。）における取締役及び執行役の職務の執行について監査いたしました。その方法及び結果につき以下のとおり報告いたします。

1. 監査の方法及びその内容：

監査委員会は、内部統制システム（会社法第416条第1項第1号ロ及びホに掲げる事項に関する取締役会決議の内容並びに当該決議に基づき整備されている体制）の状況について監視及び検証し、かつ、監査委員会が定めた監査の方針、職務の分担等に従い、当社の内部監査部門及び内部統制部門と連携の上、重要な会議に出席し、取締役及び執行役等からその職務の執行に関する事項の報告を受け、必要に応じて説明を求め、重要な決裁書類等を閲覧し、本社及び主要な事業所において業務及び財産の状況を調査しました。

なお、財務報告に係る内部統制については、執行役等及びPwCあらた有限責任監査法人から、両者の協議の状況並びに当該内部統制の評価及び監査の状況について報告を受け、必要に応じて説明を求めました。

また、事業報告に記載されている「当社の支配に関する基本方針」（会社法施行規則第118条第3号イの基本方針）については、その内容について検討を加えました。子会社については、子会社の取締役及び監査役等と意思疎通及び情報の交換を図り、必要に応じて子会社から事業の報告を受けました。

以上の方法に基づき、当期に係る事業報告及びその附属明細書につき検討いたしました。

2. 監査の結果：

- 一 事業報告及びその附属明細書は、法令及び定款に従い、会社の状況を正しく示しているものと認めます。
- 二 取締役及び執行役の職務の執行に関する不正の行為又は法令もしくは定款に違反する重大な事実認められませんでした。
- 三 内部統制システムに関する取締役会の決議は相当であると認めます。また、当該内部統制システムの整備及び運用についても、財務報告に係る内部統制を含め、有効であると認められます。
- 四 事業報告に記載されている「当社の支配に関する基本方針」は相当であると認めます。

2017年9月20日

株式会社東芝 監査委員会

監査委員（常勤） 佐 藤 良 二 ㊟

監 査 委 員 野 田 晃 子 ㊟

監 査 委 員 古 田 佑 紀 ㊟

(注) 監査委員佐藤良二、野田晃子及び古田佑紀は、会社法第2条第15号及び第400条第3項に規定する社外取締役であります。

メモ

[illegible]

(ご参考)

■会社概要(2017年3月31日現在)

商 本	号 社	株式会社東芝 〒105-8001 東京都港区芝浦一丁目1番1号 03-3457-4511 (代表) 受付時間 9:00~17:15 (土曜日・日曜日・祝日・年末年始ほか、当社休業日を除く) http://www.toshiba.co.jp/
創 設	業 立	1875年(明治8年)7月 1904年(明治37年)6月

■株主メモ

事 業 年 度	毎年4月1日から翌年3月31日
定 時 株 主 総 会	毎年6月中
基 準 日	定時株主総会 毎年3月31日 剰余金の配当 毎年3月31日、9月30日
公 告 方 法	電子公告 (http://www.toshiba.co.jp/about/ir/) ただし、事故その他やむを得ない事由によって電子公告による公告をすることができない場合は、日本経済新聞に掲載いたします。
株主名簿管理人及び 特別口座の口座管理機関	東京都千代田区丸の内一丁目4番1号 三井住友信託銀行株式会社
上 記 連 絡 先	〒168-0063 東京都杉並区和泉二丁目8番4号 三井住友信託銀行株式会社 証券代行部 0120-78-6502 (当社専用フリーダイヤル)

■お知らせ

1. 特別口座に記録された株式は、単元未満株式の買取り・買増しを除き株式売買はできませんので、証券会社等に開設された口座への振替をお勧めいたします。特別口座に関する各種手続きにつきましては、三井住友信託銀行株式会社が担当となりますので、0120-78-6502にお問い合わせください。
2. 配当金のお受け取りは、支払開始日に配当金を確実に受け取れる口座振込が便利です。
3. 住所変更、配当金振込指定その他各種手続きにつきましては、口座を開設されている証券会社等にお問い合わせください。